

## (付録) 『令和 2 年版 問答式 農業所得の税務』 関連法令・通達等

### 【目次】

- 資料 1 国税通則法 (昭和 37 年法律第 66 号) (抄)
- 資料 2 所得税法 (昭和 40 年法律第 33 号) (抄)
- 資料 3 消費税法 (昭和 63 年法律第 108 号) (抄)
- 資料 4 租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) (抄)
- 資料 5 国税通則法施行令 (昭和 37 年政令第 135 号) (抄)
- 資料 6 所得税法施行令 (昭和 40 年政令第 96 号) (抄)
- 資料 7 消費税法施行令 (昭和 63 年政令第 360 号) (抄)
- 資料 8 租税特別措置法施行令 (昭和 32 年政令第 43 号) (抄)
- 資料 9 所得税法施行規則 (昭和 40 年大蔵省令第 11 号) (抄)
- 資料 10 租税特別措置法施行規則 (昭和 32 年大蔵省令第 15 号) (抄)
- 資料 11 所得税法施行規則第五十六条第一項、第五十八条第一項及び第六十一条第一項に規定する記録の方法及び記載事項、取引に関する事項並びに科目 (昭和 42 年大蔵省告示第 112 号)
- 資料 12 所得税法施行規則第百二条第一項に規定する総収入金額及び必要経費に関する事項の簡易な記録の方法 (昭和 59 年大蔵省告示第 37 号)
- 資料 13 昭和 45 年 7 月 1 日付直審(所)30「所得税基本通達の制定について」 (抄)
- 資料 14 昭和 47 年 1 月 2 日付直所「農業協同組合受託農業経営事業等から生ずる収益に対する所得税の取扱いについて」
- 資料 15 昭和 48 年 12 月 7 日付直所 3-1「果樹共済に係る共済金及び共済掛金の取扱いについて」
- 資料 16 昭和 56 年 8 月 6 日付直所 5-6「租税特別措置法第 25 条及び第 67 条の 3 に規定する肉用牛の売却に係る所得の課税の特例に関する所得税及び法人税の取扱いについて」
- 資料 17 昭和 57 年 8 月 2 日付直所 5-7「採卵用鶏の取得費の取扱いについて」
- 資料 18 平成元年 3 月 29 日付直所 3-8「消費税法等の施行に伴う所得税の取扱いについて」
- 資料 19 平成 18 年 1 月 12 日付課個 5-3「農業を営む者の取引に関する記載事項等の特例について」 (法令解釈通達)

### 【注意事項】

- ※ 本データは『令和 2 年版 問答式 農業所得の税務』初版発行時の同書「凡例」に示す時点のものであることにご留意ください。また、本データの更新は行わないため、利用に際しては最新の法令等をご確認ください。

## 資料1 国税通則法（昭和37年法律第66号）（抄）

（災害等による期限の延長）

第十一条 国税庁長官、国税不服審判所長、国税局長、税務署長又は税関長は、災害その他やむを得ない理由により、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、政令で定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該期限を延長することができる。

（納税義務の成立及びその納付すべき税額の確定）

第十五条 国税を納付する義務（源泉徴収等による国税については、これを徴収して国に納付する義務。以下「納税義務」という。）が成立する場合には、その成立と同時に特別の手續を要しないで納付すべき税額が確定する国税を除き、国税に関する法律の定める手續により、その国税についての納付すべき税額が確定されるものとする。

2 納税義務は、次の各号に掲げる国税（第一号から第十三号までにおいて、附帯税を除く。）については、当該各号に定める時（当該国税のうち政令で定めるものについては、政令で定める時）に成立する。

一 所得税（次号に掲げるものを除く。） 暦年の終了の時

二～十五 省 略

3 省 略

（国税についての納付すべき税額の確定の方式）

第十六条 国税についての納付すべき税額の確定の手續については、次の各号に掲げるいずれかの方式によるものとし、これらの方式の内容は、当該各号に掲げるところによる。

一 申告納税方式 納付すべき税額が納税者のする申告により確定することを原則とし、その申告がない場合又はその申告に係る税額の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかつた場合その他当該税額が税務署長又は税関長の調査したところと異なる場合に限り、税務署長又は税関長の処分により確定する方式をいう。

二 賦課課税方式 納付すべき税額がもつぱら税務署長又は税関長の処分により確定する方式をいう。

2 国税（前条第三項各号に掲げるものを除く。）についての納付すべき税額の確定が前項各号に掲げる方式のうちいずれの方式によりされるかは、次に定めるところによる。

一 納税義務が成立する場合において、納税者が、国税に関する法律の規定により、納付すべき税額を申告すべきものとされている国税 申告納税方式

二 前号に掲げる国税以外の国税 賦課課税方式

（期限内申告）

第十七条 申告納税方式による国税の納税者は、国税に関する法律の定めるところにより、納税申告書を法定申告期限までに税務署長に提出しなければならない。

2 省 略

(期限後申告)

第十八条 期限内申告書を提出すべきであつた者(所得税法第二百二十三条第一項(確定損失申告)、第二百二十五条第三項(年の中途中で死亡した場合の確定損失申告)又は第二百二十七条第三項(年の中途中で出国をする場合の確定損失申告)(これらの規定を同法第百六十六条(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。))の規定による申告書を提出することができる者でその提出期限内に当該申告書を提出しなかつたもの及びこれらの者の相続人その他これらの者の財産に属する権利義務を包括して承継した者(法人が分割をした場合にあつては、第七条の二第四項(信託に係る国税の納付義務の承継)の規定により当該分割をした法人の国税を納める義務を承継した法人に限る。)を含む。)は、その提出期限後においても、第二十五条(決定)の規定による決定があるまでは、納税申告書を税務署長に提出することができる。

## 2・3 省 略

(修正申告)

第十九条 納税申告書を提出した者(その相続人その他当該提出した者の財産に属する権利義務を包括して承継した者(法人が分割をした場合にあつては、第七条の二第四項(信託に係る国税の納付義務の承継)の規定により当該分割をした法人の国税を納める義務を承継した法人に限る。))を含む。以下第二十三条第一項及び第二項(更正の請求)において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その申告について第二十四条(更正)の規定による更正があるまでは、その申告に係る課税標準等(第二条第六号イからハまで(定義)に掲げる事項をいう。以下同じ。)又は税額等(同号ニからヘまでに掲げる事項をいう。以下同じ。)を修正する納税申告書を税務署長に提出することができる。

- 一 先の納税申告書の提出により納付すべきものとしてこれに記載した税額に不足額があるとき。
- 二 先の納税申告書に記載した純損失等の金額が過大であるとき。
- 三 先の納税申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過大であるとき。
- 四 先の納税申告書に当該申告書の提出により納付すべき税額を記載しなかつた場合において、その納付すべき税額があるとき。

## 2～4 省 略

(納税申告書の提出先等)

第二十一条 納税申告書は、その提出の際におけるその国税の納税地(以下この条において「現在の納税地」という。)を所轄する税務署長に提出しなければならない。

## 2～4 省 略

(更正の請求)

第二十三条 納税申告書を提出した者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該申告書に係る国税の法定申告期限から五年(第二号に掲げる場合のうち法人税に係る場合については、十年)以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等(当該課税標準等又は税額等に関し次条又は第二十六条(再更正)の規定による更正(以下この条において「更正」という。))があつた場合には、当該更正後の課税標準等又は税額等)につき更正をすべき旨の請求

をすることができる。

- 一 当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていないこと又は当該計算に誤りがあつたことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額（当該税額に関し更正があつた場合には、当該更正後の税額）が過大であるとき。
- 二 前号に規定する理由により、当該申告書に記載した純損失等の金額（当該金額に関し更正があつた場合には、当該更正後の金額）が過少であるとき、又は当該申告書（当該申告書に関し更正があつた場合には、更正通知書）に純損失等の金額の記載がなかつたとき。
- 三 第一号に規定する理由により、当該申告書に記載した還付金の額に相当する税額（当該税額に関し更正があつた場合には、当該更正後の税額）が過少であるとき、又は当該申告書（当該申告書に関し更正があつた場合には、更正通知書）に還付金の額に相当する税額の記載がなかつたとき。

2～7 省 略

## 資料2 所得税法（昭和40年法律第33号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十五の五 省 略

十六 棚卸資産 事業所得を生ずべき事業に係る商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産（有価証券、第四十八条の二第一項（暗号資産の譲渡原価等の計算及びその評価の方法）に規定する暗号資産及び山林を除く。）で棚卸しをすべきものとして政令で定めるものをいう。

十七 省 略

十八 固定資産 土地（土地の上に存する権利を含む。）、減価償却資産、電話加入権その他の資産（山林を除く。）で政令で定めるものをいう。

十九 減価償却資産 不動産所得若しくは雑所得の基因となり、又は不動産所得、事業所得、山林所得若しくは雑所得を生ずべき業務の用に供される建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産で償却をすべきものとして政令で定めるものをいう。

二十 繰延資産 不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務に関し個人が支出する費用のうち支出の効果がその支出の日以後一年以上に及ぶもので政令で定めるものをいう。

二十一・二十二 省 略

二十三 変動所得 漁獲から生ずる所得、著作権の使用料に係る所得その他の所得で年々の変動の著しいもののうち政令で定めるものをいう。

二十四～三十二 省 略

三十三 同一生計配偶者 居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（第五十七条第一項（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するもの（第三十三号の四において「青色事業専従者等」という。）を除く。）のうち、合計所得金額が四十八万円以下である者をいう。

三十三の二 控除対象配偶者 同一生計配偶者のうち、合計所得金額が千万円以下である居住者の配偶者をいう。

三十三の三・三十三の四 省 略

三十四 扶養親族 居住者の親族（その居住者の配偶者を除く。）並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号（都道府県の採るべき措置）の規定により同法第六条の四（定義）に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十一条第一項第三号（市町村の採るべき措置）の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその居住者と生計を一にするもの（第五十七条第一項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、合計所得金額が四十八万円以下である者をいう。

三十四の二 控除対象扶養親族 扶養親族のうち、年齢十六歳以上の者をいう。

三十四の三 特定扶養親族 控除対象扶養親族のうち、年齢十九歳以上二十三歳未満の者をいう。

三十四の四 老人扶養親族 控除対象扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者をいう。

三十五 特別農業所得者 その年において農業所得（米、麦、たばこ、果実、野菜若しくは花の生産若しくは栽培又は養蚕に係る事業その他これに類するものとして政令で定める事業から生ずる所得をいう。以下この号において同じ。）の金額が総所得金額の十分の七に相当する金額を超え、かつ、その年九月一日以後に生ずる農業所得の金額がその年中の農業所得の金額の十分の七を超える者をいう。

三十六 予定納税額 第百四条第一項（予定納税額の納付）又は第百七条第一項（特別農業所得者の予定納税額の納付）（これらの規定を第百六十六条（申告、納付及び還付）において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき所得税の額をいう。

三十七～四十八 省 略

## 2 省 略

（納税義務者）

第五条 居住者は、この法律により、所得税を納める義務がある。

2 非居住者は、次に掲げる場合には、この法律により、所得税を納める義務がある。

一 第百六十一条第一項（国内源泉所得）に規定する国内源泉所得（次号において「国内源泉所得」という。）を有するとき（同号に掲げる場合を除く。）。

二 その引受けを行う法人課税信託の信託財産に帰せられる内国法人課税所得（第百七十四条各号（内国法人に係る所得税の課税標準）に掲げる利子等、配当等、給付補填金、利息、利益、差益、利益の分配又は賞金をいう。以下この条において同じ。）の支払を国内において受けるとき又は当該信託財産に帰せられる外国法人課税所得（国内源泉所得のうち第百六十一条第一項第四号から第十一号まで又は第十三号から第十六号までに掲げるものをいう。以下この条において同じ。）の支払を受けるとき。

## 3・4 省 略

（課税所得の範囲）

第七条 所得税は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める所得について課する。

一 非永住者以外の居住者 全ての所得

二 非永住者 第九十五条第一項（外国税額控除）に規定する国外源泉所得（国外にある有価証券の譲渡により生ずる所得として政令で定めるものを含む。以下この号において「国外源泉所得」という。）以外の所得及び国外源泉所得で国内において支払われ、又は国外から送金されたもの

三 非居住者 第百六十四条第一項各号（非居住者に対する課税の方法）に掲げる非居住者の区分に応じそれぞれ同項各号及び同条第二項各号に定める国内源泉所得

## 四・五 省 略

## 2 省 略

（非課税所得）

第九条 次に掲げる所得については、所得税を課さない。

一～十六 省 略

十七 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第四項（定義）に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した保険契約に基づき支払を受ける保険金及び損害賠償金（これらに類するものを含む。）で、心身に加えられた損害又は突発的な事故により資産に加えられた損害に基因して取得するものその他の政令で定めるもの

十八 省 略

## 2 省 略

（納税地）

第十五条 所得税の納税地は、納税義務者が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場所とする。

一 国内に住所を有する場合 その住所地

二 国内に住所を有せず、居所を有する場合 その居所地

三 前二号に掲げる場合を除き、恒久的施設を有する非居住者である場合 その恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地（これらが二以上ある場合には、主たるものの所在地）

四 第一号又は第二号の規定により納税地を定められていた者が国内に住所及び居所を有しないこととなつた場合において、その者がその有しないこととなつた時に前号に規定する事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを有せず、かつ、その納税地とされていた場所にその者の親族その他その者と特殊の関係を有する者として政令で定める者が引き続き、又はその者に代わつて居住しているとき。 その納税地とされていた場所

五 前各号に掲げる場合を除き、第百六十一条第一項第七号（国内源泉所得）に掲げる対価（船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。）を受ける場合 当該対価に係る資産の所在地（その資産が二以上ある場合には、主たる資産の所在地）

六 前各号に掲げる場合以外の場合 政令で定める場所

（納税地の特例）

第十六条 国内に住所のほか居所を有する納税義務者（第十八条第一項（納税地の指定）の規定により納税地の指定を受けている納税義務者を除く。次項において同じ。）は、前条第一号の規定にかかわらず、その住所地に代え、その居所地を納税地とすることができる。

2 国内に住所又は居所を有し、かつ、その住所地又は居所地以外の場所にその営む事業に係る事業場その他これに準ずるもの（以下この条において「事業場等」という。）を有する納税義務者は、前条第一号又は第二号の規定にかかわらず、その住所地又は居所地に代え、その事業場等の所在地（その事業場等が二以上ある場合には、これらのうち主たる事業場等の所在地。以下この条において同じ。）を納税地とすることができる。

## 3～6 省 略

（所得税額の計算の順序）

第二十一条 居住者に対して課する所得税の額は、次に定める順序により計算する。

一 次章第二節（各種所得の金額の計算）の規定により、その所得を利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得に区分し、

これらの所得ごとに所得の金額を計算する。

二 前号の所得の金額を基礎として、次条及び次章第三節（損益通算及び損失の繰越控除）の規定により同条に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額を計算する。

三 次章第四節（所得控除）の規定により前号の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から基礎控除その他の控除をして第八十九条第二項（税率）に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額を計算する。

四 前号の課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額を基礎として、第三章第一節（税率）の規定により所得税の額を計算する。

五 第三章第二節（税額控除）の規定により配当控除、分配時調整外国税相当額控除及び外国税額控除を受ける場合には、前号の所得税の額に相当する金額からその控除をした後の金額をもって所得税の額とする。

## 2 省 略

（課税標準）

第二十二條 居住者に対して課する所得税の課税標準は、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。

2 総所得金額は、次節（各種所得の金額の計算）の規定により計算した次に掲げる金額の合計額（第七十条第一項若しくは第二項（純損失の繰越控除）又は第七十一条第一項（雑損失の繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）とする。

一 利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額（第三十三条第三項第一号（譲渡所得の金額の計算）に掲げる所得に係る部分の金額に限る。）及び雑所得の金額（これらの金額につき第六十九条（損益通算）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額

二 譲渡所得の金額（第三十三条第三項第二号に掲げる所得に係る部分の金額に限る。）及び一時所得の金額（これらの金額につき第六十九条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額の二分の一に相当する金額

## 3 省 略

（利子所得）

第二十三條 利子所得とは、公社債及び預貯金の利子（公社債で元本に係る部分と利子に係る部分とに分離されてそれぞれ独立して取引されるもののうち、当該利子に係る部分であつた公社債に係るものを除く。）並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配（以下この条において「利子等」という。）に係る所得をいう。

2 利子所得の金額は、その年中の利子等の収入金額とする。

（不動産所得）

第二十六條 不動産所得とは、不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機（以下この項において「不動産等」という。）の貸付け（地上権又は永小作権の設定その他他人に不動産等を使用させることを含む。）による所得（事業所得又は譲渡所得に該当するものを除く。）をいう。

2 不動産所得の金額は、その年中の不動産所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額と



する。

(事業所得)

第二十七条 事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得（山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く。）をいう。

2 事業所得の金額は、その年中の事業所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする。

(譲渡所得)

第三十三条 譲渡所得とは、資産の譲渡（建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。）による所得をいう。

2 次に掲げる所得は、譲渡所得に含まれないものとする。

一 たな卸資産（これに準ずる資産として政令で定めるものを含む。）の譲渡その他営利を目的として継続的に行なわれる資産の譲渡による所得

二 前号に該当するもののほか、山林の伐採又は譲渡による所得

3 譲渡所得の金額は、次の各号に掲げる所得につき、それぞれその年中の当該所得に係る総収入金額から当該所得の基因となつた資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額を控除し、その残額の合計額（当該各号のうちいずれかの号に掲げる所得に係る総収入金額が当該所得の基因となつた資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額に満たない場合には、その不足額に相当する金額を他の号に掲げる所得に係る残額から控除した金額。以下この条において「譲渡益」という。）から譲渡所得の特別控除額を控除した金額とする。

一 資産の譲渡（前項の規定に該当するものを除く。次号において同じ。）でその資産の取得の日以後五年以内にされたものによる所得（政令で定めるものを除く。）

二 資産の譲渡による所得で前号に掲げる所得以外のもの

4 前項に規定する譲渡所得の特別控除額は、五十万円（譲渡益が五十万円に満たない場合には、当該譲渡益）とする。

5 省 略

(一時所得)

第三十四条 一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時的所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう。

2 一時所得の金額は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額（その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限る。）の合計額を控除し、その残額から一時所得の特別控除額を控除した金額とする。

3 前項に規定する一時所得の特別控除額は、五十万円（同項に規定する残額が五十万円に満たない場合には、当該残額）とする。

(雑所得)

第三十五条 雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山

林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう。

- 2 雑所得の金額は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。
  - 一 その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額
  - 二 その年中の雑所得（公的年金等に係るものを除く。）に係る総収入金額から必要経費を控除した金額
- 3 前項に規定する公的年金等とは、次に掲げる年金をいう。
  - 一 第三十一条第一号及び第二号（退職手当等とみなす一時金）に規定する法律の規定に基づく年金その他同条第一号及び第二号に規定する制度に基づく年金（これに類する給付を含む。第三号において同じ。）で政令で定めるもの
  - 二 恩給（一時恩給を除く。）及び過去の勤務に基づき使用者であつた者から支給される年金
  - 三 確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金（第三十一条第三号に規定する規約に基づいて拠出された掛金のうちにその年金が支給される同法第二十五条第一項（加入者）に規定する加入者（同項に規定する加入者であつた者を含む。）の負担した金額がある場合には、その年金の額からその負担した金額のうちその年金の額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額に相当する部分に限る。）その他これに類する年金として政令で定めるもの
- 4 省 略

（収入金額）

第三十六条 その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもつて収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする。

- 2 前項の金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額は、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額とする。
- 3 省 略

（必要経費）

第三十七条 その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額（事業所得の金額及び雑所得の金額のうち山林の伐採又は譲渡に係るもの並びに雑所得の金額のうち第三十五条第三項（公的年金等の定義）に規定する公的年金等に係るものを除く。）の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用（償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。）の額とする。

- 2 省 略

（譲渡所得の金額の計算上控除する取得費）

第三十八条 譲渡所得の金額の計算上控除する資産の取得費は、別段の定めがあるものを除き、その資産の取得に要した金額並びに設備費及び改良費の額の合計額とする。

2 譲渡所得の基因となる資産が家屋その他使用又は期間の経過により減価する資産である場合には、前項に規定する資産の取得費は、同項に規定する合計額に相当する金額から、その取得の日から譲渡の日までの期間のうち次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に掲げる金額の合計額を控除した金額とする。

一 その資産が不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の用に供されていた期間 第四十九条第一項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）の規定により当該期間内の日の属する各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されるその資産の償却費の額の累積額

二 前号に掲げる期間以外の期間 第四十九条第一項の規定に準じて政令で定めるところにより計算したその資産の当該期間に係る減価の額

（たな卸資産等の自家消費の場合の総収入金額算入）

第三十九条 居住者がたな卸資産（これに準ずる資産として政令で定めるものを含む。）を家事のために消費した場合又は山林を伐採して家事のために消費した場合には、その消費した時におけるこれらの資産の価額に相当する金額は、その者のその消費した日の属する年分の事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

（たな卸資産の贈与等の場合の総収入金額算入）

第四十条 次の各号に掲げる事由により居住者の有するたな卸資産（事業所得の基因となる山林その他たな卸資産に準ずる資産として政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。）の移転があつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その者のその事由が生じた日の属する年分の事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 贈与（相続人に対する贈与で被相続人である贈与者の死亡により効力を生ずるものを除く。）又は遺贈（包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を除く。） 当該贈与又は遺贈の時におけるそのたな卸資産の価額

二 著しく低い価額の対価による譲渡 当該対価の額と当該譲渡の時におけるそのたな卸資産の価額との差額のうち実質的に贈与をしたと認められる金額

2 居住者が前項各号に掲げる贈与若しくは遺贈又は譲渡により取得したたな卸資産を譲渡した場合における事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、次に定めるところによる。

一 前項第一号に掲げる贈与又は遺贈により取得したたな卸資産については、同号に掲げる金額をもつて取得したものとみなす。

二 前項第二号に掲げる譲渡により取得したたな卸資産については、当該譲渡の対価の額と同号に掲げる金額との合計額をもつて取得したものとみなす。

（農産物の収穫の場合の総収入金額算入）

第四十一条 農業を営む居住者が農産物（米、麦その他政令で定めるものに限る。）を収穫した場合には、その収穫した時における当該農産物の価額（以下この条において「収穫価額」という。）に相当する金額は、その者のその収穫の日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

2 前項の農産物は、同項に規定する時にその収穫価額をもつて取得したものとみなす。

(発行法人から与えられた株式を取得する権利の譲渡による収入金額)

第四十一条の二 居住者が株式を無償又は有利な価額により取得することができる権利として政令で定める権利を発行法人から与えられた場合において、当該居住者又は当該居住者の相続人その他の政令で定める者が当該権利をその発行法人に譲渡したときは、当該譲渡の対価の額から当該権利の取得価額を控除した金額を、その発行法人が支払をする事業所得に係る収入金額、第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等の収入金額、第三十条第一項（退職所得）に規定する退職手当等の収入金額、一時所得に係る収入金額又は雑所得（第三十五条第三項（雑所得）に規定する公的年金等に係るものを除く。）に係る収入金額とみなして、この法律（第二百二十四条の三（株式等の譲渡の対価の受領者等の告知）、第二百二十五条（支払調書及び支払通知書）及び第二百二十八条（名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書）並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）の規定を適用する。

(国庫補助金等の総収入金額不算入)

第四十二条 居住者が、各年において固定資産（山林を含む。以下この条及び次条において同じ。）の取得又は改良に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他政令で定めるこれらに準ずるもの（以下この条及び次条において「国庫補助金等」という。）の交付を受け、その年においてその国庫補助金等をもつてその交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良をした場合には、その国庫補助金等の返還を要しないことがその年十二月三十一日（その者が当該取得又は改良をした後その年の中途において死亡し又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時）までに確定した場合に限り、その国庫補助金等のうちその固定資産の取得又は改良に充てた部分の金額に相当する金額は、その者の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

2 居住者が各年において国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受ける固定資産を取得した場合には、その固定資産の価額に相当する金額は、その者の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

3 前二項の規定は、確定申告書にこれらの規定の適用を受ける旨、これらの規定により総収入金額に算入されない金額その他財務省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

#### 4・5 省 略

(条件付国庫補助金等の総収入金額不算入)

第四十三条 居住者が、各年において固定資産の取得又は改良に充てるための国庫補助金等の交付を受ける場合において、その国庫補助金等の返還を要しないことがその年十二月三十一日（その者がその年の中途において死亡し又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時）までに確定していないときは、その国庫補助金等の額に相当する金額は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

2 前項の規定の適用を受けた居住者が交付を受けた同項の国庫補助金等の全部又は一部の返還を要しないことが確定した場合には、その国庫補助金等の額のうちその確定した部分に相当する金額は、その国庫補助金等の交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良に充てられた金額のうち政令で定める金額を除き、その者のその確定した日の属する年分の各種所得の金額の計算上、

総収入金額に算入する。

- 3 第一項の規定の適用を受けた居住者が交付を受けた同項の国庫補助金等の全部又は一部の返還をすべきことが確定した場合には、その国庫補助金等の額のうちその確定した部分に相当する金額は、その者のその確定した日の属する年分の各種所得の金額の計算上、必要経費又は支出した金額に算入しない。
  - 4 第一項の規定は、確定申告書に同項の規定の適用を受ける旨、同項の規定により総収入金額に算入されない金額その他財務省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。
- 5・6 省 略

(移転等の支出に充てるための交付金の総収入金額不算入)

第四十四条 居住者が、国若しくは地方公共団体からその行政目的の遂行のために必要なその者の資産の移転、移築若しくは除却その他これらに類する行為（固定資産の改良その他政令で定める行為を除く。以下この項において「資産の移転等」という。）の費用に充てるため補助金の交付を受け、又は土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の規定による収用その他政令で定めるやむを得ない事由の発生に伴いその者の資産の移転等の費用に充てるための金額の交付を受けた場合において、その交付を受けた金額をその交付の目的に従って資産の移転等の費用に充てたときは、その費用に充てた金額は、その者の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。ただし、その費用に充てた金額のうち各種所得の金額の計算上必要経費に算入され又は譲渡に要した費用とされる部分の金額に相当する金額については、この限りでない。

(家事関連費等の必要経費不算入等)

- 第四十五条 居住者が支出し又は納付する次に掲げるものの額は、その者の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入しない。
- 一 家事上の経費及びこれに関連する経費で政令で定めるもの
  - 二 所得税（不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を行う居住者が納付する第三十一条第三項（確定申告税額の延納に係る利子税）、第三十六条（延払条件付譲渡に係る所得税額の延納に係る利子税）、第三十七条の二第十二項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予に係る利子税）又は第三十七条の三第十四項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予に係る利子税）の規定による利子税で、その事業についてのこれらの所得に係る所得税の額に対応するものとして政令で定めるものを除く。）
  - 三 所得税以外の国税に係る延滞税、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税並びに印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の規定による過怠税
  - 四 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による道府県民税及び市町村民税（都民税及び特別区民税を含む。）
  - 五 地方税法の規定による延滞金、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金
  - 六 省 略
  - 七 罰金及び科料（通告処分による罰金又は科料に相当するもの及び外国又はその地方公共団体が課する罰金又は科料に相当するものを含む。）並びに過料
  - 八～十三 省 略

## 2・3 省 略

(棚卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法)

第四十七条 居住者の棚卸資産につき第三十七条第一項(必要経費)の規定によりその者の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額を算定する場合におけるその算定の基礎となるその年十二月三十一日(その者が年の中途において死亡し又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時。以下この条から第五十条までにおいて同じ。)において有する棚卸資産(以下この項において「期末棚卸資産」という。)の価額は、棚卸資産の取得価額の平均額をもつてその年十二月三十一日において有する棚卸資産の評価額とする方法その他の政令で定める評価の方法のうちからその者が当該期末棚卸資産について選定した評価の方法により評価した金額(評価の方法を選定しなかつた場合又は選定した評価の方法により評価しなかつた場合には、評価の方法のうち政令で定める方法により評価した金額)とする。

## 2 省 略

(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)

第四十九条 居住者のその年十二月三十一日において有する減価償却資産につきその償却費として第三十七条(必要経費)の規定によりその者の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、その取得をした日及びその種類の区分に応じ、償却費が毎年同一となる償却の方法、償却費が毎年一定の割合で逡減する償却の方法その他の政令で定める償却の方法の中からその者が当該資産について選定した償却の方法(償却の方法を選定しなかつた場合には、償却の方法のうち政令で定める方法)に基づき政令で定めるところにより計算した金額とする。

## 2 省 略

(繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法)

第五十条 居住者のその年十二月三十一日における繰延資産につきその償却費として第三十七条(必要経費)の規定によりその者の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、その繰延資産に係る支出の効果の及ぶ期間を基礎として政令で定めるところにより計算した金額とする。

## 2 省 略

(資産損失の必要経費算入)

第五十一条 居住者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものについて、取りこわし、除却、滅失(当該資産の損壊による価値の減少を含む。)その他の事由により生じた損失の金額(保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額及び資産の譲渡により又はこれに関連して生じたものを除く。)は、その者のその損失の生じた日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

2 居住者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業について、その事業の遂行上生じた売掛金、貸付金、前渡金その他これらに準ずる債権の貸倒れその他政令で定める事由によ

り生じた損失の金額は、その者のその損失の生じた日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

### 3 省 略

4 居住者の不動産所得若しくは雑所得を生ずべき業務の用に供され又はこれらの所得の基因となる資産（山林及び第六十二条第一項（生活に通常必要でない資産の災害による損失）に規定する資産を除く。）の損失の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額、資産の譲渡により又はこれに関連して生じたもの及び第一項若しくは第二項又は第七十二条第一項（雑損控除）に規定するものを除く。）は、それぞれ、その者のその損失の生じた日の属する年分の不動産所得の金額又は雑所得の金額（この項の規定を適用しないで計算したこれらの所得の金額とする。）を限度として、当該年分の不動産所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

### 5 省 略

（貸倒引当金）

第五十二条 不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を営む居住者が、その有する売掛金、貸付金、前渡金その他これらに準ずる金銭債権（債券に表示されるべきものを除く。次項において同じ。）で当該事業の遂行上生じたもの（以下この項において「貸金等」という。）のうち、更生計画認可の決定に基づいて弁済を猶予され、又は賦払により弁済されることその他の政令で定める事実が生じていることによりその一部につき貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれるもの（当該貸金等に係る債務者に対する他の貸金等がある場合には、当該他の貸金等を含む。以下この項及び次項において「個別評価貸金等」という。）のその損失の見込額として、各年（事業の全部を譲渡し、又は廃止した日の属する年を除く。次項において同じ。）において貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該金額のうち、その年十二月三十一日（その者が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時。次項において同じ。）において当該個別評価貸金等の取立て又は弁済の見込みがないと認められる部分の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額は、その者のその年分の不動産所得、事業所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。ただし、その者が死亡した場合において、その相続人が当該事業を承継しなかつたときは、この限りでない。

2 青色申告書を提出する居住者で事業所得を生ずべき事業を営むものが、その有する売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権で当該事業の遂行上生じたもの（個別評価貸金等を除く。以下この項において「一括評価貸金」という。）の貸倒れによる損失の見込額として、各年において貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該金額のうち、その年十二月三十一日において有する一括評価貸金の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額は、その者のその年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。ただし、その者が死亡した場合において、その相続人が当該事業を承継しなかつたとき、その他政令で定める場合は、この限りでない。

3 前二項の規定によりその繰入れをした年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入された貸倒引当金勘定の金額は、その繰入れをした年の翌年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

### 4～6 省 略

(事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例)

第五十六条 居住者と生計を一にする配偶者その他の親族がその居住者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業に従事したことその他の事由により当該事業から対価の支払を受ける場合には、その対価に相当する金額は、その居住者の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入しないものとし、かつ、その親族のその対価に係る各種所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額は、その居住者の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。この場合において、その親族が支払を受けた対価の額及びその親族のその対価に係る各種所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額は、当該各種所得の金額の計算上ないものとみなす。

(事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等)

第五十七条 青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている居住者と生計を一にする配偶者その他の親族(年齢十五歳未満である者を除く。)で専らその居住者の営む前条に規定する事業に従事するもの(以下この条において「青色事業専従者」という。)が当該事業から次項の書類に記載されている方法に従いその記載されている金額の範囲内において給与の支払を受けた場合には、前条の規定にかかわらず、その給与の金額でその労務に従事した期間、労務の性質及びその提供の程度、その事業の種類及び規模、その事業と同種の事業でその規模が類似するものが支給する給与の状況その他の政令で定める状況に照らしその労務の対価として相当であると認められるものは、その居住者のその給与の支給に係る年分の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入し、かつ、当該青色事業専従者の当該年分の給与所得に係る収入金額とする。

2 その年分以後の各年分の所得税につき前項の規定の適用を受けようとする居住者は、その年三月十五日まで(その年一月十六日以後新たに同項の事業を開始した場合には、その事業を開始した日から二月以内)に、青色事業専従者の氏名、その職務の内容及び給与の金額並びにその給与の支給期その他財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 居住者(第一項に規定する居住者を除く。)と生計を一にする配偶者その他の親族(年齢十五歳未満である者を除く。)で専らその居住者の営む前条に規定する事業に従事するもの(以下この条において「事業専従者」という。)がある場合には、その居住者のその年分の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、各事業専従者につき、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額を必要経費とみなす。

一 次に掲げる事業専従者の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ その居住者の配偶者である事業専従者 八十六万円

ロ イに掲げる者以外の事業専従者 五十万円

二 その年分の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額(この項の規定を適用しないで計算した場合の金額とする。)を当該事業に係る事業専従者の数に一を加えた数で除して計算した金額

4 前項の規定の適用があつた場合には、各事業専従者につき同項の規定により必要経費とみなさ



れた金額は、当該各事業専従者の当該年分の各種所得の金額の計算については、当該各事業専従者の給与所得に係る収入金額とみなす。

5 第三項の規定は、確定申告書に同項の規定の適用を受ける旨及び同項の規定により必要経費とみなされる金額に関する事項の記載がない場合には、適用しない。

6 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出がなかつたこと又はその記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第三項の規定を適用することができる。

## 7・8 省 略

(贈与等により取得した資産の取得費等)

第六十条 居住者が次に掲げる事由により取得した前条第一項に規定する資産を譲渡した場合における事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その者が引き続きこれを所有していたものとみなす。

一 贈与、相続（限定承認に係るものを除く。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除く。）

二 前条第二項の規定に該当する譲渡

## 2・3 省 略

4 居住者が前条第一項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した資産を譲渡した場合における事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その者が当該資産をその取得の時ににおける価額に相当する金額により取得したものとみなす。

(小規模事業者の収入及び費用の帰属時期)

第六十七条 青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている居住者で不動産所得又は事業所得を生ずべき業務を行なうもののうち小規模事業者として政令で定める要件に該当するもののその年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額（山林の伐採又は譲渡に係るものを除く。）の計算上総収入金額及び必要経費に算入すべき金額は、政令で定めるところにより、その業務につきその年において収入した金額及び支出した費用の額とすることができる。

(損益通算)

第六十九条 総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を計算する場合において、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、政令で定める順序により、これを他の各種所得の金額から控除する。

## 2 省 略

(純損失の繰越控除)

第七十条 確定申告書を提出する居住者のその年の前年以前三年内の各年（その年分の所得税につき青色申告書を提出している年に限る。）において生じた純損失の金額（この項の規定により前年以前において控除されたもの及び第百四十二条第二項（純損失の繰戻しによる還付）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。）がある場合には、当該純損失の金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該確定申告書に係る年分の総所得金額、

退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。

- 2 確定申告書を提出する居住者のその年の前年以前三年内の各年において生じた純損失の金額（前項の規定の適用を受けるもの及び第四百四十二条第二項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。）のうち、当該各年において生じた次に掲げる損失の金額に係るもので政令で定めるものがあるときは、当該政令で定める純損失の金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該申告書に係る年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。
  - 一 変動所得の金額の計算上生じた損失の金額
  - 二 被災事業用資産の損失の金額
- 3 前項第二号に掲げる被災事業用資産の損失の金額とは、棚卸資産又は第五十一条第一項若しくは第三項（資産損失の必要経費算入）に規定する資産の災害による損失の金額（その災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。）で前項第一号に掲げる損失の金額に該当しないものをいう。
- 4 第一項又は第二項の規定は、これらの規定に規定する居住者が純損失の金額が生じた年分の所得税につき確定申告書を提出し、かつ、それぞれその後において連続して確定申告書を提出している場合に限り、適用する。
- 5 省 略

（雑損控除）

第七十二条 居住者又はその者と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものの有する資産（第六十二条第一項（生活に通常必要でない資産の災害による損失）及び第七十条第三項（被災事業用資産の損失の金額）に規定する資産を除く。）について災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合（その災害又は盗難若しくは横領に関連してその居住者が政令で定めるやむを得ない支出をした場合を含む。）において、その年における当該損失の金額（当該支出をした金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。以下この項において「損失の金額」という。）の合計額が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額を超えるときは、その超える部分の金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

- 一 その年における損失の金額に含まれる災害関連支出の金額（損失の金額のうち災害に直接関連して支出をした金額として政令で定める金額をいう。以下この項において同じ。）が五万円以下である場合（その年における災害関連支出の金額がない場合を含む。） その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の十分の一に相当する金額
- 二 その年における損失の金額に含まれる災害関連支出の金額が五万円を超える場合 その年における損失の金額の合計額から災害関連支出の金額のうち五万円を超える部分の金額を控除した金額と前号に掲げる金額とのいずれか低い金額
- 三 その年における損失の金額がすべて災害関連支出の金額である場合 五万円と第一号に掲げる金額とのいずれか低い金額

## 2・3 省 略

(社会保険料控除)

第七十四条 居住者が、各年において、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合又は給与から控除される場合には、その支払った金額又はその控除される金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

2 前項に規定する社会保険料とは、次に掲げるものその他これらに準ずるもので政令で定めるもの（第九条第一項第七号（在勤手当の非課税）に掲げる給与に係るものを除く。）をいう。

一～五 省 略

六 独立行政法人農業者年金基金法の規定により被保険者として負担する農業者年金の保険料

七～十二 省 略

3 省 略

(税率)

第八十九条 居住者に対して課する所得税の額は、その年分の課税総所得金額又は課税退職所得金額をそれぞれ次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額と、その年分の課税山林所得金額の五分の一に相当する金額を同表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額に五を乗じて計算した金額との合計額とする。

百九十五万円以下の金額	百分の五
百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額	百分の十
三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額	百分の二十
六百九十五万円を超え九百万円以下の金額	百分の二十三
九百万円を超え千八百万円以下の金額	百分の三十三
千八百万円を超え四千万円以下の金額	百分の四十
四千万円を超える金額	百分の四十五

2 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額は、それぞれ、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から前章第四節（所得控除）の規定による控除をした残額とする。

(変動所得及び臨時所得の平均課税)

第九十条 居住者のその年分の変動所得の金額及び臨時所得の金額の合計額（その年分の変動所得の金額が前年分及び前前年分の変動所得の金額の合計額の二分の一に相当する金額以下である場合には、その年分の臨時所得の金額）がその年分の総所得金額の百分の二十以上である場合には、その者のその年分の課税総所得金額に係る所得税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 その年分の課税総所得金額に相当する金額から平均課税対象金額の五分の四に相当する金額を控除した金額（当該課税総所得金額が平均課税対象金額以下である場合には、当該課税総所得金額の五分の一に相当する金額。以下この条において「調整所得金額」という。）をその年分の課税総所得金額とみなして前条第一項の規定を適用して計算した税額

二 その年分の課税総所得金額に相当する金額から調整所得金額を控除した金額に前号に掲げ

る金額の調整所得金額に対する割合を乗じて計算した金額

## 2～4 省 略

(特別農業所得者の予定納税額の納付)

第一百七条 次に掲げる居住者は、予定納税基準額が十五万円以上である場合には、第二期において、その予定納税基準額の二分の一に相当する金額の所得税を国に納付しなければならない。

一 前年において特別農業所得者であつた居住者

二 第一百十条（特別農業所得者の申請）の規定により、その年において特別農業所得者であると見込まれることについて税務署長の承認を受けた居住者

## 2・3 省 略

(特別農業所得者に係る予定納税基準額の計算の基準日等)

第一百八条 前条第一項の規定を適用する場合において、前年において特別農業所得者であつたかどうかの判定又は予定納税基準額の計算については、それぞれその年五月一日又はその年九月十五日において確定しているところによるものとし、居住者であるかどうかの判定は、その年十月三十一日の現況によるものとする。ただし、予定納税基準額の計算は、その年九月十六日から十一月三十日までの間におけるいずれかの日において確定したところにより計算した金額が本文の規定により計算した金額を下ることとなつた場合は、その日（その日が二以上ある場合には、その計算した金額が最も小さいこととなる日）において確定したところによるものとする。

(特別農業所得者に対する予定納税額等の通知)

第一百九条 税務署長は、第一百七条第一項（特別農業所得者の予定納税額の納付）の規定による納付をすべき居住者についてその年九月十五日の現況によりその予定納税基準額を計算し、その年十月十五日（同日において当該居住者が第二期において納付すべき予定納税額の納期限が国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）の規定により延長され、又は延長される見込みである場合には、その年十一月三十日（同条の規定により当該納期限が延長された場合には、その延長された当該納期限）の一月前の日）までに、その者に対し、その予定納税基準額及び第二期において納付すべき予定納税額を書面により通知する。

## 2・4 省 略

(特別農業所得者の申請)

第一百十条 前年において特別農業所得者でなかつた居住者は、その年五月一日の現況において、その年において特別農業所得者であると見込まれる場合には、その見込みについて、納税地の所轄税務署長の承認を求めることができる。

2 前項の承認を求めようとする居住者は、その年五月十五日までに、その年において特別農業所得者であると見込まれる事由その他財務省令で定める事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

## 3・4 省 略

(確定所得申告)

第百二十条 居住者は、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が第二章第四節(所得控除)の規定による雑損控除その他の控除の額の合計額を超える場合において、当該総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額からこれらの控除の額を第八十七条第二項(所得控除の順序)の規定に準じて控除した後の金額をそれぞれ課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額とみなして第八十九条(税率)の規定を適用して計算した場合の所得税の額の合計額が配当控除の額を超えるときは、第二百二十三条第一項(確定損失申告)の規定による申告書を提出する場合を除き、第三期(その年の翌年二月十六日から三月十五日までの期間をいう。以下この節において同じ。)において、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。この場合において、その年において支払を受けるべき第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等で第九十条(年末調整)の規定の適用を受けたものを有する居住者が、当該申告書を提出するときは、次に掲げる事項のうち財務省令で定めるものについては、財務省令で定める記載によることができる。

一～十一 省 略

2～5 省 略

6 その年において不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う居住者が第一項の規定による申告書を提出する場合(当該申告書が青色申告書である場合を除く。)には、財務省令で定めるところにより、これらの所得に係るその年中の総収入金額及び必要経費の内容を記載した書類を当該申告書に添付しなければならない。

7・8 省 略

(還付等を受けるための申告)

第百二十二条 居住者は、その年分の所得税につき第百二十条第一項第四号、第六号又は第八号(確定所得申告)に掲げる金額がある場合には、同項の規定による申告書を提出すべき場合及び次条第一項の規定による申告書を提出することができる場合を除き、第三百八条第一項(源泉徴収税額等の還付)又は第三百九条第一項若しくは第二項(予納税額の還付)の規定による還付を受けるため、税務署長に対し、第百二十条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出することができる。

2・3 省 略

(純損失の繰戻しによる還付の請求)

第百四十条 青色申告書を提出する居住者は、その年において生じた純損失の金額がある場合には、当該申告書の提出と同時に、納税地の所轄税務署長に対し、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額に相当する所得税の還付を請求することができる。

一 その年の前年分の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額につき第三章第一節(税率)の規定を適用して計算した所得税の額

二 その年の前年分の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額から当該純損失の金額の全部又は一部を控除した金額につき第三章第一節の規定に準じて計算した所得税の額

2 前項の場合において、同項に規定する控除した金額に相当する所得税の額がその年の前年分の

課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額に係る所得税の額（附帯税の額を除く。）をこえるときは、同項の還付の請求をすることができる金額は、当該所得税の額に相当する金額を限度とする。

### 3～5 省 略

#### （青色申告）

第四百四十三条 不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行なう居住者は、納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、確定申告書及び当該申告書に係る修正申告書を青色の申告書により提出することができる。

#### （青色申告の承認の申請）

第四百四十四条 その年分以後の各年分の所得税につき前条の承認を受けようとする居住者は、その年三月十五日まで（その年一月十六日以後新たに同条に規定する業務を開始した場合には、その業務を開始した日から二月以内）に、当該業務に係る所得の種類その他財務省令で定める事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

#### （青色申告の承認申請の却下）

第四百四十五条 税務署長は、前条の申請書の提出があつた場合において、その申請書を提出した居住者につき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その申請を却下することができる。

- 一 その年分以後の各年分の所得税につき第四百四十三条（青色申告）の承認を受けようとする年における同条に規定する業務に係る帳簿書類の備付け、記録又は保存が第四百四十八条第一項（青色申告者の帳簿書類）に規定する財務省令で定めるところに従つて行なわれていないこと。
- 二 その備え付ける前号に規定する帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載し又は記録していることその他不実の記載又は記録があると認められる相当の理由があること。
- 三 第二百五十条第二項（青色申告の承認の取消し）の規定による通知を受け、又は第一百五十一条第一項（青色申告の取りやめ）に規定する届出書の提出をした日以後一年以内にその申請書を提出したこと。

#### （青色申告の承認等の通知）

第四百四十六条 税務署長は、第四百四十四条（青色申告の承認の申請）の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした居住者に対し、書面によりその旨を通知する。

#### （青色申告の承認があつたものとみなす場合）

第四百四十七条 第四百四十四条（青色申告の承認の申請）の申請書の提出があつた場合において、その年分以後の各年分の所得税につき第四百四十三条（青色申告）の承認を受けようとする年の十二月三十一日（その年十一月一日以後新たに同条に規定する業務を開始した場合には、その年の翌年二月十五日）までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものとみなす。

(青色申告者の帳簿書類)

第百四十八条 第百四十三条(青色申告)の承認を受けている居住者は、財務省令で定めるところにより、同条に規定する業務につき帳簿書類を備え付けてこれに不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額に係る取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存しなければならない。

## 2 省 略

(青色申告書に添附すべき書類)

第百四十九条 青色申告書には、財務省令で定めるところにより、貸借対照表、損益計算書その他不動産所得の金額、事業所得の金額若しくは山林所得の金額又は純損失の金額の計算に関する明細書を添附しなければならない。

(青色申告の承認の取消し)

第百五十条 第百四十三条(青色申告)の承認を受けた居住者につき次の各号のいずれかに該当する事実がある場合には、納税地の所轄税務署長は、当該各号に掲げる年までさかのぼって、その承認を取り消すことができる。この場合において、その取消しがあつたときは、その居住者の当該年分以後の各年分の所得税につき提出したその承認に係る青色申告書は、青色申告書以外の申告書とみなす。

- 一 その年における第百四十三条に規定する業務に係る帳簿書類の備付け、記録又は保存が第百四十八条第一項(青色申告者の帳簿書類)に規定する財務省令で定めるところに従って行なわれていないこと。 その年
- 二 その年における前号に規定する帳簿書類について第百四十八条第二項の規定による税務署長の指示に従わなかつたこと。 その年
- 三 その年における第一号に規定する帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載し又は記録し、その他その記載又は記録をした事項の全体についてその真実性を疑うに足りる相当の理由があること。 その年

## 2 省 略

(青色申告の取りやめ等)

第百五十一条 第百四十三条(青色申告)の承認を受けている居住者は、その年分以後の各年分の所得税につき青色申告書の提出をやめようとするときは、その年の翌年三月十五日までに、その申告をやめようとする年その他財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、当該年分以後の各年分の所得税については、その承認は、その効力を失うものとする。

## 2 省 略

(源泉徴収に係る所得税の納期の特例)

第二百十六条 居住者に対し国内において第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等(以下この章において「給与等」という。)又は第三十条第一項(退職所得)に規定する退職手当等(以下この章において「退職手当等」という。)の支払をする者(第百八十四条(源泉徴収を要しな

い給与等の支払者)に規定する者を除く。)は、当該支払をする者の事務所、事業所その他これらに準ずるものでその支払事務を取り扱うもの(給与等の支払を受ける者が常時十人未満であるものに限る。以下この章において「事務所等」という。)につき、当該事務所等の所在地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、一月から六月まで及び七月から十二月までの各期間(当該各期間のうちその承認を受けた日の属する期間については、その日の属する月から当該期間の最終月までの期間とする。以下この条において同じ。)に当該事務所等において支払った給与等及び退職手当等(非居住者に対して支払った給与等及び退職手当等並びに第二百四条第一項第二号(源泉徴収をされる報酬又は料金)に掲げる報酬又は料金を含む。以下この条において同じ。)について第二章から前章まで(給与所得等に係る源泉徴収)の規定により徴収した所得税の額を、これらの規定にかかわらず、一月から六月までの期間に係る給与等及び退職手当等について徴収した所得税の額にあつては当該期間の属する年の七月十日までに、七月から十二月までの期間に係る給与等及び退職手当等について徴収した所得税の額にあつては当該期間の属する年の翌年一月二十日までに国に納付することができる。

(納期の特例に関する承認の申請等)

第二百七条 前条の承認の申請をしようとする者は、その承認を受けようとする事務所等の所在地、当該事務所等において給与等の支払を受ける者の数その他財務省令で定める事項を記載した申請書を同条に規定する税務署長に提出しなければならない。

2 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請書を提出した者につき次の各号の一に該当する事実があるときは、その申請を却下することができる。

一 その承認を受けようとする事務所等において給与等の支払を受ける者が常時十人未満であると認められないこと。

二 次項の規定による取消し(その者について前号に該当する事実が生じたことのみを理由としてされたものを除く。)の通知を受けた日以後一年以内にその申請書を提出したこと。

三 その者につき現に国税の滞納があり、かつ、その滞納税額の徴収が著しく困難であることその他その申請を認める場合には前条に規定する所得税の納付に支障が生ずるおそれがあると認められる相当の理由があること。

### 3・4 省 略

5 第一項の申請書の提出があつた場合において、その申請書の提出があつた日の属する月の翌月末日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、同日においてその承認があつたものとみなす。

(事業所得等を有する者の帳簿書類の備付け等)

第二百三十二条 その年において不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき業務を行う居住者又は第百六十四条第一項各号(非居住者に対する課税の方法)に定める国内源泉所得に係るこれらの業務を行う非居住者(青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている者を除く。)は、財務省令で定めるところにより、帳簿を備え付けてこれにこれらの所得を生ずべき業務に係るその年の取引(恒久的施設を有する非居住者にあつては、第百六十一条第一項第一号(国内源泉所得)に規定する内部取引に該当するものを含む。)のうち総収入金額及び必要経費に関する事項を財務省令で定める簡易な方法により記録し、かつ、当該帳簿(その年において



これらの業務に関して作成したその他の帳簿及びこれらの業務に関して作成し、又は受領した財務省令で定める書類を含む。次項において同じ。)を保存しなければならない。

## 2 省 略

(事業所得等に係る総収入金額報告書の提出)

第二百三十三条 その年において不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき業務を行う居住者又は第百六十四条第一項各号（非居住者に対する課税の方法）に定める国内源泉所得に係るこれらの業務を行う非居住者で、その年中のこれらの所得に係る総収入金額（非居住者にあつては、第百六十一条第一項（国内源泉所得）に規定する国内源泉所得に係る総収入金額に限る。）の合計額が三千万円を超えるものは、その年分の所得税に係る確定申告書を提出している場合を除き、財務省令で定めるところにより、当該合計額その他参考となるべき事項を記載した総収入金額報告書を、その年の翌年三月十五日までに、税務署長に提出しなければならない。

### 資料3 消費税法（昭和63年法律第108号）（抄）

#### （課税の対象）

第四条 国内において事業者が行った資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。第三項において同じ。）及び特定仕入れ（事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいう。以下この章において同じ。）には、この法律により、消費税を課する。

#### 2～4 省 略

5 次に掲げる行為は、事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなす。

- 一 個人事業者が棚卸資産又は棚卸資産以外の資産で事業の用に供していたものを家事のために消費し、又は使用した場合における当該消費又は使用
- 二 法人が資産をその役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。）に対して贈与した場合における当該贈与

#### 6・7 省 略

#### （小規模事業者に係る納税義務の免除）

第九条 事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が千万円以下である者については、第五条第一項の規定にかかわらず、その課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れにつき、消費税を納める義務を免除する。ただし、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 前項に規定する基準期間における課税売上高とは、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

- 一 個人事業者及び基準期間が一年である法人 基準期間中に国内において行った課税資産の譲渡等の対価の額（第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。以下この項、次条第二項、第十一条第四項及び第十二条の三第一項において同じ。）の合計額から、イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額の合計額（以下この項及び第十一条第四項において「売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額」という。）を控除した残額
- イ 基準期間中に行った第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額
- ロ 基準期間中に行った第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に七十八分の百を乗じて算出した金額

#### 二 省 略

3 前項第二号の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4 第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除されることとなる事業者が、その基準期間における課税売上高（同項に規定する基準期間における課税売上高をいう。第十一条第四項及び第十二条第三項を除き、以下この章において同じ。）が千万円以下である課税期間につき、第一項本文の規定の適用を受けたい旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、当該提出をした事業者が当該提出をした日の属する課税期間の翌課税期間（当該提出をした日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間である場合には、当該課税期間）以後の課税期間（その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間を除く。）中に国内において行う課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れにつ

いては、同項本文の規定は、適用しない。

- 5 前項の規定による届出書を提出した事業者は、同項の規定の適用を受けることをやめようとするとき、又は事業を廃止したときは、その旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

## 6～9 省 略

(高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例)

第十二条の四 事業者(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)が、第三十七条第一項の規定の適用を受けない課税期間中に国内における高額特定資産(棚卸資産及び調整対象固定資産のうち、その価額が高額なものとして政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)の課税仕入れ又は高額特定資産に該当する課税貨物の保税地域からの引取り(以下この項において「高額特定資産の仕入れ等」という。)を行つた場合(他の者との契約に基づき、又は当該事業者の棚卸資産若しくは調整対象固定資産として自ら建設、製作又は製造(以下この項及び次項において「建設等」という。)をした高額特定資産(以下この項において「自己建設高額特定資産」という。)にあつては、当該自己建設高額特定資産の建設等に要した政令で定める費用の額が政令で定める金額以上となつた場合(第二号において「自己建設高額特定資産の仕入れを行つた場合」という。))には、当該高額特定資産の仕入れ等の日(次の各号に掲げる高額特定資産の区分に応じ当該各号に定める日をいう。)の属する課税期間の翌課税期間から当該高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間(自己建設高額特定資産にあつては、当該自己建設高額特定資産の建設等が完了した日の属する課税期間)の初日以後三年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間(その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間及び第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項、第十条第二項、第十一条第二項若しくは第四項、第十二条第二項から第四項まで若しくは第六項、第十二条の二第一項若しくは第二項若しくは前条第一項若しくは第三項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。)における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

- 一 高額特定資産(自己建設高額特定資産を除く。) 当該高額特定資産の仕入れ等に係る第三十条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日
- 二 自己建設高額特定資産 当該自己建設高額特定資産の仕入れを行つた場合に該当することとなつた日

## 2・3 省 略

(課税標準)

第二十八条 課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額(対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとする。以下この項及び第三項において同じ。)とする。ただし、法人が資産を第四条第五項第二号に規定する役員に譲渡した場合において、その対価の額が当該譲渡の時における当該資産の価額に比し著しく低いときは、その価額に相当する金額をその対価の額とみなす。

## 2 省 略

3 第四条第五項各号に掲げる行為に該当するものについては、次の各号に掲げる行為の区分に応じ当該各号に定める金額をその対価の額とみなす。

一 第四条第五項第一号に掲げる消費又は使用 当該消費又は使用の時ににおける当該消費し、又は使用した資産の価額に相当する金額

二 第四条第五項第二号に掲げる贈与 当該贈与の時ににおける当該贈与をした資産の価額に相当する金額

## 4・5 省 略

(税率)

第二十九条 消費税の税率は、百分の七・八とする。

(仕入れに係る消費税額の控除)

第三十条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において行う課税仕入れ（特定課税仕入れに該当するものを除く。以下この条及び第三十二条から第三十六条までにおいて同じ。）若しくは特定課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する課税期間の第四十五条第一項第二号に掲げる課税標準額に対する消費税額（以下この章において「課税標準額に対する消費税額」という。）から、当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れに係る消費税額（当該課税仕入れに係る支払対価の額に百十分の七・八を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。）、当該課税期間中に国内において行つた特定課税仕入れに係る消費税額（当該特定課税仕入れに係る支払対価の額に百分の七・八を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。）及び当該課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物（他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この章において同じ。）につき課された又は課されるべき消費税額（附帯税の額に相当する額を除く。次項において同じ。）の合計額を控除する。

一 国内において課税仕入れを行つた場合 当該課税仕入れを行つた日

二 国内において特定課税仕入れを行つた場合 当該特定課税仕入れを行つた日

三 保税地域から引き取る課税貨物につき第四十七条第一項の規定による申告書（同条第三項の場合を除く。）又は同条第二項の規定による申告書を提出した場合 当該申告に係る課税貨物（第六項において「一般申告課税貨物」という。）を引き取つた日

四 保税地域から引き取る課税貨物につき特例申告書を提出した場合（当該特例申告書に記載すべき第四十七条第一項第一号又は第二号に掲げる金額につき決定（国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定をいう。以下この号において同じ。）があつた場合を含む。以下同じ。）当該特例申告書を提出した日又は当該申告に係る決定（以下「特例申告に関する決定」という。）の通知を受けた日

2 前項の場合において、同項に規定する課税期間における課税売上高が五億円を超えるとき、又は当該課税期間における課税売上割合が百分の九十五に満たないときは、同項の規定により控除する課税仕入れに係る消費税額、特定課税仕入れに係る消費税額及び同項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額（以下この章において「課

税仕入れ等の税額」という。)の合計額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法により計算した金額とする。

一 当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れ及び特定課税仕入れ並びに当該課税期間における前項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物につき、課税資産の譲渡等によるのみ要するもの、課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等(以下この号において「その他の資産の譲渡等」という。)によるのみ要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものにその区分が明らかにされている場合 イに掲げる金額にロに掲げる金額を加算する方法

イ 課税資産の譲渡等によるのみ要する課税仕入れ、特定課税仕入れ及び課税貨物に係る課税仕入れ等の税額の合計額

ロ 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ、特定課税仕入れ及び課税貨物に係る課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算した金額

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算する方法

3 前項第一号に掲げる場合において、同号ロに掲げる金額の計算の基礎となる同号ロに規定する課税売上割合に準ずる割合(当該割合が当該事業者の営む事業の種類異なるごと又は当該事業に係る販売費、一般管理費その他の費用の種類異なるごとに区分して算出したものである場合には、当該区分して算出したそれぞれの割合。以下この項において同じ。)で次に掲げる要件の全てに該当するものがあるときは、当該事業者の第二号に規定する承認を受けた日の属する課税期間以後の課税期間については、前項第一号の規定にかかわらず、同号ロに掲げる金額は、当該課税売上割合に代えて、当該割合を用いて計算した金額とする。ただし、当該割合を用いて計算することをやめようとする旨を記載した届出書を提出した日の属する課税期間以後の課税期間については、この限りでない。

一 当該割合が当該事業者の営む事業の種類又は当該事業に係る販売費、一般管理費その他の費用の種類に応じ合理的に算定されるものであること。

二 当該割合を用いて前項第一号ロに掲げる金額を計算することにつき、その納税地を所轄する税務署長の承認を受けたものであること。

4 省 略

5 第二項又は前項の場合において、第二項第二号に定める方法により計算することとした事業者は、当該方法により計算することとした課税期間の初日から同日以後二年を経過する日までの間に開始する各課税期間において当該方法を継続して適用した後の課税期間でなければ、同項第一号に定める方法により計算することは、できないものとする。

6 省 略

7 第一項の規定は、事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等(同項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が少額である場合、特定課税仕入れに係るものである場合その他の政令で定める場合における当該課税仕入れ等の税額については、帳簿)を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れ、特定課税仕入れ又は課税貨物に係る課税仕入れ等の税額については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該保存をすることができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

8 前項に規定する帳簿とは、次に掲げる帳簿をいう。

- 一 課税仕入れ等の税額が課税仕入れに係るものである場合には、次に掲げる事項が記載されているもの
    - イ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
    - ロ 課税仕入れを行つた年月日
    - ハ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
    - ニ 第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額
  - 二 課税仕入れ等の税額が特定課税仕入れに係るものである場合には、次に掲げる事項が記載されているもの
    - イ 特定課税仕入れの相手方の氏名又は名称
    - ロ 特定課税仕入れを行つた年月日
    - ハ 特定課税仕入れの内容
    - ニ 第一項に規定する特定課税仕入れに係る支払対価の額
    - ホ 特定課税仕入れに係るものである旨
  - 三 課税仕入れ等の税額が第一項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物に係るものである場合には、次に掲げる事項が記載されているもの
    - イ 課税貨物を保税地域から引き取つた年月日（課税貨物につき特例申告書を提出した場合には、保税地域から引き取つた年月日及び特例申告書を提出した日又は特例申告に関する決定の通知を受けた日）
    - ロ 課税貨物の内容
    - ハ 課税貨物の引取りに係る消費税額及び地方消費税額（これらの税額に係る附帯税の額に相当する額を除く。次項第三号において同じ。）又はその合計額
- 9 第七項に規定する請求書等とは、次に掲げる書類をいう。
- 一 事業者に対し課税資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この号において同じ。）を行う他の事業者（当該課税資産の譲渡等が卸売市場においてせり売又は入札の方法により行われるものその他の媒介又は取次ぎに係る業務を行う者を介して行われるものである場合には、当該媒介又は取次ぎに係る業務を行う者）が、当該課税資産の譲渡等につき当該事業者に交付する請求書、納品書その他これらに類する書類で次に掲げる事項（当該課税資産の譲渡等が小売業その他の政令で定める事業に係るものである場合には、イからニまでに掲げる事項）が記載されているもの
    - イ 書類の作成者の氏名又は名称
    - ロ 課税資産の譲渡等を行つた年月日（課税期間の範囲内で一定の期間内に行つた課税資産の譲渡等につきまとめて当該書類を作成する場合には、当該一定の期間）
    - ハ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
    - ニ 課税資産の譲渡等の対価の額（当該課税資産の譲渡等に係る消費税額及び地方消費税額に相当する額がある場合には、当該相当する額を含む。）
    - ホ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称
  - 二 事業者がその行つた課税仕入れにつき作成する仕入明細書、仕入計算書その他これらに類する書類で次に掲げる事項が記載されているもの（当該書類に記載されている事項につき、当該課税仕入れの相手方の確認を受けたものに限る。）
    - イ 書類の作成者の氏名又は名称

- ロ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ハ 課税仕入れを行った年月日（課税期間の範囲内で一定の期間内に行った課税仕入れにつきまとめて当該書類を作成する場合には、当該一定の期間）
- ニ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
- ホ 第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額
- 三 課税貨物を保税地域から引き取る事業者が税関長から交付を受ける当該課税貨物の輸入の許可（関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）に規定する輸入の許可をいう。）があつたことを証する書類その他の政令で定める書類で次に掲げる事項が記載されているもの
  - イ 納税地を所轄する税関長
  - ロ 課税貨物を保税地域から引き取ることができることとなつた年月日（課税貨物につき特例申告書を提出した場合には、保税地域から引き取ることができることとなつた年月日及び特例申告書を提出した日又は特例申告に関する決定の通知を受けた日）
  - ハ 課税貨物の内容
  - ニ 課税貨物に係る消費税の課税標準である金額並びに引取りに係る消費税額及び地方消費税額
  - ホ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
- 10 第一項の規定は、事業者が課税仕入れ（当該課税仕入れに係る資産が金又は白金の地金である場合に限る。）の相手方の本人確認書類（住民票の写しその他の財務省令で定めるものをいう。）を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れに係る消費税額については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該保存をすることができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

## 11・12 省 略

（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例）

第三十七条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、その納税地を所轄する税務署長にその基準期間における課税売上高（同項に規定する基準期間における課税売上高をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）が五千万円以下である課税期間（第十二条第一項に規定する分割等に係る同項の新設分割親法人又は新設分割子法人の政令で定める課税期間（以下この項及び次条第一項において「分割等に係る課税期間」という。）を除く。）についてこの項の規定の適用を受ける旨を記載した届出書を提出した場合には、当該届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間（当該届出書を提出した日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間である場合には、当該課税期間）以後の課税期間（その基準期間における課税売上高が五千万円を超える課税期間及び分割等に係る課税期間を除く。）については、第三十条から前条までの規定により課税標準額に対する消費税額から控除することができる課税仕入れ等の税額の合計額は、これらの規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。この場合において、当該金額の合計額は、当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

- 一 当該事業者の当該課税期間の課税資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。）に係る課税標準である金額の合計額に対する消費税額から当該課税期間における第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価

の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の百分の六十に相当する金額（卸売業その他の政令で定める事業を営む事業者にあつては、当該残額に、政令で定めるところにより当該事業の種類ごとに当該事業における課税資産の譲渡等に係る消費税額のうち課税仕入れ等の税額の通常占める割合を勘案して政令で定める率を乗じて計算した金額）

- 二 当該事業者の当該課税期間の特定課税仕入れに係る課税標準である金額の合計額に対する消費税額から当該課税期間における第三十八条の二第一項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額を控除した残額
- 2 前項第二号の規定により、当該課税期間の特定課税仕入れに係る課税標準である金額の合計額に対する消費税額から当該課税期間における第三十八条の二第一項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額を控除して控除しきれない金額があり、かつ、当該控除しきれない金額を前項第一号に掲げる金額から控除してなお控除しきれない金額（以下この項において「控除未済金額」という。）があるときは、当該控除未済金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして当該課税期間の課税標準額に対する消費税額に加算する。
- 3 第一項の規定の適用を受けようとする事業者は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める期間は、同項の規定による届出書を提出することができない。ただし、当該事業者が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間から同項の規定の適用を受けようとする場合に当該届出書を提出するときは、この限りでない。
  - 一 当該事業者が第九条第七項の規定の適用を受ける者である場合 同項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から同日以後三年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間
  - 二 当該事業者が第十二条の二第二項の新設法人である場合又は第十二条の三第三項の特定新規設立法人である場合において第十二条の二第二項（第十二条の三第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する場合に該当するとき 第十二条の二第二項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から同日以後三年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間
  - 三 当該事業者が第十二条の四第一項に規定する場合に該当するとき（前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。） 高額特定資産（同項に規定する高額特定資産をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る同項に規定する高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から同日（当該高額特定資産が同項に規定する自己建設高額特定資産である場合にあつては、当該自己建設高額特定資産の建設等（同項に規定する建設等をいう。同号において同じ。）が完了した日の属する課税期間の初日）以後三年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間
  - 四 当該事業者が第十二条の四第二項に規定する場合に該当するとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。） 高額特定資産である棚卸資産若しくは課税貨物又は同項に規定する調整対象自己建設高額資産について前条第一項又は第三項の規定の適用を受けた課税期間の初日から同日（当該調整対象自己建設高額資産の建設等が調整適用日（これらの規定に規定する場合に該当することとなつた日をいう。）の前日までに完了していない場合にあつては、当該建設等が完了した日の属する課税期間の初日）以後三年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間



## 4～8 省 略

(小規模事業者の納税義務の免除が適用されなくなつた場合等の届出)

第五十七条 事業者が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める者は、その旨を記載した届出書を速やかに当該事業者の納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 課税期間の基準期間における課税売上高(第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高をいう。次号及び第二号の二において同じ。)が千万円を超えることとなつた場合(第九条の二第一項、第十条第一項若しくは第二項、第十一条又は第十二条第一項から第六項までの規定により消費税を納める義務が免除されなくなつた場合を含む。) 当該事業者

二 課税期間の基準期間における課税売上高が千万円以下となつた場合(次号に掲げる場合に該当する場合並びに第九条第四項の規定により届出書を提出している場合及び次条第一項の登録を受けている場合を除く。) 当該事業者

二の二 第十二条の四第一項又は第二項の規定の適用を受ける課税期間の基準期間における課税売上高が千万円以下となつた場合(第九条第四項の規定により届出書を提出している場合及び次条第一項の登録を受けている場合を除く。) 当該事業者

三 事業者(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)が事業を廃止した場合(既に同条第五項、第十九条第三項、第三十七条第五項、第四十二条第九項又は第四十五条の二第三項の規定により事業を廃止した旨を記載した届出書を提出している場合を除く。) 当該事業者

四 個人事業者(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。)が死亡した場合 当該死亡した個人事業者の相続人

五 法人(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される法人を除く。)が合併により消滅した場合 当該合併に係る合併法人

## 2 省 略

#### 資料4 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）（抄）

（中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の三 第十条第七項第六号に規定する中小事業者で青色申告書を提出するもの（以下この条において「中小事業者」という。）が、平成十年六月一日から令和三年三月三十一日までの期間（第三項において「指定期間」という。）内に、次に掲げる減価償却資産（第一号又は第二号に掲げる減価償却資産にあつては、政令で定める規模のものに限る。以下この条において「特定機械装置等」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該中小事業者の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用（第四号に規定する事業を営む者で政令で定めるもの以外の者の貸付けの用を除く。以下この条において「指定事業の用」という。）に供した場合には、その指定事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。第三項及び第九項において「供用年」という。）の年分における当該中小事業者の事業所得の金額の計算上、当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額（第四号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。第三項において「基準取得価額」という。）の百分の三十に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該中小事業者が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定機械装置等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

- 一 機械及び装置並びに工具（工具については、製品の品質管理の向上等に資するものとして財務省令で定めるものに限る。）
- 二 ソフトウェア（政令で定めるものに限る。）
- 三 車両及び運搬具（貨物の運送の用に供される自動車で輸送の効率化等に資するものとして財務省令で定めるものに限る。）
- 四 政令で定める海上運送業の用に供される船舶

2 前項の規定により当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該特定機械装置等を指定事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該中小事業者が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

#### 3～10 省 略

（特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の五の三 特定中小事業者（第十条の三第一項に規定する中小事業者のうち中小企業等経営強化法第十九条第一項の認定（以下この項において「認定」という。）を受けた同法第二条第二項に規定する中小企業者等に該当するものをいう。以下この条において同じ。）が、平成二十九年四月一日から令和三年三月三十一日までの期間（第三項において「指定期間」という。）内に、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに政令で定めるソ

フトウェアで、同法第十九条第三項に規定する経営力向上設備等（経営の向上に著しく資するものとして財務省令で定めるもので、その特定中小事業者のその認定に係る同条第一項に規定する経営力向上計画（同法第二十条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に記載されたものに限る。）に該当するもののうち政令で定める規模のもの（以下この条において「特定経営力向上設備等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定経営力向上設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該特定中小事業者の営む事業の用（第十条の三第一項に規定する指定事業の用又は前条第一項に規定する指定事業の用に限る。以下この条において「指定事業の用」という。）に供した場合には、その指定事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。第三項及び第九項において「供用年」という。）の年分における当該特定中小事業者の事業所得の金額の計算上、当該特定経営力向上設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定経営力向上設備等について同項の規定により計算した償却費の額（以下この項において「普通償却額」という。）と特別償却限度額（当該特定経営力向上設備等の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該特定中小事業者が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定経営力向上設備等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 前項の規定により当該特定経営力向上設備等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該特定経営力向上設備等を指定事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該特定経営力向上設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定経営力向上設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該特定中小事業者が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

### 3～11 省 略

#### （農業経営基盤強化準備金）

第二十四条の二 青色申告書を提出する個人で農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十二条第一項に規定する農業経営改善計画に係る同項の認定又は同法第十四条の四第一項に規定する青年等就農計画に係る同項の認定を受けたもの（第三項第一号及び第七項において「認定農業者等」という。）が、平成十九年四月一日から令和三年三月三十一日までの期間内の日の属する各年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項又は第四条第一項に規定する交付金その他これに類するものとして財務省令で定める交付金又は補助金（第一号において「交付金等」という。）の交付を受けた場合において、農業経営基盤強化促進法第十三条第二項に規定する認定計画又は同法第十四条の五第二項に規定する認定就農計画（第三項第二号イ及び第七項において「認定計画等」という。）の定めるところに従つて行う農業経営基盤強化（同法第十二条第二項第二号の農業経営の規模を拡大すること又は同号の生産方式を合理化することをいう。第一号において同じ。）に要する費用の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額以下の金額を農業経営基盤強化準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その積立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

- 一 当該交付金等の額のうち農業経営基盤強化に要する費用の支出に備えるものとして政令で定める金額
- 二 その積立てをした年分の事業所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額
- 2 その年の十二月三十一日において、前項に規定する個人の前年から繰り越された農業経営基盤強化準備金の金額（同日までに次項の規定により総収入金額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又はその年の前年の十二月三十一日までにこの項の規定により総収入金額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうちその積立てをした年の翌年一月一日から五年を経過したものがある場合には、その五年を経過した農業経営基盤強化準備金の金額は、その五年を経過した日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。
- 3 第一項の農業経営基盤強化準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合において、第二号又は第四号に掲げる場合に該当するときは、第二号イ若しくはロ又は第四号に規定する農業経営基盤強化準備金の金額をその積立てをした年が最も古いものから順次総収入金額に算入されるものとする。
  - 一 認定農業者等に該当しないこととなつた場合 その該当しないこととなつた日における農業経営基盤強化準備金の金額
  - 二 農用地等（次条第一項に規定する農用地等をいう。イ及びロにおいて同じ。）の取得（同項に規定する取得をいい、同項に規定する特定農業用機械等にあつてはその製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。）又は製作若しくは建設（イ及びロにおいて「取得等」という。）をした場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額
    - イ 認定計画等の定めるところにより農用地等の取得等をした場合 その取得等をした日における農業経営基盤強化準備金の金額のうちその取得等をした農用地等の取得価額に相当する金額
    - ロ 農用地等（農業用の器具及び備品並びにソフトウェアを除く。ロにおいて同じ。）の取得等をした場合（イに掲げる場合を除く。） その取得等をした日における農業経営基盤強化準備金の金額のうちその取得等をした農用地等の取得価額に相当する金額
- 三 事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合 その譲渡し、又は廃止した日における農業経営基盤強化準備金の金額
- 四 前項、前三号及び次項の場合以外の場合において農業経営基盤強化準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における農業経営基盤強化準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額
- 4 第一項の農業経営基盤強化準備金を積み立てている個人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日）における農業経営基盤強化準備金の金額は、その日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合においては、前二項及び第六項から第八項までの規定は、適用しない。
- 5～10 省略

(農用地等を取得した場合の課税の特例)

第二十四条の三 前条第一項の農業経営基盤強化準備金の金額(同条第四項の規定の適用を受けるものを除く。)を有する個人(同条第一項の規定の適用を受けることができる個人を含む。)が、各年において、同項に規定する認定計画等の定めるところにより、農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地(当該農用地に係る賃借権を含む。以下この項において同じ。)の取得(贈与、交換又は法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配によるもの、所有権移転外リース取引によるものその他政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。)をし、又は農業用の機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウェア(建物及びその附属設備にあつては、農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第八条第四項に規定する農用地利用計画において同法第三条第四号に掲げる土地としてその用途が指定された土地に建設される同号に規定する農業用施設のうち当該個人の農業の用に直接供される建物として財務省令で定める建物及びその附属設備に限る。以下この項及び第四項において「特定農業用機械等」という。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの取得をし、若しくは特定農業用機械等の製作若しくは建設をして、当該農用地又は特定農業用機械等(以下この項及び第五項において「農用地等」という。)を当該個人の事業の用に供した場合には、当該農用地等につき、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額以下の金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

一 次に掲げる金額の合計額

イ その年の前年から繰り越された前条第一項の農業経営基盤強化準備金の金額(その年の前年の十二月三十一日までに同条第二項又は第三項の規定により総収入金額に算入された金額がある場合には当該金額を控除した金額)のうち、その年において同条第二項又は第三項(第二号ロに係る部分を除く。)の規定により総収入金額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額に相当する金額

ロ その年において交付を受けた前条第一項に規定する交付金等の額のうち同項の農業経営基盤強化準備金として積み立てられなかつた金額として政令で定める金額

二 その年分の事業所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3～5 省 略

(肉用牛の売却による農業所得の課税の特例)

第二十五条 農業(所得税法第二条第一項第三十五号に規定する事業をいう。)を営む個人が、昭和五十六年から令和五年までの各年において、次の各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛(家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第三十二条の二第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた同項に規定する登録規程に基づく政令で定める登録がされている肉用牛又はその売却価額が百万円未満(その売却した肉用牛が、財務省令で定める交雑牛に該当する場合には八十万円未

満とし、財務省令で定める乳牛に該当する場合には五十万円未満とする。)である肉用牛に該当するものをいう。次項において同じ。)であり、かつ、その売却した肉用牛の頭数の合計が千五百頭以内であるときは、当該個人のその売却をした日の属する年分のその売却により生じた事業所得に対する所得税を免除する。

一 家畜取引法(昭和三十一年法律第二百二十三号)第二条第三項に規定する家畜市場、中央卸売市場その他政令で定める市場において行う売却 当該個人が飼育した肉用牛

二 農業協同組合又は農業協同組合連合会のうち政令で定めるものに委託して行う売却 当該個人が飼育した生産後一年未満の肉用牛

2 前項に規定する個人が、同項に規定する各年において、同項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が千五百頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれているとき(その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該当しないものであるときを含む。)は、当該個人のその売却をした日の属する年分の総所得金額に係る所得税の額は、所得税法第二編第二章から第四章までの規定により計算した所得税の額によらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

一 その年において前項各号に掲げる売却の方法により売却した当該各号に定める肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないものの売却価額及び免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が千五百頭を超える場合における当該超える部分の免税対象飼育牛の売却価額の合計額に百分の五を乗じて計算した金額

二 その年において前項各号に掲げる売却の方法により売却した当該各号に定める肉用牛に係る事業所得の金額がないものとみなして計算した場合におけるその年分の総所得金額につき、所得税法第二編第二章第四節、第三章及び第四章の規定により計算した所得税の額に相当する金額

### 3 省 略

4 第一項又は第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定の適用を受けようとする旨及びこれらの規定に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があり、かつ、これらの規定に規定する肉用牛の売却が第一項各号に掲げる売却の方法により行われたこと及びその売却価額その他財務省令で定める事項を証する書類の添付がある場合に限り、適用する。

### 5～7 省 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例)

第二十八条の四 個人が、他の者(当該個人が非居住者である場合の所得税法第六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。)から取得をした土地(国内にあるものに限る。以下この条において同じ。)又は土地の上に存する権利(以下この条において「土地等」という。)で事業所得又は雑所得の基因となるもののうち、その年一月一日において所有期間が五年以下であるもの(その年中に取得をした土地等で政令で定めるものを含む。)の譲渡(地上権又は賃借権の設定その他契約により他人(当該個人が非居住者である場合の同号に規定する事業場等を含む。)に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるもの(次項及び第三項第一号において「賃借権の設定等」という。)及び土地等の売買又は交換の代理又は媒介に関し報酬を受ける行為その他の行為で土地等の譲渡に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この条において「土地の

譲渡等」という。)をした場合には、当該土地の譲渡等による事業所得及び雑所得については、同法第二十二条及び第八十九条並びに第百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該土地の譲渡等に係る事業所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この条において「土地等に係る事業所得等の金額」という。)に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する所得税を課する。

一 土地等に係る事業所得等の金額(第五項第二号の規定により読み替えられた所得税法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次号において「土地等に係る課税事業所得等の金額」という。)の百分の四十に相当する金額

二 土地等に係る課税事業所得等の金額につきこの項の規定の適用がないものとした場合に算出される所得税の額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の百十に相当する金額

2～5 省 略

6 第一項の規定は、個人が平成十年一月一日から令和五年三月三十一日までの間にした土地の譲渡等については、適用しない。

資料5 国税通則法施行令(昭和37年政令第135号)(抄)

(災害等による期限の延長)

第三条 国税庁長官は、都道府県の全部又は一部にわたり災害その他やむを得ない理由により、法第十一条(災害等による期限の延長)に規定する期限までに同条に規定する行為をすることができないと認める場合には、地域及び期日を指定して当該期限を延長するものとする。

2 国税庁長官は、災害その他やむを得ない理由により、法第十一条に規定する期限までに同条に規定する行為をすべき者(前項の規定の適用がある者を除く。)であつて当該期限までに当該行為のうち特定の税目に係る国税に関する法律又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第一項(電子情報処理組織による申請等)の規定により電子情報処理組織を使用して行う申告その他の特定の税目に係る特定の行為をすることができないと認める者(以下この項において「対象者」という。)が多数に上ると認める場合には、対象者の範囲及び期日を指定して当該期限を延長するものとする。

3・4 省 略

資料6 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）（抄）

（棚卸資産の範囲）

第三条 法第二条第一項第十六号（棚卸資産の意義）に規定する政令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

- 一 商品又は製品（副産物及び作業くずを含む。）
- 二 半製品
- 三 仕掛品（半成工事を含む。）
- 四 主要原材料
- 五 補助原材料
- 六 消耗品で貯蔵中のもの
- 七 前各号に掲げる資産に準ずるもの

（減価償却資産の範囲）

第六条 法第二条第一項第十九号（定義）に規定する政令で定める資産は、棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産のうち次に掲げるもの（時の経過によりその価値の減少しないものを除く。）とする。

- 一 建物及びその附属設備（暖冷房設備、照明設備、通風設備、昇降機その他建物に附属する設備をいう。）
- 二 構築物（ドック、橋、岸壁、栈橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）
- 三 機械及び装置
- 四 船舶
- 五 航空機
- 六 車両及び運搬具
- 七 工具、器具及び備品（観賞用、興行用その他これらに準ずる用に供する生物を含む。）
- 八 省 略
- 九 次に掲げる生物（第七号に掲げるものに該当するものを除く。）
  - イ 牛、馬、豚、綿羊及びやぎ
  - ロ かんきつ樹、りんご樹、ぶどう樹、梨樹、桃樹、桜桃樹、びわ樹、くり樹、梅樹、柿樹、あんず樹、すもも樹、いちじく樹、キウイフルーツ樹、ブルーベリー樹及びパイナップル
  - ハ 茶樹、オリーブ樹、つばき樹、桑樹、こりやなぎ、みつまた、こうぞ、もう宗竹、アスパラガス、ラミー、まおらん及びホップ

（繰延資産の範囲）

第七条 法第二条第一項第二十号（繰延資産の意義）に規定する政令で定める費用は、個人が支出する費用（資産の取得に要した金額とされるべき費用及び前払費用を除く。）のうち次に掲げるものとする。

- 一 開業費（不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を開始するまでの間に開業準備のために特別に支出する費用をいう。）



二 開発費（新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、資源の開発又は市場の開拓のために特別に支出する費用をいう。）

三 前二号に掲げるもののほか、次に掲げる費用で支出の効果がその支出の日以後一年以上に及ぶもの

イ 自己が便益を受ける公共的施設又は共同的施設の設置又は改良のために支出する費用

ロ 資産を賃借し又は使用するために支出する権利金、立ちのき料その他の費用

ハ 役務の提供を受けるために支出する権利金その他の費用

ニ 製品等の広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用

ホ イからニまでに掲げる費用のほか、自己が便益を受けるために支出する費用

2 前項に規定する前払費用とは、個人が一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出する費用のうち、その支出する日の属する年の十二月三十一日（年の中途において死亡し又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時）においてまだ提供を受けていない役務に対応するものをいう。

（変動所得の範囲）

第七条の二 法第二条第一項第二十三号（変動所得の意義）に規定する政令で定める所得は、漁獲若しくはのりの採取から生ずる所得、はまち、まだい、ひらめ、かき、うなぎ、ほたて貝若しくは真珠（真珠貝を含む。）の養殖から生ずる所得、原稿若しくは作曲の報酬に係る所得又は著作権の使用料に係る所得とする。

（農業の範囲）

第十二条 法第二条第一項第三十五号（特別農業所得者の意義）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 米、麦その他の穀物、馬鈴しよ、甘しよ、たばこ、野菜、花、種苗その他のほ場作物、果樹、樹園の生産物又は温室その他特殊施設を用いてする園芸作物の栽培を行なう事業

二 繭又は蚕種の生産を行なう事業

三 主として前二号に規定する物の栽培又は生産をする者が兼営するわら工品その他これに類する物の生産、家畜、家きん、毛皮獣若しくは蜂（はち）の育成、肥育、採卵若しくはみつの採取又は酪農品の生産を行なう事業

（非課税とされる保険金、損害賠償金等）

第三十条 法第九条第一項第十七号（非課税所得）に規定する政令で定める保険金及び損害賠償金（これらに類するものを含む。）は、次に掲げるものその他これらに類するもの（これらのものの額のうち同号の損害を受けた者の各種所得の金額の計算上必要経費に算入される金額を補てんするための金額が含まれている場合には、当該金額を控除した金額に相当する部分）とする。

一 損害保険契約（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第四項（定義）に規定する損害保険会社若しくは同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した保険契約又は同条第十八項に規定する少額短期保険業者（以下この号において「少額短期保険業者」という。）の締結したこれに類する保険契約をいう。以下この条において同じ。）に基づく保険金、生命保険契約（同法第二条第三項に規定する生命保険会社若しくは同条第八項に規定する外国生命保険

会社等の締結した保険契約又は少額短期保険業者の締結したこれに類する保険契約をいう。以下この号において同じ。)又は旧簡易生命保険契約(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)第二条(法律の廃止)の規定による廃止前の簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)第三条(政府保証)に規定する簡易生命保険契約をいう。)に基づく給付金及び損害保険契約又は生命保険契約に類する共済に係る契約に基づく共済金で、身体の傷害に基因して支払を受けるもの並びに心身に加えられた損害につき支払を受ける慰謝料その他の損害賠償金(その損害に基因して勤務又は業務に従事することができなかつたことによる給与又は収益の補償として受けるものを含む。)

二 損害保険契約に基づく保険金及び損害保険契約に類する共済に係る契約に基づく共済金(前号に該当するもの及び第百八十四条第四項(満期返戻金等の意義)に規定する満期返戻金等その他これに類するものを除く。)で資産の損害に基因して支払を受けるもの並びに不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金(これらのうち第九十四条(事業所得の収入金額とされる保険金等)の規定に該当するものを除く。)

三 心身又は資産に加えられた損害につき支払を受ける相当の見舞金(第九十四条の規定に該当するものその他役務の対価たる性質を有するものを除く。)

(企業組合等の分配金)

第六十二条 次に掲げる分配金の額は、法第二十四条第一項(配当所得)に規定する配当等の収入金額とする。

一 企業組合の組合員が中小企業等協同組合法第五十九条第三項(企業組合の剰余金の配当)の規定によりその企業組合の事業に従事した程度に応じて受ける分配金

二 協業組合の組合員が中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第百八十五号)第五条の二十第二項(剰余金の配当)の定款の別段の定めに基づき出資口数に応じないで受ける分配金

三 農業協同組合法第七十二条の十第一項第二号(農業の経営)の事業を行う農事組合法人、漁業生産組合又は生産森林組合でその事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他のこれらの性質を有する給与を支給するものの組合員が、同法第七十二条の三十一第二項(剰余金の配当)、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第八十五条第二項(剰余金の配当)又は森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)第九十九条第二項(剰余金の配当)の規定によりこれらの法人の事業に従事した程度に応じて受ける分配金

四 農住組合の組合員が農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)第五十五条第二項(剰余金の配当)の規定により組合事業の利用分量に応じて受ける分配金

2 農業協同組合法第七十二条の十第一項第二号の事業を行う農事組合法人、漁業生産組合又は生産森林組合でその事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他のこれらの性質を有する給与を支給しないものの組合員が、同法第七十二条の三十一第二項、水産業協同組合法第八十五条第二項又は森林組合法第九十九条第二項の規定によりこれらの法人の事業に従事した程度に応じて受ける分配金の額は、配当所得、給与所得及び退職所得以外の各種所得に係る収入金額とする。

3・4 省 略

(譲渡所得の基因とされないたな卸資産に準ずる資産)

第八十一条 法第三十三条第二項第一号(譲渡所得に含まれない所得)に規定する政令で定めるものは、次に掲げる資産とする。

- 一 不動産所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務に係る第三条各号(たな卸資産の範囲)に掲げる資産に準ずる資産
- 二 減価償却資産で第百三十八条(少額の減価償却資産の取得価額の必要経費算入)の規定に該当するもの(同条に規定する取得価額が十万円未満であるもののうち、その者の業務の性質上基本的に重要なものを除く。)
- 三 減価償却資産で第百三十九条第一項(一括償却資産の必要経費算入)の規定の適用を受けたもの(その者の業務の性質上基本的に重要なものを除く。)

(農産物の範囲)

第八十八条 法第四十一条第一項(農産物の収穫の場合の総収入金額算入)に規定する政令で定める農産物は、米、麦その他の穀物、馬鈴しよ、甘しよ、たばこ、野菜、花、種苗その他のほ場作物、果樹、樹園の生産物又は温室その他特殊施設を用いて生産する園芸作物とする。

(国庫補助金等に係る固定資産の償却費の計算等)

第九十条 法第四十二条第一項又は第二項(国庫補助金等の総収入金額不算入)の規定の適用を受けた固定資産(山林を含む。以下この条及び次条第二項において同じ。)について行うべき法第四十九条第一項(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)に規定する償却費の計算及びその固定資産の譲渡があつた場合における事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、次に定めるところによる。

- 一 法第四十二条第一項に規定する国庫補助金等により取得し、又は改良した固定資産については、その固定資産の取得に要した金額(山林については、植林費の額。次号において同じ。)又は改良費の額に相当する金額から同項の規定により総収入金額に算入されない金額に相当する金額を控除した金額をもつて取得し、又は改良したものとみなす。
- 二 法第四十二条第二項に規定する固定資産については、その固定資産の取得に要した金額は、ないものとみなす。

(総収入金額に算入されない条件付国庫補助金等の額の計算等)

第九十一条 法第四十三条第二項(条件付国庫補助金等の総収入金額不算入)に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額とする。

- 一 法第四十三条第二項に規定する国庫補助金等を減価償却資産の取得に充てた場合 当該国庫補助金等の額のうち同項に規定する返還を要しないことが確定した部分に相当する金額に、イに掲げる金額のうちロに掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額
- イ 当該資産の取得に要した金額
- ロ 当該資産の取得に要した金額から、当該金額を基礎としてその取得の日から当該国庫補助金等の返還を要しないこととなつた日までの期間に係る法第四十九条第一項(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)の規定に準じて計算した償却費の額の累積額を控除した金額

二 法第四十三条第二項に規定する国庫補助金等を減価償却資産の改良に充てた場合 当該国庫補助金等の額のうち同項に規定する返還を要しないことが確定した部分に相当する金額に、イに掲げる金額のうちロに掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額

イ 当該資産の改良に要した金額

ロ 当該資産の改良に要した金額から、当該金額を基礎としてその改良の日から当該国庫補助金等の返還を要しないこととなつた日までの期間に係る法第四十九条第一項の規定に準じて計算した償却費の額の累積額を控除した金額

三 法第四十三条第二項に規定する国庫補助金等を減価償却資産以外の固定資産の取得若しくは改良又は山林の取得に充てた場合 当該国庫補助金等の額のうち同項に規定する返還を要しないことが確定した部分に相当する金額

## 2 省 略

(事業所得の収入金額とされる保険金等)

第九十四条 不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行なう居住者が受ける次に掲げるもので、その業務の遂行により生ずべきこれらの所得に係る収入金額に代わる性質を有するものは、これらの所得に係る収入金額とする。

一 当該業務に係るたな卸資産(第八十一条各号(譲渡所得の基因とされないたな卸資産に準ずる資産)に掲げる資産を含む。)、山林、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの又は著作権(出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。)につき損失を受けたことにより取得する保険金、損害賠償金、見舞金その他これらに類するもの(山林につき法第五十一条第三項(山林損失の必要経費算入)の規定に該当する損失を受けたことにより取得するものについては、その損失の金額をこえる場合におけるそのこえる金額に相当する部分に限る。)

二 当該業務の全部又は一部の休止、転換又は廃止その他の事由により当該業務の収益の補償として取得する補償金その他これに類するもの

## 2 省 略

(譲渡所得の収入金額とされる補償金等)

第九十五条 契約(契約が成立しない場合に法令によりこれに代わる効果を認められる行政処分その他の行為を含む。)に基づき、又は資産の消滅(価値の減少を含む。以下この条において同じ。)を伴う事業でその消滅に対する補償を約して行なうものの遂行により譲渡所得の基因となるべき資産が消滅をしたこと(借地権の設定その他当該資産について物権を設定し又は債権が成立することにより価値が減少したことを除く。)に伴い、その消滅につき一時に受ける補償金その他これに類するものの額は、譲渡所得に係る収入金額とする。

(家事関連費)

第九十六条 法第四十五条第一項第一号(必要経費とされない家事関連費)に規定する政令で定める経費は、次に掲げる経費以外の経費とする。

一 家事上の経費に関連する経費の主たる部分が不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができ

る場合における当該部分に相当する経費

- 二 前号に掲げるもののほか、青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている居住者に係る家事上の経費に関連する経費のうち、取引の記録等に基づいて、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務の遂行上直接必要であつたことが明らかにされる部分の金額に相当する経費

(必要経費に算入される利子税の計算)

第九十七条 法第四十五条第一項第二号(必要経費とされない所得税)に規定する政令で定める利子税は、次の各号に掲げる利子税の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する利子税とする。

- 一 法第四十五条第一項第二号に規定する事業を行う居住者が納付した法第百三十一条第三項(確定申告税額の延納に係る利子税)の規定による利子税 その利子税の額に、その利子税の基礎となつた所得税に係る年分の各種所得の金額(給与所得の金額及び退職所得の金額を除く。)の合計額のうち当該年分の当該事業から生じた不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額の合計額の占める割合を乗じて計算した金額

二～四 省 略

2・3 省 略

(必要経費に算入されない貨物割に係る延滞税等の範囲)

第九十八条 省 略

- 2 法第四十五条第一項第八号に規定する政令で定める損害賠償金(これに類するものを含む。)は、同項第一号に掲げる経費に該当する損害賠償金(これに類するものを含む。以下この項において同じ。)のほか、不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務に関連して、故意又は重大な過失によつて他人の権利を侵害したことにより支払う損害賠償金とする。

(棚卸資産の評価の方法)

第九十九条 法第四十七条第一項(棚卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法)の規定によるその年十二月三十一日(同項の居住者が年の中途において死亡し又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時。以下この款において同じ。)において有する棚卸資産の評価額の計算上選定をすることができる同項に規定する政令で定める評価の方法は、次に掲げる方法(その年分の所得税について青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けていない場合には、第一号に掲げる方法)とする。

- 一 原価法(その年十二月三十一日において有する棚卸資産(以下この項において「期末棚卸資産」という。))につき次に掲げる方法のうちいずれかの方法によつてその取得価額を算出し、その算出した取得価額をもつて当該期末棚卸資産の評価額とする方法をいう。)
  - イ 個別法(期末棚卸資産の全部について、その個々の取得価額をその取得価額とする方法をいう。)
  - ロ 先入先出法(期末棚卸資産をその種類、品質及び型(以下この項において「種類等」という。)の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、当該期末棚卸資産をその年十二月三十一日から最も近い日において取得した種類等を同じくする棚卸資産から順次成るものとみなし、そのみなされた棚卸資産の取得価額をその取得価額とする方法をいう。)

- ハ 総平均法（棚卸資産をその種類等の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、その年一月一日において有していた種類等を同じくする棚卸資産の取得価額の総額とその年中に取得した種類等を同じくする棚卸資産の取得価額の総額との合計額をこれらの棚卸資産の総数量で除して計算した価額をその一単位当たりの取得価額とする方法をいう。）
- ニ 移動平均法（棚卸資産をその種類等の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、当初の一単位当たりの取得価額が、再び種類等を同じくする棚卸資産を取得した場合にはその取得の時に於いて有する当該棚卸資産とその取得した棚卸資産との数量及び取得価額を基礎として算出した平均単価によつて改定されたものとみなし、以後種類等を同じくする棚卸資産を取得する都度同様の方法により一単位当たりの取得価額が改定されたものとみなし、その年十二月三十一日から最も近い日において改定されたものとみなされた一単位当たりの取得価額をその一単位当たりの取得価額とする方法をいう。）
- ホ 最終仕入原価法（期末棚卸資産をその種類等の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、その年十二月三十一日から最も近い日において取得したものの一単位当たりの取得価額をその一単位当たりの取得価額とする方法をいう。）
- ヘ 売価還元法（期末棚卸資産をその種類等又は通常の差益の率（棚卸資産の通常の販売価額のうち当該通常の販売価額から当該棚卸資産を取得するために通常要する価額を控除した金額の占める割合をいう。以下この項において同じ。）の異なるごとに区別し、その種類等又は通常の差益の率の同じものについて、その年十二月三十一日における種類等又は通常の差益の率を同じくする棚卸資産の通常の販売価額の総額に原価の率（当該通常の販売価額の総額とその年中に販売した当該棚卸資産の対価の総額との合計額のうちその年一月一日における当該棚卸資産の取得価額の総額とその年中に取得した当該棚卸資産の取得価額の総額との合計額の占める割合をいう。）を乗じて計算した金額をその取得価額とする方法をいう。）
- 二 低価法（期末棚卸資産をその種類等（前号へに掲げる売価還元法により算出した取得価額による原価法により計算した価額を基礎とするものにあつては、種類等又は通常の差益の率。以下この号において同じ。）の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、前号に掲げる方法のうちいずれかの方法により算出した取得価額による原価法により評価した価額とその年十二月三十一日における価額とのうちいずれか低い価額をもつてその評価額とする方法をいう。）

## 2 省 略

（棚卸資産の特別な評価の方法）

第九十九条の二 居住者は、その有する棚卸資産の評価額を前条第一項に規定する評価の方法に代え当該評価の方法以外の評価の方法により計算することについて納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、当該資産のその承認を受けた日の属する年分以後の各年分の評価額の計算については、その承認を受けた評価の方法を選定することができる。

- 2 前項の承認を受けようとする居住者は、その採用しようとする評価の方法の内容、その方法を採用しようとする理由、その方法により評価額の計算をしようとする次条第一項に規定する事業の種類及び資産の区分その他財務省令で定める事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

### 3～7 省 略

#### (棚卸資産の評価の方法の選定)

第百条 第九十九条第一項(棚卸資産の評価の方法)に規定する棚卸資産の評価の方法は、居住者の営む事業の種類ごとに、かつ、商品又は製品(副産物及び作業くずを除く。)、半製品、仕掛品(半成工事を含む。)、主要原材料及び補助原材料その他の棚卸資産の区分ごとに選定しなければならない。

2 居住者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる日の属する年分の所得税に係る確定申告期限までに、棚卸資産につき、前項に規定する事業の種類及び資産の区分ごとに、第九十九条第一項に規定する評価の方法のうちそのよるべき方法を書面により納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

- 一 新たに事業所得を生ずべき事業を開始した居住者 当該事業を開始した日
- 二 前号の事業を開始した後新たに他の種類の事業を開始し又は事業の種類を変更した居住者 当該他の種類の事業を開始し又は事業の種類を変更した日

#### (棚卸資産の評価の方法の変更手続)

第百一条 居住者は、棚卸資産につき選定した評価の方法(その評価の方法を届け出なかつた者がよるべきこととされている次条第一項に規定する評価の方法を含む。)を変更しようとするときは、納税地の所轄税務署長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする居住者は、その新たな評価の方法を採用しようとする年の三月十五日までに、その旨、変更しようとする理由その他財務省令で定める事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

### 3～5 省 略

#### (棚卸資産の法定評価方法)

第百二条 法第四十七条第一項(棚卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法)に規定する評価の方法を選定しなかつた場合又は選定した方法により評価しなかつた場合における政令で定める方法は、第九十九条第一項第一号ホ(棚卸資産の評価の方法)に掲げる最終仕入原価法により算出した取得価額による原価法とする。

2 税務署長は、居住者が棚卸資産につき選定した評価の方法(評価の方法を届け出なかつた居住者がよるべきこととされている前項に規定する評価の方法を含む。)により評価しなかつた場合において、その居住者が行つた評価の方法が第九十九条第一項に規定する評価の方法のうちいずれかの方法に該当し、かつ、その行つた評価の方法によつてもその居住者の各年分の事業所得の金額の計算を適正に行うことができると認めるときは、その行つた評価の方法により計算した各年分の事業所得の金額を基礎として更正又は決定をすることができる。

#### (棚卸資産の取得価額)

第百三条 第九十九条第一項(棚卸資産の評価の方法)又は第九十九条の二第一項(棚卸資産の特別な評価の方法)の規定による棚卸資産の評価額の計算の基礎となる棚卸資産の取得価額は、別段の定めがあるものを除き、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に掲げる金額とする。

- 一 購入した棚卸資産 次に掲げる金額の合計額
    - イ 当該資産の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第四号の二（定義）に規定する附帯税を除く。）その他当該資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）
    - ロ 当該資産を消費し又は販売の用に供するために直接要した費用の額
  - 二 自己の製造、採掘、採取、栽培、養殖その他これらに準ずる行為（以下この条において「製造等」という。）に係る棚卸資産 次に掲げる金額の合計額
    - イ 当該資産の製造等のために要した原材料費、労務費及び経費の額
    - ロ 当該資産を消費し又は販売の用に供するために直接要した費用の額
  - 三 前二号に規定する方法以外の方法により取得した棚卸資産 次に掲げる金額の合計額
    - イ その取得の時における当該資産の取得のために通常要する価額
    - ロ 当該資産を消費し又は販売の用に供するために直接要した費用の額
- 2 次の各号に掲げる棚卸資産の前項に規定する取得価額は、当該各号に掲げる金額とする。
- 一 贈与、相続又は遺贈により取得した棚卸資産（法第四十条第一項第一号（棚卸資産の贈与等の場合の総収入金額算入）に掲げる贈与又は遺贈により取得したものを除く。）被相続人の死亡の時ににおいて、当該被相続人が当該資産につきよるべきものとされていた評価の方法により評価した金額
  - 二 法第四十条第一項第二号に掲げる譲渡により取得した棚卸資産 当該譲渡の対価の額と同号に掲げる金額との合計額に当該資産を消費し又は販売の用に供するために直接要した費用の額を加算した金額
- 3 法第四十一条第二項（農産物の収穫の場合の総収入金額算入）の規定により取得したものとみなされる同項に規定する農産物の第一項に規定する取得価額は、同条第二項に規定する収穫価額に当該農産物を消費し又は販売の用に供するために直接要した費用の額を加算した金額とする。

（減価償却資産の償却の方法）

第二百十条 平成十九年三月三十一日以前に取得された減価償却資産（第六号に掲げる減価償却資産にあつては、当該減価償却資産についての同号に規定する改正前リース取引に係る契約が平成二十年三月三十一日までに締結されたもの）の償却費（法第四十九条第一項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）の規定による減価償却資産の償却費をいう。以下この款において同じ。）の額の計算上選定をすることができる同項に規定する政令で定める償却の方法は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

- 一 建物（第三号に掲げるものを除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める方法
  - イ 平成十年三月三十一日以前に取得された建物 次に掲げる方法
    - （１） 旧定額法（当該減価償却資産の取得価額からその残存価額を控除した金額にその償却費が毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を各年分の償却費として償却する方法をいう。以下この目及び第三目（減価償却資産の償却費の計算）において同じ。）
    - （２） 旧定率法（当該減価償却資産の取得価額（第二年目以後の償却の場合にあつては、当該取得価額から既に償却費として各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入された金額を控除した金額）にその償



却費が毎年一定の割合で逓減するように当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を各年分の償却費として償却する方法をいう。以下この目及び第三目において同じ。)

ロ イに掲げる建物以外の建物 旧定額法

二 第六条第一号（減価償却資産の範囲）に掲げる建物の附属設備及び同条第二号から第七号までに掲げる減価償却資産（次号及び第六号に掲げるものを除く。） 次に掲げる方法

イ 旧定額法

ロ 旧定率法

三～六 省略

2 省略。

3 第一項第六号の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第二百二十条の二 平成十九年四月一日以後に取得された減価償却資産（第六号に掲げる減価償却資産にあつては、当該減価償却資産についての所有権移転外リース取引に係る契約が平成二十年四月一日以後に締結されたもの）の償却費の額の計算上選定をすることができる法第四十九条第一項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）に規定する政令で定める償却の方法は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

一 第六条第一号及び第二号（減価償却資産の範囲）に掲げる減価償却資産（第三号及び第六号に掲げるものを除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める方法

イ 平成二十八年三月三十一日以前に取得された減価償却資産（建物を除く。） 次に掲げる方法

（１） 定額法（当該減価償却資産の取得価額にその償却費が毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた償却率（（２）において「定額法償却率」という。）を乗じて計算した金額を各年分の償却費として償却する方法をいう。以下この目及び第三目（減価償却資産の償却費の計算）において同じ。）

（２） 定率法（当該減価償却資産の取得価額（第二年目以後の償却の場合にあつては、当該取得価額から既に償却費として各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入された金額を控除した金額）にその償却費が毎年一から定額法償却率に二（平成二十四年三月三十一日以前に取得された減価償却資産にあつては、二・五）を乗じて計算した割合を控除した割合で逓減するように当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額（当該計算した金額が償却保証額に満たない場合には、改定取得価額にその償却費がその後毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた改定償却率を乗じて計算した金額）を各年分の償却費として償却する方法をいう。以下この目から第三目までにおいて同じ。）

ロ イに掲げる減価償却資産以外の減価償却資産 定額法

二 第六条第三号から第七号までに掲げる減価償却資産（次号及び第六号に掲げるものを除く。） 次に掲げる方法

イ 定額法

ロ 定率法

### 三 省 略

- 2 前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - 一 償却保証額 減価償却資産の取得価額に当該資産の耐用年数に応じた保証率を乗じて計算した金額をいう。
  - 二 改定取得価額 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額をいう。
    - イ 減価償却資産の前項第一号イ（2）に規定する取得価額に同号イ（2）に規定する耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額（以下この号において「調整前償却額」という。）が償却保証額に満たない場合（その年の前年における調整前償却額が償却保証額以上である場合に限る。） 当該減価償却資産の当該取得価額
    - ロ 連続する二以上の年において減価償却資産の調整前償却額がいずれも償却保証額に満たない場合 当該連続する二以上の年のうち最も古い年における前項第一号イ（2）に規定する取得価額
- 3 第一項第六号の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

#### （減価償却資産の償却の方法の選定）

第二百二十三条 第二百一条第一項又は第二百一条の二第一項（減価償却資産の償却の方法）に規定する減価償却資産の償却の方法は、第二百一条第一項各号又は第二百一条の二第一項各号に掲げる減価償却資産ごとに、かつ、第二百一条第一項第一号イ、第二号、第三号及び第五号並びに第二百一条の二第一項第一号イ、第二号、第三号イ、同号ロ及び第五号に掲げる減価償却資産については設備の種類その他の財務省令で定める区分ごとに選定しなければならない。この場合において、二以上の事業所又は船舶を有する居住者は、事業所又は船舶ごとに償却の方法を選定することができる。

- 2 居住者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める日の属する年分の所得税に係る確定申告期限までに、その有する減価償却資産と同一の区分（前項に規定する区分をいい、二以上の事業所又は船舶を有する居住者で事業所又は船舶ごとに償却の方法を選定しようとする場合にあつては、事業所又は船舶ごとの当該区分をいう。）に属する減価償却資産につき、当該区分ごとに、第二百一条第一項又は第二百一条の二第一項に規定する償却の方法のうちそのよるべき方法を書面により納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。ただし、第二百一条第一項第一号ロ、第四号及び第六号並びに第二百一条の二第一項第一号ロ、第四号及び第六号に掲げる減価償却資産については、この限りでない。
  - 一 新たに不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を開始した居住者 当該業務を開始した日
  - 二 前号の業務を開始した後既にそのよるべき償却の方法を選定している減価償却資産（その償却の方法を届け出なかつたことにより第二百五条（減価償却資産の法定償却方法）に規定する償却の方法によるべきこととされているものを含む。）以外の減価償却資産を取得した居住者 当該資産を取得した日
  - 三 新たに事業所を設けた居住者で、当該事業所に属する減価償却資産につき当該減価償却資産と同一の区分（前項に規定する区分をいう。）に属する資産について既に選定している償却の

方法と異なる償却の方法を選定しようとするもの又は既に事業所ごとに異なる償却の方法を選定しているもの 新たに事業所を設けた日

四 新たに船舶を取得した居住者で、当該船舶につき当該船舶以外の船舶について既に選定している償却の方法と異なる償却の方法を選定しようとするもの又は既に船舶ごとに異なる償却の方法を選定しているもの 新たに船舶を取得した日

3 平成十九年三月三十一日以前に取得された減価償却資産（以下この項において「旧償却方法適用資産」という。）につき既にそのよるべき償却の方法として旧定額法、旧定率法又は旧生産高比例法を選定している場合（その償却の方法を届け出なかつたことにより第二百五条に規定する償却の方法によるべきこととされている場合を含むものとし、二以上の事業所又は船舶を有する場合で既に事業所又は船舶ごとに異なる償却の方法を選定している場合を除く。）において、同年四月一日以後に取得された減価償却資産（以下この項において「新償却方法適用資産」という。）で、同年三月三十一日以前に取得されたとしたならば当該旧償却方法適用資産と同一の区分（第一項に規定する区分をいう。）に属するものにつき前項の規定による届出をしていないときは、当該新償却方法適用資産については、当該旧償却方法適用資産につき選定した次の各号に掲げる償却の方法の区分に応じ当該各号に定める償却の方法（第二百十条の二第一項第三号イに掲げる減価償却資産に該当する新償却方法適用資産にあつては、当該旧償却方法適用資産につき選定した第一号又は第三号に掲げる償却の方法の区分に応じそれぞれ第一号又は第三号に定める償却の方法）を選定したものとみなす。ただし、当該新償却方法適用資産と同一の区分（第一項に規定する区分をいう。）に属する他の新償却方法適用資産について、次条第一項の承認を受けている場合は、この限りでない。

一 旧定額法 定額法

二 旧定率法 定率法

三 旧生産高比例法 生産高比例法

4 第二百十条の二第一項第三号に掲げる減価償却資産のうち平成二十八年三月三十一日以前に取得されたもの（以下この項において「旧選定対象資産」という。）につき既にそのよるべき償却の方法として定額法を選定している場合（二以上の事業所又は船舶を有する場合で既に事業所又は船舶ごとに異なる償却の方法を選定している場合を除く。）において、同号イに掲げる減価償却資産（以下この項において「新選定対象資産」という。）で、同日以前に取得されたとしたならば当該旧選定対象資産と同一の区分（第一項に規定する区分をいう。以下この項において同じ。）に属するものにつき第二項の規定による届出をしていないときは、当該新選定対象資産については、定額法を選定したものとみなす。ただし、当該新選定対象資産と同一の区分に属する他の新選定対象資産について、次条第一項の承認を受けている場合は、この限りでない。

## 5 省 略

（減価償却資産の償却の方法の変更手続）

第二百四条 居住者は、減価償却資産につき選定した償却の方法（その償却の方法を届け出なかつた者がよるべきこととされている次条に規定する償却の方法を含む。）を変更しようとするとき（二以上の事業所又は船舶を有する居住者で事業所又は船舶ごとに償却の方法を選定していないものが事業所又は船舶ごとに償却の方法を選定しようとするときを含む。）は、納税地の所轄税務署長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする居住者は、その新たな償却の方法を採用しようとする年の三月十五日までに、その旨、変更しようとする理由その他財務省令で定める事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3～5 省 略

(減価償却資産の法定償却方法)

第二百二十五条 法第四十九条第一項(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)に規定する償却の方法を選定しなかつた場合における政令で定める方法は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

一 平成十九年三月三十一日以前に取得された減価償却資産 次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める方法

イ 第二百二十条第一項第一号イ及び同項第二号(減価償却資産の償却の方法)に掲げる減価償却資産 旧定額法

ロ 第二百二十条第一項第三号及び第五号に掲げる減価償却資産 旧生産高比例法

二 平成十九年四月一日以後に取得された減価償却資産 次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める方法

イ 第二百二十条の二第一項第一号イ及び第二号(減価償却資産の償却の方法)に掲げる減価償却資産 定額法

ロ 第二百二十条の二第一項第三号及び第五号に掲げる減価償却資産 生産高比例法

(減価償却資産の取得価額)

第二百二十六条 減価償却資産の第二百二十条から第二百二十二条まで(減価償却資産の償却の方法)に規定する取得価額は、別段の定めがあるものを除き、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に掲げる金額とする。

一 購入した減価償却資産 次に掲げる金額の合計額

イ 当該資産の購入の代価(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税(関税法第二条第一項第四号の二(定義)に規定する附帯税を除く。)その他当該資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額)

ロ 当該資産を業務の用に供するために直接要した費用の額

二 自己の建設、製作又は製造(以下この条において「建設等」という。)に係る減価償却資産 次に掲げる金額の合計額

イ 当該資産の建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額

ロ 当該資産を業務の用に供するために直接要した費用の額

三 自己が育成させた第六条第九号イ(生物)に掲げる生物(以下この号において「牛馬等」という。) 次に掲げる金額の合計額

イ 育成させるために取得した牛馬等に係る第一号イ若しくは第五号イに掲げる金額又は種付費及び出産費の額並びに当該取得した牛馬等の育成のために要した飼料費、労務費及び経費の額

ロ 育成させた牛馬等を業務の用に供するために直接要した費用の額

四 自己が成熟させた第六条第九号ロ及びハに掲げる生物(以下この号において「果樹等」とい

う。) 次に掲げる金額の合計額

イ 成熟させるために取得した果樹等に係る第一号イ若しくは次号イに掲げる金額又は種苗費の額並びに当該取得した果樹等の成熟のために要した肥料費、労務費及び経費の額

ロ 成熟させた果樹等を業務の用に供するために直接要した費用の額

五 前各号に規定する方法以外の方法により取得した減価償却資産 次に掲げる金額の合計額

イ その取得の時ににおける当該資産の取得のために通常要する価額

ロ 当該資産を業務の用に供するために直接要した費用の額

- 2 法第六十条第一項各号（贈与等により取得した資産の取得費等）に掲げる事由により取得した減価償却資産（法第四十条第一項第一号（たな卸資産の贈与等の場合の総収入金額算入）の規定の適用があつたものを除く。）の前項に規定する取得価額は、当該減価償却資産を取得した者が引き続き所有していたものとみなした場合における当該減価償却資産のこの条及び次条第二項の規定による取得価額に相当する金額とする。

（資本的支出の取得価額の特例）

第二百二十七条 居住者が有する減価償却資産（次条の規定に該当するものを除く。以下この条において同じ。）について支出する金額のうち第百八十一条（資本的支出）の規定によりその支出する日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されなかつた金額がある場合には、当該金額を前条第一項の規定による取得価額として、その有する減価償却資産と種類及び耐用年数を同じくする減価償却資産を新たに取得したものとす。

- 2 前項に規定する場合において、同項に規定する居住者が有する減価償却資産についてそのよるべき償却の方法として第百二十条第一項（減価償却資産の償却の方法）に規定する償却の方法を採用しているときは、前項の規定にかかわらず、同項の支出した金額を当該減価償却資産の前条の規定による取得価額に加算することができる。

- 3 第一項に規定する場合において、同項に規定する居住者が有する減価償却資産がリース資産（第百二十条の二第二項第四号（減価償却資産の償却の方法）に規定するリース資産をいう。以下この項において同じ。）であるときは、第一項の規定により新たに取得したものとされる減価償却資産は、リース資産に該当するものとする。この場合においては、当該取得したものとされる減価償却資産の同条第二項第七号に規定するリース期間は、第一項の支出した金額を支出した日から当該居住者が有する減価償却資産に係る同号に規定するリース期間の終了の日までの期間として、同条の規定を適用する。

- 4 居住者のその年の前年分の所得税につき第一項に規定する必要経費に算入されなかつた金額がある場合において、同項に規定する居住者が有する減価償却資産（平成二十四年三月三十一日以前に取得された資産を除く。以下この項において「旧減価償却資産」という。）及び第一項の規定により新たに取得したものとされた減価償却資産（以下この条において「追加償却資産」という。）についてそのよるべき償却の方法として定率法を採用しているときは、同項の規定にかかわらず、その年の一月一日において、同日における旧減価償却資産の前条の規定による取得価額（既に償却費としてその年の前年分以前の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入された金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において「取得価額等」という。）と追加償却資産の取得価額等との合

計額を前条第一項の規定による取得価額とする一の減価償却資産を、新たに取得したものとすることができる。

- 5 居住者のその年の前年分の所得税につき第一項に規定する必要経費に算入されなかつた金額がある場合において、当該金額に係る追加償却資産について、そのよるべき償却の方法として定率法を採用し、かつ、前項の規定の適用を受けないときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、その年の一月一日において、当該適用を受けない追加償却資産のうち種類及び耐用年数を同じくするものの同日における取得価額等の合計額を前条第一項の規定による取得価額とする一の減価償却資産を、新たに取得したものとすることができる。

(年の途中で業務の用に供した減価償却資産等の償却費の特例)

第百三十二条 居住者の有する減価償却資産(第百二十条第一項第六号及び第百二十条の二第一項第六号(減価償却資産の償却の方法)に掲げる減価償却資産を除く。)が次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該資産の償却費としてその該当することとなつた日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、前条の規定にかかわらず、当該各号に定める金額とする。

一 当該資産が年の中途において不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の用に供された場合(次号に掲げる場合に該当する場合を除く。) 次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ そのよるべき償却の方法として旧定額法、旧定率法、定額法、定率法又は取替法を採用している減価償却資産(取替法を採用しているものについては、第百二十一条第二項第二号(取替資産に係る償却の方法の特例)に規定する新たな資産に該当するものを除く。次号イ及び第三号イにおいて同じ。) 当該資産につきこれらの方法により計算した前条の規定によるその年分の償却費の額に相当する金額を十二で除し、これに当該業務の用に供された日からその年十二月三十一日(その者が年の中途において死亡し又は出国をした場合には、その死亡又は出国の日。以下この項において同じ。)までの期間の月数を乗じて計算した金額

ロ そのよるべき償却の方法として旧生産高比例法又は生産高比例法を採用している減価償却資産 当該資産につきこれらの方法により計算した前条の規定によるその年分の償却費の額に相当する金額をその年における当該資産の属する鉱区の採掘数量で除し、これに当該業務の用に供された日からその年十二月三十一日までの期間における当該鉱区の採掘数量を乗じて計算した金額

ハ そのよるべき償却の方法として第百二十条の三第一項(減価償却資産の特別な償却の方法)に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けた償却の方法を採用している減価償却資産 当該承認を受けた償却の方法がイ又はロに規定する償却の方法のいずれに類するかに応じイ又はロの規定に準じて計算した金額

二 当該資産が年の中途において前号に規定する業務の用以外の用に供された場合 次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ そのよるべき償却の方法として旧定額法、旧定率法、定額法、定率法又は取替法を採用している減価償却資産 当該資産につきこれらの方法により計算した前条の規定によるその年分の償却費の額に相当する金額を十二で除し、これにその年一月一日(年の中途において当該資産が当該業務の用に供された場合には、当該業務の用に供された日。以下この項にお

いて同じ。) から当該業務の用以外の用に供された日までの期間の月数を乗じて計算した金額

ロ そのよるべき償却の方法として旧生産高比例法又は生産高比例法を採用している減価償却資産 当該資産につきこれらの方法により計算した前条の規定によるその年分の償却費の額に相当する金額をその年における当該資産の属する鉱区の採掘数量で除し、これにその年一月一日から当該業務の用以外の用に供された日までの期間における当該鉱区の採掘数量を乗じて計算した金額

ハ そのよるべき償却の方法として第百二十条の三第一項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けた償却の方法を採用している減価償却資産 当該承認を受けた償却の方法がイ又はロに規定する償却の方法のいずれに類するかに応じイ又はロの規定に準じて計算した金額

三 当該資産を有する居住者が年の中途において死亡し又は出国をする場合(前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。) 次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ そのよるべき償却の方法として旧定額法、旧定率法、定額法、定率法又は取替法を採用している減価償却資産 当該資産につきこれらの方法により計算した前条の規定によるその年分の償却費の額に相当する金額を十二で除し、これにその年一月一日からその死亡又は出国の日までの期間の月数を乗じて計算した金額

ロ そのよるべき償却の方法として旧生産高比例法又は生産高比例法を採用している減価償却資産 当該資産につきこれらの方法により計算した前条の規定によるその年分の償却費の額に相当する金額をその年における当該資産の属する鉱区の採掘数量で除し、これにその年一月一日からその死亡又は出国の日までの期間における当該鉱区の採掘数量を乗じて計算した金額

ハ そのよるべき償却の方法として第百二十条の三第一項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けた償却の方法を採用している減価償却資産 当該承認を受けた償却の方法がイ又はロに規定する償却の方法のいずれに類するかに応じイ又はロの規定に準じて計算した金額

2 前項各号の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

(通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却費の特例)

第百三十三条 青色申告書を提出する居住者が、その有する機械及び装置(そのよるべき償却の方法として旧定額法、旧定率法、定額法又は定率法を採用しているものに限る。)の使用時間がその者の行う不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務の通常のエconomic事情における当該機械及び装置の平均的な使用時間を超える場合において、当該機械及び装置の当該年分の償却費の額と当該償却費の額に当該機械及び装置の当該平均的な使用時間を超えて使用することによる損耗の程度に応ずるものとして財務省令で定めるところにより計算した増加償却割合を乗じて計算した金額との合計額をもつて当該機械及び装置の当該年分の償却費の額としようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した書類を、当該年分の所得税に係る確定申告期限までに、納税地の所轄税務署長に提出し、かつ、当該平均的な使用時間を超えて使用したことを証する書類を保存しているときは、当該機械及び装置の償却費として当該年分の不動産所得の金額、事業

所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、前二条の規定にかかわらず、当該合計額とする。ただし、当該増加償却割合が百分の十に満たない場合は、この限りでない。

(減価償却資産の償却累積額による償却費の特例)

第一百三十四条 居住者の有する次の各号に掲げる減価償却資産の償却費としてその者のその年の前年分以前の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入された金額の累積額と当該減価償却資産につき当該各号に規定する償却の方法により計算したその年分の償却費の額に相当する金額との合計額が当該各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該減価償却資産については、第三十一条から前条までの規定にかかわらず、当該償却費の額に相当する金額からその超える部分の金額を控除した金額をもってその年分の償却費の額とする。

一 平成十九年三月三十一日以前に取得されたもの（ニ及びホに掲げる減価償却資産にあつては、当該減価償却資産についての第二百十条第一項第六号（減価償却資産の償却の方法）に規定する改正前リース取引に係る契約が平成二十年三月三十一日までに締結されたもの）で、そのよるべき償却の方法として旧定額法、旧定率法、旧生産高比例法、旧国外リース期間定額法、第二百十条の三第一項（減価償却資産の特別な償却の方法）に規定する償却の方法又は第二百十一条の二第一項（リース賃貸資産の償却の方法の特例）に規定する旧リース期間定額法を採用しているもの 次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 第六条第一号から第七号まで（減価償却資産の範囲）に掲げる減価償却資産（坑道並びにニ及びホに掲げる減価償却資産を除く。） その取得価額（減価償却資産の償却費の額の計算の基礎となる取得価額をいい、第三十条第九項（耐用年数の短縮）の規定の適用がある場合には同項の規定の適用がないものとした場合に減価償却資産の償却費の計算の基礎となる取得価額となる金額とする。以下この条及び次条第一項において同じ。）の百分の九十五に相当する金額

ロ 坑道及び第六条第八号に掲げる無形固定資産（ホに掲げる減価償却資産を除く。） その取得価額に相当する金額

ハ 第六条第九号に掲げる生物（ホに掲げる減価償却資産を除く。） その取得価額から当該生物に係る第二十九条（減価償却資産の残存価額等）に規定する財務省令で定める残存価額を控除した金額に相当する金額

ニ 第二百十条第一項第六号に掲げる減価償却資産 その取得価額から当該減価償却資産に係る同号に規定する見積残存価額を控除した金額に相当する金額

ホ 第二百十一条の二第一項の規定の適用を受けている同項に規定するリース賃貸資産 その取得価額から当該リース賃貸資産に係る同条第三項に規定する残価保証額（当該残価保証額が零である場合には、一円）を控除した金額に相当する金額

二 平成十九年四月一日以後に取得されたもの（ハに掲げる減価償却資産にあつては、当該減価償却資産についての第二百十条の二第二項第五号（減価償却資産の償却の方法）に規定する所有権移転外リース取引に係る契約が平成二十年四月一日以後に締結されたもの）で、そのよるべき償却の方法として定額法、定率法、生産高比例法、リース期間定額法又は第二百十条の三第一項に規定する償却の方法を採用しているもの 次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める金額



イ 第六条第一号から第七号まで及び第九号に掲げる減価償却資産（坑道及びハに掲げる減価償却資産を除く。） その取得価額から一円を控除した金額に相当する金額

ロ 坑道及び第六条第八号に掲げる無形固定資産 その取得価額に相当する金額

ハ 第二百二十条の二第一項第六号に掲げる減価償却資産 その取得価額から当該減価償却資産に係る同条第二項第六号に規定する残価保証額を控除した金額に相当する金額

- 2 居住者の有する前項第一号イ又はハに掲げる減価償却資産（そのよるべき償却の方法として同号に規定する償却の方法を採用しているものに限る。）の償却費としてその者のその年の前年分以前の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入された金額の累積額が当該減価償却資産の同号イ又はハに定める金額に達している場合には、当該減価償却資産については、第一百三十一条から前条まで及び同項の規定にかかわらず、当該減価償却資産の取得価額から同号イ又はハに定める金額及び一円を控除した金額を五で除して計算した金額（当該計算した金額と当該減価償却資産の償却費としてその者のその年の前年分以前の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入された金額の累積額との合計額が当該減価償却資産の取得価額から一円を控除した金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）をもつてその年分の償却費の額とする。

### 3 省 略

（堅牢な建物等の償却費の特例）

第一百三十四条の二 居住者の有する次に掲げる減価償却資産（前条第一項第一号の規定の適用を受けるものに限る。）のうち、その償却費としてその年の前年分以前の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入された金額の累積額がその取得価額の百分の九十五に相当する金額に達したものが、なおその者のこれらの所得を生ずべき業務の用に供されている場合には、第一百三十一条から前条までの規定にかかわらず、当該資産がなお当該業務の用に供されている間に限り、当該資産の取得価額の百分の五に相当する金額から一円を控除した金額を当該資産の第二百二十九条（減価償却資産の耐用年数、償却率等）に規定する財務省令で定める耐用年数の十分の三に相当する年数で除して計算した金額は、当該資産の償却費としてその者のその年分以後の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入することができる。ただし、当該償却費の額の累積額が当該一円を控除した金額に相当する金額を超えるに至つたときは、その超える部分の金額については、この限りでない。

一 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、れんが造、石造又はブロック造の建物

二 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、コンクリート造、れんが造、石造又は土造の構築物又は装置

- 2 前項の規定により耐用年数の十分の三に相当する年数を計算する場合において、一年未満の端数を生じたときは、これを一年とする。

### 3 省 略

（繰延資産の償却費の計算）

第一百三十七条 法第五十条第一項（繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法）に規定する政令

で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる繰延資産の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 第七条第一項第一号又は第二号（繰延資産の範囲）に掲げる繰延資産 その繰延資産の額を六十で除し、これにその年において不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行っていた期間の月数（その年がその繰延資産となる費用を支出した日の属する年である場合には、同日から当該業務を行っていた期間の末日までの期間の月数）を乗じて計算した金額（当該計算した金額が、その繰延資産の額のうち既にこの項の規定により不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入された金額以外の金額を超える場合には、当該金額。次号において同じ。）

二 第七条第一項第三号に掲げる繰延資産 その繰延資産の額をその繰延資産となる費用の支出の効果の及ぶ期間の月数で除し、これに前号に規定する業務を行っていた期間の月数を乗じて計算した金額

2 前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

3 居住者が、第一項第一号に掲げる繰延資産につきその年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額として、当該繰延資産の額の範囲内の金額をその年分の確定申告書に記載した場合には、同号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、当該金額として記載された金額とする。

（少額の減価償却資産の取得価額の必要経費算入）

第百三十八条 居住者が不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の用に供した減価償却資産（第百二十条第一項第六号及び第百二十条の二第一項第六号（減価償却資産の償却の方法）に掲げるものを除く。）で、第百八十一条第一号（資本的支出）に規定する使用可能期間が一年未満であるもの又は取得価額（第百二十六条第一項各号若しくは第二項（減価償却資産の取得価額）の規定により計算した価額をいう。次条第一項において同じ。）が十万円未満であるものについては、第四款（減価償却資産の償却）の規定にかかわらず、その取得価額に相当する金額を、その者のその業務の用に供した年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

（繰延資産となる費用のうち少額のもの必要経費算入）

第百三十九条の二 居住者が支出する第七条第一項第三号（繰延資産の範囲）に掲げる費用のうちその支出する金額が二十万円未満であるものについては、前款（繰延資産の償却）の規定にかかわらず、その支出する金額に相当する金額を、その者のその支出する日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

（固定資産に準ずる資産の範囲）

第百四十条 法第五十一条第一項（資産損失の必要経費算入）に規定する政令で定める資産は、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業に係る繰延資産のうちまだ必要経費に算入されていない部分とする。

（必要経費に算入される資産損失の金額）

第四百二十二条 次の各号に掲げる資産について生じた法第五十一条第一項、第三項又は第四項（資産損失の必要経費算入）に規定する損失の金額の計算の基礎となるその資産の価額は、当該各号に掲げる金額とする。

- 一 固定資産 当該損失の生じた日にその資産の譲渡があつたものとみなして法第三十八条第一項又は第二項（譲渡所得の金額の計算上控除する取得費）の規定を適用した場合にその資産の取得費とされる金額に相当する金額
- 二 山林 当該損失の生じた日までに支出したその山林の植林費、取得に要した費用、管理費その他その山林の育成に要した費用の額
- 三 繰延資産 その繰延資産の額からその償却費として法第五十条（繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法）の規定により当該損失の生じた日の属する年分以前の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入される金額の累積額を控除した金額

（昭和二十七年十二月三十一日以前に取得した資産の損失の金額の特例）

第四百二十三条 次の各号に掲げる資産について生じた法第五十一条第一項、第三項又は第四項（資産損失の必要経費算入）に規定する損失の金額の計算の基礎となるその資産の価額は、前条第一号及び第二号の規定にかかわらず、当該各号に掲げる金額とする。

- 一 昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き所有していた固定資産 当該損失の生じた日にその資産の譲渡があつたものとみなして法第六十一条第二項又は第三項（昭和二十七年十二月三十一日以前に取得した資産の取得費）の規定を適用した場合にその資産の取得費とされる金額に相当する金額
- 二 昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き所有していた山林 第七十一条（昭和二十七年十二月三十一日以前に取得した山林の取得費）の規定により計算したその山林の昭和二十八年一月一日における価額に相当する金額と同日から当該損失の生じた日までの間に支出した管理費その他その山林の育成に要した費用の額との合計額

（青色事業専従者給与の判定基準等）

第四百六十四条 法第五十七条第一項（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）に規定する政令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

- 一 法第五十七条第一項に規定する青色事業専従者の労務に従事した期間、労務の性質及びその提供の程度
  - 二 その事業に従事する他の使用人が支払を受ける給与の状況及びその事業と同種の事業でその規模が類似するものに従事する者が支払を受ける給与の状況
  - 三 その事業の種類及び規模並びにその収益の状況
- 2 法第五十七条第二項に規定する書類を提出した居住者は、当該書類に記載した事項を変更する場合には、財務省令で定めるところにより、その旨その他必要な事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

（親族が事業に専ら従事するかどうかの判定）

第四百六十五条 法第五十七条第一項又は第三項（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例

等)に規定する居住者と生計を一にする配偶者その他の親族が専らその居住者の営むこれらの規定に規定する事業に従事するかどうかの判定は、当該事業に専ら従事する期間がその年を通じて六月をこえるかどうかによる。ただし、同条第一項の場合にあつては、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業に従事することができる認められる期間を通じてその二分の一に相当する期間をこえる期間当該事業に専ら従事すれば足りるものとする。

- 一 当該事業が年の中途における開業、廃業、休業又はその居住者の死亡、当該事業が季節営業であることその他の理由によりその年中を通じて営まれなかつたこと。
  - 二 当該事業に従事する者の死亡、長期にわたる病気、婚姻その他相当の理由によりその年中を通じてその居住者と生計を一にする親族として当該事業に従事することができなかつたこと。
- 2 前項の場合において、同項に規定する親族につき次の各号の一に該当する者である期間があるときは、当該期間は、同項に規定する事業に専ら従事する期間に含まれないものとする。
- 一 学校教育法第一条(学校の範囲)、第二百二十四条(専修学校)又は第三百三十四条第一項(各種学校)の学校の学生又は生徒である者(夜間において授業を受ける者で昼間を主とする当該事業に従事するもの、昼間において授業を受ける者で夜間を主とする当該事業に従事するもの、同法第二百二十四条又は同項の学校の生徒で常時修学しないものその他当該事業に専ら従事することが妨げられないと認められる者を除く。)
  - 二 他に職業を有する者(その職業に従事する時間が短い者その他当該事業に専ら従事することが妨げられないと認められる者を除く。)
  - 三 老衰その他心身の障害により事業に従事する能力が著しく阻害されている者

(昭和二十七年十二月三十一日以前に取得した資産の取得費)

第七十二条 法第六十一条第二項又は第三項(昭和二十七年十二月三十一日以前に取得した資産の取得費)に規定する資産の昭和二十八年一月一日における価額として政令で定めるところにより計算した金額は、同日におけるその資産の現況に応じ、同日においてその資産につき相続税及び贈与税の課税標準の計算に用いるべきものとして国税庁長官が定めて公表した方法により計算した価額とする。

- 2 前項に規定する資産が資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)第八条第一項(個人の減価償却資産の再評価)(同法第十条第一項(非事業用資産を事業の用に供した場合の再評価)において準用する場合を含む。)
- 又は第十六条(死亡の場合の再評価の承継)の規定により再評価を行なっているものである場合において、その資産につき前項の規定により計算した価額が当該再評価に係る同法第二条第三項(定義)に規定する再評価額に満たないときは、その資産の法第六十一条第二項又は第三項に規定する昭和二十八年一月一日における価額として政令で定めるところにより計算した金額は、前項の規定にかかわらず、当該再評価額とする。

### 3 省 略

(資本的支出)

第八十一条 不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行なう居住者が、修理、改良その他いずれの名義をもつてするかを問わず、その業務の用に供する固定資産について支出する金額で次に掲げる金額に該当するもの(そのいずれにも該当する場合には、いずれか多い金額)は、その者のその支出する日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林

所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入しない。

- 一 当該支出する金額のうち、その支出により、当該資産の取得の時ににおいて当該資産につき通常の管理又は修理をするものとした場合に予測される当該資産の使用可能期間を延長させる部分に対応する金額
- 二 当該支出する金額のうち、その支出により、当該資産の取得の時ににおいて当該資産につき通常の管理又は修理をするものとした場合に予測されるその支出の時ににおける当該資産の価額を増加させる部分に対応する金額

(生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等)

第百八十三条 生命保険契約等に基づく年金（法第三十五条第三項（公的年金等の定義）に規定する公的年金等を除く。以下この項において同じ。）の支払を受ける居住者のその支払を受ける年分の当該年金に係る雑所得の金額の計算については、次に定めるところによる。

- 一 当該年金の支払開始の日以後に当該年金の支払の基礎となる生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金の額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入する。
- 二 その年に支払を受ける当該年金の額に、イに掲げる金額のうちロに掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額は、その年分の雑所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

イ 次に掲げる年金の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1) その支払開始の日において支払総額が確定している年金 当該支払総額

(2) その支払開始の日において支払総額が確定していない年金 第八十二条の三第二項（確定給付企業年金の額から控除する金額）の規定に準じて計算した支払総額の見込額

ロ 当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金の総額

- 三 当該生命保険契約等が年金のほか一時金を支払う内容のものである場合には、前号ロに掲げる保険料又は掛金の総額は、当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金の総額に、同号イ(1)又は(2)に定める支払総額又は支払総額の見込額と当該一時金の額との合計額のうち当該支払総額又は支払総額の見込額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

四 前二号に規定する割合は、小数点以下二位まで算出し、三位以下を切り上げたところによる。

2 生命保険契約等に基づく一時金（法第三十一条各号（退職手当等とみなす一時金）に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）の支払を受ける居住者のその支払を受ける年分の当該一時金に係る一時所得の金額の計算については、次に定めるところによる。

- 一 当該一時金の支払の基礎となる生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金の額で、当該一時金とともに又は当該一時金の支払を受けた後に支払を受けるものは、その年分の一時所得に係る総収入金額に算入する。

- 二 当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金（第八十二条の三第一項第二号イからりまでに掲げる資産及び確定拠出年金法第五十四条第一項（他の制度の資産の移換）、第五十四条の二第一項（脱退一時金相当額等の移換）又は第七十四条の二第一項（脱退一時金相当額等の移換）の規定により移換された同法第二条第十二項（定義）に規定する個人別管理資産に充てる資産を含む。第四項において同じ。）の総額は、その年分の一時所得の金額の計算上、支出した金額に算入する。ただし、次に掲げる掛金、金額、企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金の総額については、当該支出した金額に算入しない。

- イ 旧厚生年金保険法第九章（厚生年金基金及び企業年金連合会）の規定に基づく一時金（第七十二条第二項（退職手当等とみなす一時金）に規定するものを除く。）に係る同項に規定する加入員の負担した掛金
  - ロ 確定給付企業年金法第三条第一項（確定給付企業年金の実施）に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて支給を受ける一時金（法第三十一条第三号に掲げるものを除く。）の額に第八十二条の三第一項第二号イからリまでに掲げる資産に係る部分に相当する金額が含まれている場合における当該金額に係る法第三十一条第三号に規定する加入者が負担した金額
  - ハ 第七十二条第三項第五号イからハまでに掲げる規定に基づいて支給を受ける一時金（同号に掲げるものを除く。）の額に第八十二条の三第一項第二号イからリまでに掲げる資産に係る部分に相当する金額が含まれている場合における当該金額に係る第七十二条第三項第五号に規定する加入者が負担した金額
  - ニ 小規模企業共済法第十二条第一項（解約手当金）に規定する解約手当金（第七十二条第三項第三号ロ及びハに掲げるものを除く。）に係る同号イに規定する小規模企業共済契約に基づく掛金
  - ホ 確定拠出年金法附則第二条の二第二項及び第三条第二項（脱退一時金）に規定する脱退一時金に係る同法第三条第三項第七号の二（規約の承認）に規定する企業型年金加入者掛金及び同法第五十五条第二項第四号（規約の承認）に規定する個人型年金加入者掛金
- 三 当該生命保険契約等が一時金のほか年金を支払う内容のものである場合には、前号に規定する保険料又は掛金の総額は、当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金の総額から、当該保険料又は掛金の総額に前項第三号に規定する割合を乗じて計算した金額を控除した金額に相当する金額とする。

### 3・4 省 略

（損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等）

第百八十四条 損害保険契約等（法第七十六条第六項第四号（生命保険料控除）に掲げる保険契約で生命保険契約以外のもの、法第七十七条第二項各号（地震保険料控除）に掲げる契約及び第三百二十六条第二項各号（第二号を除く。）（生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収）に掲げる契約をいう。以下この項において同じ。）に基づく年金の支払を受ける居住者のその支払を受ける年分の当該年金に係る雑所得の金額の計算については、次に定めるところによる。

- 一 当該年金の支払開始の日以後に当該年金の支払の基礎となる損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金の額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入する。
- 二 その年に支払を受ける当該年金の額に、イに掲げる金額のうちにロに掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額は、その年分の雑所得の金額の計算上、必要経費に算入する。
  - イ 次に掲げる年金の区分に応じそれぞれ次に定める金額
    - （1） その支払開始の日において支払総額が確定している年金 当該支払総額
    - （2） その支払開始の日において支払総額が確定していない年金 支払見込期間に応じた支払総額の見込額として財務省令で定めるところにより計算した金額
  - ロ 当該損害保険契約等に係る保険料又は掛金の総額

- 三 前号に規定する割合は、小数点以下二位まで算出し、三位以下を切り上げたところによる。
- 2 損害保険契約等（前項に規定する損害保険契約等及び保険業法第二条第十八項（定義）に規定する少額短期保険業者の締結した同条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した保険契約（第四項において「損害保険契約」という。）に類する保険契約をいう。以下この項及び次項において同じ。）に基づく満期返戻金等の支払を受ける居住者のその支払を受ける年分の当該満期返戻金等に係る一時所得の金額の計算については、次に定めるところによる。
- 一 当該満期返戻金等の支払の基礎となる損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金の額で、当該満期返戻金等とともに又は当該満期返戻金等の支払を受けた後に支払を受けるものは、その年分の一時所得に係る総収入金額に算入する。
- 二 当該損害保険契約等に係る保険料又は掛金の総額は、その年分の一時所得の金額の計算上、支出した金額に算入する。

### 3・4 省略

（小規模事業者の要件）

第九十五条 法第六十七条（小規模事業者の収入及び費用の帰属時期）に規定する政令で定める要件は、次の各号に掲げる要件とする。

- 一 その年の前前年分の不動産所得の金額及び事業所得の金額（法第五十七条（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）の規定を適用しないで計算した場合の金額とする。）の合計額が三百万円以下であること。
- 二 既に法第六十七条の規定の適用を受けたことがあり、かつ、その後同条の規定の適用を受けないこととなつた者については、再び同条の規定の適用を受けることにつき財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けた者であること。

（小規模事業者の収入及び費用の帰属時期）

第九十六条 法第六十七条（小規模事業者の収入及び費用の帰属時期）に規定する居住者で前条各号に掲げる要件に該当するものその年分（不動産所得を生ずべき業務及び事業所得を生ずべき業務の全部を譲渡し、若しくは廃止し、又は死亡した日の属する年分を除く。）の不動産所得の金額及び事業所得の金額（山林の伐採又は譲渡に係るものを除く。）の計算上総収入金額に算入すべき金額は、法第二編第二章第二節第三款（収入金額の計算）（法第四十一条（農産物の収穫の場合の総収入金額算入）を除く。）の規定の適用を受けるものを除き、その者の選択により、これらの業務につきその年において収入した金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもつて収入した場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とすることができる。

- 2 前項の規定の適用を受ける居住者のその年分の同項に規定する不動産所得の金額及び事業所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、償却費並びに法第五十一条第一項及び第四項（資産損失の必要経費算入）の規定の適用を受けるものを除き、その年においてこれらの所得の総収入金額を得るために直接支出した費用の額及びその年においてこれらの所得を生ずべき業務について支出した費用の額とする。

### 3 省略

(収入及び費用の帰属時期の特例を受けるための手続等)

第百九十七条 その年分以後の各年分の所得税につき前条第一項の選択をする居住者は、その年三月十五日まで（その年一月十六日以後新たに同項に規定する業務を開始した場合には、その業務を開始した日から二月以内）に、同項の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- 2 前条第一項の規定の適用を受ける居住者は、その年分以後の各年分の所得税につき同項の規定の適用を受けることをやめようとする場合には、その年三月十五日までに、その適用を受けることをやめる旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。



資料7 消費税法施行令（昭和63年政令第360号）（抄）

（高額特定資産の範囲等）

第二十五条の五 法第十二条の四第一項に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる棚卸資産及び調整対象固定資産（以下この項において「対象資産」という。）の区分に応じ当該各号に定める金額が千万円以上のものとする。

- 一 対象資産（次号に掲げる自己建設資産に該当するものを除く。） 当該対象資産の一の取引の単位（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式）に係る課税仕入れに係る支払対価の額（法第三十条第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額をいう。同号及び第三項において同じ。）の百十分の百に相当する金額、特定課税仕入れに係る支払対価の額（同条第一項に規定する特定課税仕入れに係る支払対価の額をいう。同号及び第三項において同じ。）又は保税地域から引き取られる当該対象資産の課税標準である金額
  - 二 自己建設資産（対象資産のうち、他の者との契約に基づき、又は事業者の棚卸資産若しくは調整対象固定資産として自ら建設等（法第十二条の四第一項に規定する建設等をいう。以下この条において同じ。）をしたものをいう。） 当該自己建設資産の建設等に要した課税仕入れに係る支払対価の額の百十分の百に相当する金額、特定課税仕入れに係る支払対価の額及び保税地域から引き取られる課税貨物の課税標準である金額（当該自己建設資産の建設等のために要した原材料費及び経費に係るものに限り、当該建設等を行つた事業者が法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除されることとなる課税期間又は法第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間中に国内において行つた課税仕入れ及び保税地域から引き取つた課税貨物に係るものを除く。次項において「仕入れ等に係る支払対価の額」という。）の合計額
- 2 法第十二条の四第一項に規定する政令で定める費用の額は、同項に規定する自己建設高額特定資産の建設等に要した仕入れ等に係る支払対価の額の累計額とし、同項に規定する政令で定める金額は、千万円とする。
  - 3 法第十二条の四第二項に規定する政令で定める費用の額は、同項に規定する調整対象自己建設高額資産の建設等に要した課税仕入れに係る支払対価の額の百十分の百に相当する金額、特定課税仕入れに係る支払対価の額及び保税地域から引き取られる課税貨物の課税標準である金額（当該調整対象自己建設高額資産の建設等のために要した原材料費及び経費に係るものに限る。）の累計額とし、同項に規定する政令で定める金額は、千万円とする。

（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例）

第五十七条 次項及び第三項に定めるもののほか、法第三十七条第一項第一号に規定する政令で定める事業は、次の各号に掲げる事業とし、同項第一号に規定する政令で定める率は、当該事業の区分に応じ当該各号に定める率とする。

- 一 第一種事業 百分の九十
- 二 第二種事業 百分の八十
- 三 第三種事業 百分の七十
- 四 第五種事業 百分の五十
- 五 第六種事業 百分の四十

- 2 事業者の営む事業が前項各号に掲げる事業又は第四種事業のうち二以上の事業である場合には、法第三十七条第一項第一号に規定する政令で定める率は、次の各号に規定する残額の合計額（次項において「売上げに係る消費税額」という。）のうちに当該各号に掲げる金額の合計額の占める割合とする。
- 一 当該課税期間中に国内において行つた第一種事業に係る課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下この条において同じ。）に係る消費税額の合計額から当該課税期間中に行つた第一種事業に係る法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額（以下この項において「売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額」という。）の合計額を控除した残額（次項第二号イにおいて「第一種事業に係る消費税額」という。）に百分の九十を乗じて計算した金額
  - 二 当該課税期間中に国内において行つた第二種事業に係る課税資産の譲渡等に係る消費税額の合計額から当該課税期間中に行つた第二種事業に係る売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額（次項第二号ロにおいて「第二種事業に係る消費税額」という。）に百分の八十を乗じて計算した金額
  - 三 当該課税期間中に国内において行つた第三種事業に係る課税資産の譲渡等に係る消費税額の合計額から当該課税期間中に行つた第三種事業に係る売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額（次項第二号ハにおいて「第三種事業に係る消費税額」という。）に百分の七十を乗じて計算した金額
  - 四 当該課税期間中に国内において行つた第四種事業に係る課税資産の譲渡等に係る消費税額の合計額から当該課税期間中に行つた第四種事業に係る売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額（次項第二号ニにおいて「第四種事業に係る消費税額」という。）に百分の六十を乗じて計算した金額
  - 五 当該課税期間中に国内において行つた第五種事業に係る課税資産の譲渡等に係る消費税額の合計額から当該課税期間中に行つた第五種事業に係る売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額（次項第二号ホにおいて「第五種事業に係る消費税額」という。）に百分の五十を乗じて計算した金額
  - 六 当該課税期間中に国内において行つた第六種事業に係る課税資産の譲渡等に係る消費税額の合計額から当該課税期間中に行つた第六種事業に係る売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額に百分の四十を乗じて計算した金額
- 3 前項の場合において、次に掲げる場合に該当するときは、法第三十七条第一項第一号に規定する政令で定める率は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とすることができる。
- 一 当該事業者の当該課税期間における課税売上高（当該課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等（法第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この条において同じ。）の対価の額の合計額から当該課税期間中に行つた売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除した残額をいう。次号において同じ。）のうちに当該課税期間中に国内において行つた特定一事業（第一項各号に掲げる事業又は第四種事業のうち一の事業をいう。）に係る課税資産の譲渡等の対価の額の合計額から当該課税期間中に行つた当該特定一事業に係る売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除した残額の占める割合が百分の七十五以上である場合 次に掲げる場合の区分に応じそ

れぞれ次に定める割合

- イ 当該特定一事業が第一種事業である場合 百分の九十
- ロ 当該特定一事業が第二種事業である場合 百分の八十
- ハ 当該特定一事業が第三種事業である場合 百分の七十
- ニ 当該特定一事業が第四種事業である場合 百分の六十
- ホ 当該特定一事業が第五種事業である場合 百分の五十
- ヘ 当該特定一事業が第六種事業である場合 百分の四十

二 当該事業者の当該課税期間における課税売上高のうち当該課税期間中に国内において行った特定二事業（第一項各号に掲げる事業又は第四種事業のうち二の事業をいう。）に係る課税資産の譲渡等の対価の額の合計額から当該課税期間中に行つた当該特定二事業に係る売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除した残額の占める割合が百分の七十五以上である場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合

イ 当該特定二事業が第一種事業と第一種事業以外の事業とである場合 売上げに係る消費税額のうち次に掲げる金額の合計額の占める割合

(1) 前項第一号に掲げる金額

(2) 売上げに係る消費税額から第一種事業に係る消費税額を控除した金額に次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合を乗じて計算した金額

(i) 当該第一種事業以外の事業が第二種事業である場合 百分の八十

(i i) 当該第一種事業以外の事業が第三種事業である場合 百分の七十

(i i i) 当該第一種事業以外の事業が第四種事業である場合 百分の六十

(i v) 当該第一種事業以外の事業が第五種事業である場合 百分の五十

(v) 当該第一種事業以外の事業が第六種事業である場合 百分の四十

ロ 当該特定二事業が第二種事業と第二種事業以外の事業（第一種事業を除く。）とである場合 売上げに係る消費税額のうち次に掲げる金額の合計額の占める割合

(1) 前項第二号に掲げる金額

(2) 売上げに係る消費税額から第二種事業に係る消費税額を控除した金額に次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合を乗じて計算した金額

(i) 当該第二種事業以外の事業が第三種事業である場合 百分の七十

(i i) 当該第二種事業以外の事業が第四種事業である場合 百分の六十

(i i i) 当該第二種事業以外の事業が第五種事業である場合 百分の五十

(i v) 当該第二種事業以外の事業が第六種事業である場合 百分の四十

ハ 当該特定二事業が第三種事業と第三種事業以外の事業（第一種事業及び第二種事業を除く。）とである場合 売上げに係る消費税額のうち次に掲げる金額の合計額の占める割合

(1) 前項第三号に掲げる金額

(2) 売上げに係る消費税額から第三種事業に係る消費税額を控除した金額に次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合を乗じて計算した金額

(i) 当該第三種事業以外の事業が第四種事業である場合 百分の六十

(i i) 当該第三種事業以外の事業が第五種事業である場合 百分の五十

(i i i) 当該第三種事業以外の事業が第六種事業である場合 百分の四十

ニ 当該特定二事業が第四種事業と第四種事業以外の事業（第一種事業、第二種事業及び第三

種事業を除く。)とである場合 売上げに係る消費税額のうち次に掲げる金額の合計額の占める割合

(1) 前項第四号に掲げる金額

(2) 売上げに係る消費税額から第四種事業に係る消費税額を控除した金額に次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合を乗じて計算した金額

(i) 当該第四種事業以外の事業が第五種事業である場合 百分の五十

(ii) 当該第四種事業以外の事業が第六種事業である場合 百分の四十

ホ 当該特定二事業が第五種事業と第六種事業とである場合 売上げに係る消費税額のうち次に掲げる金額の合計額の占める割合

(1) 前項第五号に掲げる金額

(2) 売上げに係る消費税額から第五種事業に係る消費税額を控除した金額に百分の四十を乗じて計算した金額

4～6 省 略

## 資料8 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）（抄）

（中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

### 第五条の五 省 略

#### 2 省 略

3 法第十条の三第一項に規定する政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一 機械及び装置 一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。次号において同じ。）の取得価額（所得税法施行令第百二十六条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この項において同じ。）が百六十万円以上のもの

二 工具 一台又は一基の取得価額が百二十万円以上のもの（当該中小事業者（法第十条の三第一項に規定する中小事業者をいう。以下この項において同じ。）がその年（その年が令和三年である場合には、同年一月一日から同年三月三十一日までの期間に限る。）において、取得（その製作の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。次号において同じ。）又は製作をして国内にある当該中小事業者の営む同条第一項に規定する指定事業の用に供した同項第一号に掲げる工具（一台又は一基の取得価額が三十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額が百二十万円以上である場合の当該工具を含む。）

三 ソフトウェア 一のソフトウェアの取得価額が七十万円以上のもの（当該中小事業者がその年（その年が令和三年である場合には、同年一月一日から同年三月三十一日までの期間に限る。）において、取得又は製作をして国内にある当該中小事業者の営む法第十条の三第一項に規定する指定事業の用に供した同項第二号に掲げるソフトウェア（所得税法施行令第百三十八条又は第百三十九条の規定の適用を受けるものを除く。）の取得価額の合計額が七十万円以上である場合の当該ソフトウェアを含む。）

4 法第十条の三第一項に規定する政令で定める事業は、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業その他財務省令で定める事業とする。

#### 5 省 略

6 法第十条の三第一項に規定する政令で定める割合は、百分の七十五とする。

#### 7・8 省 略

（農用地等を取得した場合の課税の特例）

### 第十六条の三 省略

2 法第二十四条の三第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項各号に掲げる金額のうちいずれか少ない金額に相当する金額（当該金額が農用地等（同項に規定する農用地等をいう。以下この条において同じ。）の取得に要した金額を超える場合には、当該取得に要した金額に相当する金額）とする。

3 法第二十四条の三第一項第一号ロに規定する政令で定める金額は、同項に規定する認定計画等に記載された農用地等の取得に充てるための金額であつて法第二十四条の二第一項の農業経営基盤強化準備金として積み立てられなかつた金額として財務省令で定めるところにより証明がされた金額とする。

- 4 法第二十四条の三第一項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項並びに法第二十五条の二第一項及び第三項の規定を適用しないで計算した場合のその年分の事業所得の金額とする。
- 5 法第二十四条の三第一項の規定の適用を受けた農用地等について所得税に関する法令の規定を適用する場合には、当該農用地等については、当該農用地等の取得に要した金額に相当する金額から同項の規定によりその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入された金額に相当する金額を控除した金額をもつて取得したものとみなす。

## 資料9 所得税法施行規則（昭和40年大蔵省令第11号）

（棚卸資産の評価の方法の変更申請書の記載事項）

第二十三条 令第百一条第二項（棚卸資産の評価の方法の変更手続）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 令第百一条第二項に規定する申請書を提出する者の氏名及び住所
- 二 その評価の方法を変更しようとする事業の種類並びに商品又は製品（副産物及び作業くずを除く。）、半製品、仕掛品（半成工事を含む。）、主要原材料及び補助原材料その他の棚卸資産の区分
- 三 現によつている評価の方法及びその評価の方法を採用した年月日
- 四 採用しようとする新たな評価の方法
- 五 その他参考となるべき事項

（青色専従者給与に関する届出書の記載事項等）

第三十六条の四 法第五十七条第二項（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第五十七条第二項に規定する書類を提出する者の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）並びに住所地（国内に住所がない場合には、居所地）と納税地とが異なる場合には、その納税地
  - 二 法第五十七条第一項に規定する青色事業専従者（以下この条において「青色事業専従者」という。）の前号の者との続柄及び年齢
  - 三 青色事業専従者が他の業務に従事し又は就学している場合には、その事実
  - 四 その事業に従事する他の使用人に対して支払う給与の金額並びにその支給の方法及び形態
  - 五 昇給の基準その他参考となるべき事項
- 2 法第五十七条第二項に規定する書類に記載した青色事業専従者の給与の金額の基準を変更する場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- 一 当該書類を提出する者の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）並びに住所地（国内に住所がない場合には、居所地）と納税地とが異なる場合には、その納税地
  - 二 その変更する内容及びその理由
  - 三 その他参考となるべき事項
- 3 法第五十七条第一項に規定する居住者がその年一月十六日以後新たに青色事業専従者を有することとなつた場合には、その者は、その有することとなつた日から二月以内に、同条第二項に規定する書類を納税地の所轄税務署長に提出するものとする。

（収入及び費用の帰属時期の特例の適用の細目）

第四十条 法第六十七条（小規模事業者の収入及び費用の帰属時期）の規定の適用を受ける居住者がその適用を受けないこととなつた場合におけるその適用を受けないこととなつた年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算については、次に定めるところによる。

- 一 法第六十七条の規定の適用を受けることとなつた年の前年十二月三十一日（年の中途におい

て新たに不動産所得又は事業所得を生ずべき業務を開始した場合には、当該業務を開始した日。次号において同じ。)における売掛金、買掛金、未収収益、前受収益、前払費用、未払費用その他これらに類する資産及び負債並びに棚卸資産(以下この号において「売掛金等」という。)の額と同条の規定の適用を受けないこととなつた年の一月一日における売掛金等の額との差額に相当する金額は、その適用を受けないこととなつた年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、それぞれ総収入金額又は必要経費に算入する。

二 法第六十七条の規定の適用を受けることとなつた年の前年十二月三十一日における法及び租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の規定による引当金及び準備金の金額は、それぞれ同条の規定の適用を受けないこととなつた年の前年から繰り越されたこれらの引当金及び準備金の金額とみなす。

(青色申告承認申請書の記載事項)

第五十五条 法第四百四十四条(青色申告の承認の申請)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第四百四十四条に規定する申請書を提出する者の氏名及び住所(国内に住所がない場合には、居所)並びに住所地(国内に住所がない場合には、居所地)と納税地とが異なる場合には、その納税地
- 二 前号の申請書を提出した後最初に青色申告書を提出しようとする年
- 三 法第五十条第一項(青色申告の承認の取消し)の規定により青色申告書の提出の承認を取り消され、又は法第五十一条第一項(青色申告の取りやめ)の規定により青色申告書による申告書の提出をやめる旨の届出書を提出した後再び第一号の申請書を提出しようとする場合には、その取消しに係る同条第二項の規定による通知を受けた日又は取りやめの届出書の提出をした日
- 四 その年一月十六日以後新たに法第四百四十三条(青色申告)に規定する業務を開始した場合には、その開始した年月日
- 五 その他参考となるべき事項

(青色申告者の備え付けるべき帳簿書類)

第五十六条 青色申告者(法第四百四十三条(青色申告)の承認を受けている居住者をいう。以下この節において同じ。)は、法第四百四十八条第一項(青色申告者の帳簿書類)の規定により、その不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務につき備え付ける帳簿書類については、次条から第六十四条まで(青色申告者の帳簿書類の備付け等)に定めるところによらなければならない。ただし、当該帳簿書類については、次条から第五十九条まで(青色申告者の帳簿書類)、第六十一条(貸借対照表及び損益計算書)及び第六十四条(帳簿書類の記載事項等の省略又は変更)の規定に定めるところに代えて、財務大臣の定める簡易な記録の方法及び記載事項によることができる。

- 2 法第六十七条(小規模事業者の収入及び費用の帰属時期)の規定の適用を受ける青色申告者は、前項の規定にかかわらず、第六十条(決算)の規定による棚卸資産の棚卸を行うことを要しない。
- 3 財務大臣は、第一項ただし書の定めをしたときは、これを告示する。



(取引の記録等)

第五十七条 青色申告者は、青色申告書を提出することができる年分の不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額が正確に計算できるように次の各号に掲げる資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引（以下この節において「取引」という。）を正規の簿記の原則に従い、整然と、かつ、明りように記録し、その記録に基づき、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。

- 一 不動産所得については、その不動産所得を生ずべき法第二十六条第一項（不動産所得）に規定する不動産等の貸付けに係る資産、負債及び資本
- 二 事業所得については、その事業所得を生ずべき事業に係る資産、負債及び資本
- 三 山林所得については、その山林所得を生ずべき業務に係る資産、負債及び資本

## 2 省 略

(取引に関する帳簿及び記載事項)

第五十八条 青色申告者は、すべての取引を借方及び貸方に仕訳する帳簿（次条において「仕訳帳」という。）、すべての取引を勘定科目の種類別に分類して整理計算する帳簿（次条において「総勘定元帳」という。）その他必要な帳簿を備え、財務大臣の定める取引に関する事項を記載しなければならない。

## 2 省 略

(仕訳帳及び総勘定元帳の記載方法)

第五十九条 青色申告者は、仕訳帳には、取引の発生順に、取引の年月日、内容、勘定科目及び金額を記載しなければならない。

- 2 青色申告者は、総勘定元帳には、その勘定ごとに、記載の年月日、相手方の勘定科目及び金額を記載しなければならない。

(決算)

第六十条 青色申告者（法第二百五条第一項から第三項まで（年途中で死亡した場合の確定申告）の規定の適用がある場合には、同条第一項の規定による申告書を提出すべき者又は同条第二項若しくは第三項の規定による申告書を提出することができる者）は、毎年十二月三十一日（同条又は法第二十七条（年途中で出国をする場合の確定申告）の規定の適用がある場合には、青色申告者の死亡の日又は出国の時。次条において同じ。）において棚卸資産の棚卸しその他決算のために必要な事項の整理を行い、その事績を明瞭に記録しなければならない。

## 2・3 省 略

(貸借対照表及び損益計算書)

第六十一条 前条第一項に規定する青色申告者は、毎年十二月三十一日において、財務大臣の定める科目に従い、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。

- 2 財務大臣は、前項の定めをしたときは、これを告示する。

(親族の労務に従事した期間等の記帳)

第六十二条 税務署長が必要があると認める場合には、青色申告者でその者と生計を一にする親族に給与の支払をする者に対し、帳簿を備え、その親族の労務に従事した期間、労務の性質その他その労務の事績を明らかにする事項の記載を命ずることができる。

(帳簿書類の整理保存)

第六十三条 第六十条第一項(決算)に規定する青色申告者は、次に掲げる帳簿及び書類を整理し、起算日から七年間(第三号に掲げる書類のうち、現金預金取引等関係書類に該当する書類以外のものにあつては、五年間)、これをその者の住所地若しくは居所地又はその営む事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければならない。

- 一 第五十八条(取引に関する帳簿及び記載事項)に規定する帳簿並びに当該青色申告者の資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引に関して作成されたその他の帳簿
- 二 棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算、整理又は決算に関して作成されたその他の書類
- 三 取引に関して相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し

2 前項の青色申告者で、その年三月十五日における前々年分の不動産所得の金額及び事業所得の金額の合計額(令第九十五条第一号(小規模事業者の要件)に規定する合計額をいい、法第二百五条第一項から第三項まで(年の中で死亡した場合の確定申告)の規定の適用がある場合には、これらの規定に規定する居住者に係る当該合計額とする。)が同号に規定する金額以下であるものは、前項の規定にかかわらず、その年において作成し、又は受領した同項第三号に掲げる書類については、起算日から五年間を超えて保存することを要しない。

3～7 省 略

(帳簿書類の記載事項等の省略又は変更)

第六十四条 青色申告者は、その業種、業態、規模等により、第五十八条から第六十二条まで(青色申告者の帳簿書類等)の規定により難しいときは、納税地の所轄税務署長の承認を受け、これらの規定に規定する記載事項の一部を省略し又は変更することができる。

(青色申告書に添付すべき書類)

第六十五条 法第四百九条(青色申告書に添付すべき書類)の規定により青色申告書に添付すべき書類は、次の各号に掲げるもの(当該各号に掲げるものが電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。))で作成され、又は当該各号に掲げるものの作成に代えて当該各号に掲げるものに記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書類とする。

- 一 貸借対照表及び損益計算書
- 二 不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算に関する明細書(事業所得の金額のうちに変動所得の金額又は臨時所得の金額がある場合には、当該変動所得の金額又は臨

時所得の金額とその他の事業所得の金額とに区分し、不動産所得の金額のうち臨時所得の金額がある場合には、当該臨時所得の金額とその他の不動産所得の金額とに区分した明細書)

三 純損失の金額の計算に関する明細書

2 第五十六条第一項ただし書（青色申告者の備え付けるべき帳簿書類）の規定の適用を受ける青色申告者は、前項の規定にかかわらず、貸借対照表を青色申告書に添付することを要しない。

（青色申告をやめようとする場合の届出）

第六十六条 法第一百五十一条第一項（青色申告の取りやめ）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第一百五十一条第一項の規定による届出書を提出する者の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）並びに住所地（国内に住所がない場合には、居所地）と納税地とが異なる場合には、その納税地

二 青色申告書の提出の承認を受けた日又はその承認があつたものとみなされた日

三 青色申告書の提出をやめようとする理由

四 その他参考となるべき事項

（納期の特例に関する承認の申請書）

第七十八条 法第二百十七条第一項（納期の特例に関する承認の申請等）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二百十七条第一項に規定する申請書を提出する者の氏名及び住所若しくは居所又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号

二 法第二百十六条（源泉徴収に係る所得税の納期の特例）の規定による承認を受けようとする同条に規定する事務所等に係る最近における六月間の月別の給与等の支払を受ける者の数及び当該給与等の金額並びに臨時に雇用している者がある場合には、その者に係るこれらの内訳

三 現に国税の滞納があり、又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない事由によるものであるときは、その事由

四 第一号の申請書を提出した日以前一年以内において法第二百十七条第四項の規定による取消しの通知を受けたことの有無

五 その他参考となるべき事項

（事業所得等に係る取引に関する帳簿の記録の方法及び帳簿書類の保存）

第二百二条 法第二百三十二条第一項（事業所得等を有する者の帳簿書類の備付け等）に規定する居住者又は非居住者（第四項において「居住者等」という。）は、帳簿を備え、その適用を受ける年分の不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額が正確に計算できるように、これらの所得を生ずべき業務に係るその年の取引でこれらの所得に係る総収入金額及び必要経費に関する事項を、次項に規定する記録の方法に従い、整然と、かつ、明瞭に記録しなければならない。

2 法第二百三十二条第一項に規定する財務省令で定める簡易な方法は、財務大臣の定める記録の方法とする。

3 法第二百三十二条第一項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 その年の決算に関して作成した棚卸表その他の書類
  - 二 その年において法第二百三十二条第一項に規定する業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書その他これらに類する書類（自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものは、当該写しを含む。）
- 4 居住者等は、第一項の帳簿（その年において法第二百三十二条第一項に規定する業務に関して作成したその他の帳簿及び前項各号に掲げる書類を含む。次項において「帳簿等」という。）を、第六十三条第四項（青色申告者の帳簿書類の整理保存）に規定する起算日から七年間（その他の帳簿及び前項各号に掲げる書類にあつては、五年間）、その者の住所地若しくは居所地又はその営む事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければならない。この場合において、前項各号に掲げる書類は、これを整理して保存しなければならないものとする。

5～7 省 略

資料 10 租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）（抄）

（肉用牛の売却による農業所得の課税の特例）

第九条の五 省 略

2 法第二十五条第四項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 法第二十五条第三項に規定する肉用牛の売却が同条第一項第一号に規定する市場において行われた場合 次に掲げる事項

イ 当該肉用牛の売却をした個人の氏名及び住所地並びにその売却年月日

ロ 当該市場の名称及び所在地（当該市場が施行令第十七条第二項各号に掲げる市場である場合には、その旨及び当該各号に掲げる市場に該当することとなつた年月日を含む。）

ハ 当該肉用牛の種別、生年月日、雌雄の別その他の事項で当該肉用牛が法第二十五条第一項第一号に掲げる肉用牛に該当することを明らかにする事項

二 法第二十五条第三項に規定する肉用牛の売却が施行令第十七条第三項に規定する農業協同組合又は農業協同組合連合会に委託して行われた場合 次に掲げる事項

イ 当該肉用牛の売却の委託をした個人の氏名及び住所地並びにその売却年月日

ロ 当該農業協同組合又は農業協同組合連合会の名称及び所在地並びに施行令第十七条第三項に規定する農林水産大臣の指定があつた年月日

ハ 当該肉用牛の種別、生年月日、雌雄の別その他の事項で当該肉用牛が法第二十五条第一項第二号に掲げる生産後一年未満の肉用牛に該当することを明らかにする事項

3・4 省 略

資料11 所得税法施行規則第五十六条第一項、第五十八条第一項及び第六十一条第一項に規定する記録の方法及び記載事項、取引に関する事項並びに科目（昭和42年大蔵省告示第112号）

所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第五十六条第一項ただし書、第五十八条第一項及び第六十一条第一項の規定に基づき、同規則第五十六条第一項ただし書、第五十八条第一項及び第六十一条第一項（これらの規定を同規則第六十七条において準用する場合を含む。）に規定する記録の方法及び記載事項、取引に関する事項並びに科目を次のように定め、昭和四十三年分の所得税から適用する。

- 1 所得税法施行規則（以下「規則」という。）第五十八条第一項（取引に関する帳簿及び記載事項）（規則第六十七条（申告、納付及び還付）において準用する場合を含む。）に規定する取引に関する事項は、おおむね別表第一各号の表の第一欄に定めるところによる。
- 2 規則第六十一条第一項（貸借対照表及び損益計算書）（規則第六十七条において準用する場合を含む。）に規定する科目は、おおむね別表第二各号の表の第一欄に定めるところによる。
- 3 規則第五十六条第一項ただし書（青色申告者の備え付けるべき帳簿書類の特例）（規則第六十七条において準用する場合を含む。）に規定する記録の方法及び記載事項は、次に定めるところによる。
  - 一 規則第五十六条第一項（規則第六十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する青色申告者で同項ただし書の規定の適用を受けるものは、青色申告書を提出することができる年分の不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額が正確に計算できるように、必要な帳簿を備え、その取引を別表第一各号の表の第二欄に定めるところにより、整然と、かつ、明瞭に記録しなければならない。ただし、所得税法（昭和四十年法律第三十三号。以下「法」という。）第六十七条（小規模事業者の収入及び費用の帰属時期）（法第百六十五条第一項（総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算）の規定により準じて計算する場合を含む。）の規定の適用を受ける者の事業所得又は不動産所得に係る取引については、別表第一第一号又は第二号の表の第三欄に定めるところにより記録することができる。
  - 二 前号の青色申告者は、同号の取引のうち不動産所得、事業所得及び山林所得に係る総収入金額又は必要経費に算入されない収入又は支出を含むものについては、その都度その総収入金額又は必要経費に算入されない金額を除いて記録しなければならない。ただし、その都度区分整理し難いものは、年末において一括して区分整理することができる。
  - 三 第一号の青色申告者（法第百二十五条第一項から第三項まで（年の中で死亡した場合の確定申告）（これらの規定を法第百六十六条（申告、納付及び還付）において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定の適用がある場合には、法第百二十五条第一項の規定による申告書を提出すべき者又は同条第二項若しくは第三項の規定による申告書を提出することができる者）は、毎年十二月三十一日（法第百二十五条又は第百二十七条（年の中で出国をする場合の確定申告）（これらの規定を法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合には、その死亡の日又は出国の時）において、その記録に基づき、別表第二各号の表の第二欄に定める科目に従い、損益計算書を作成しなければならない。

別表第一 青色申告者の帳簿の記載事項

一 事業所得の部

(イ) 一般の部

区分	第一欄		第二欄		第三欄	
	記載事項	備考	記載事項	備考	記載事項	備考
(一) 現金 出納等に関する事項	現金取引の年月日、事由、出納先及び金額並びに日目の残高	少額な取引については、その科目ごとに、日目の合計金額のみを一括記載することができる。	第一欄に同じ。	(1) 少額な取引又は保存している伝票、領収書等によりその内容を確認できる取引については、現金売上、雑収入及びその他の入金並びに現金仕入、仕入以外の費用及びその他の出金に区分して、それぞれ日目の合計金額のみを一括記載することができる。  (2) いわゆる時貸又は時借の入出	(1) 第一欄に同じ。  (2) 現金以外の収入、支出及び家事消費等についても現金の出納に準じて記載するものとする。	(1) 第一欄に同じ。  (2) たな卸資産の家事消費等については、年末において、消費等をしたものの種類別に、その合計金額を見積もり、当該合計金額のみを一括記載することができる。

				金は、現金売上又は現金仕入として記載することができる。		
(二) 当座預金の預入及び引出しに関する事項	預金の口座別に、取引の年月日、事由、支払先及び金額	—	—	—	—	—
(三) 手形（融通手形を除く。）上の債権債務に関する事項	受取手形及び支払手形別に、取引の年月日、事由、相手方及び金額	—	—	—	—	—
(四) 売掛金（未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項	売上先その他取引の相手方別に、取引の年月日、品名その他行なった給付の内容、数量、単価及び金額	保存している納品書控、請求書控等によりその内容を確認できる取引については、その相手方別に、日目の合計金額のみを一括記載することができる。	第一欄に同じ。	(1) 第一欄に同じ。 (2) いわゆる時貸については、日目の記載を省略し、現実に代金を受け取った時に現金売上として記載することができる。この場合には、年末	—	—



				における時貸の残高を記載するものとする。		
(五) 買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項	仕入先その他取引の相手方別に、取引の年月日、品名その他受けた給付の内容、数量、単価及び金額	保存している納品書、請求書等によりその内容を確認できる取引については、その相手方別に、日日の合計金額のみを一括記載することができる。	第一欄に同じ。	(1) 第一欄に同じ。 (2) いわゆる時借については、日日の記載を省略し、現実に代金を支払った時に現金仕入として記載することができる。この場合には、年末における時借の残高を記載するものとする。	—	—
(六) (二) から (五) までに掲げるもの以外の債権債務に関する事項	貸付金、借入金、預け金、預り金、仮払金、仮受金、未収入金、未払金、事業主貸、事業主借のように、それぞれ適宜な科	事業主貸については、月決め事業主貸とその他の事業主貸とに区分して記載することができる。	—	—	—	—

	目に区分して、それぞれその取引の年月日、事由、相手方及び金額					
(七) 減価償却資産（繰延資産を含む。）に関する事項	その資産の種類ごとに、それぞれその取得又は支出の年月日、取得又は支出の相手方、数量、取得価額又は支出金額及びその年の年初の償却後の価額並びにその年中におけるその他の取引の年月日、事由、相手方及び金額	—	第一欄に同じ。	年末において、その年中の取引を一括記載することができる。	第二欄に同じ。	第二欄に同じ。
(八) (一) から (四) まで、(六) 及び (七) に掲げるもの以外の資産（たな卸資産を除く。）に関する事	取引の年月日、事由、相手方、数量及び金額	—	—	—	—	—

項						
(九) 引当金及び準備金に関する事項	引当金、準備金について、その科目ごとに区分して、それぞれその取引の年月日、事由及び金額その他その計算に関する事項	—	第一欄に同じ。	—	—	—
(十) 元入金に関する事項	取引の年月日、事由及び金額	—	—	—	—	—
(十一) 売上（加工その他の役務の給付等売上と同様の性質を有するもの及び家事消費等を含む。）に関する事項	取引の年月日、売上先その他の相手方、品名その他給付の内容、数量、単価及び金額並びに日日の売上の合計金額	(1) 保存している納品書控、請求書控等によりその内容を確認できる取引については、その相手方別に、日日の合計金額のみを一括記載することができる。 (2) 少額な現金売上については、日日の合	第一欄に同じ。	(1) 第一欄に同じ。 (2) 小売その他これに類するものを行なう者の現金売上については、日日の合計金額のみを一括記載することができる。 (3) いわゆる時貸については、日日の記載を省略	—	—

		計金額のみを一括記載することができる。		し、現実に代金を受け取った時に現金売上として記載することができる。この場合には、年末における時貸の残高を記載するものとする。 (4) たな卸資産の家事消費等については、年末において、消費等をしたものの種類別に、その合計金額を見積もり、当該合計金額のみを一括記載することができる。		
(十二) (十一)に掲げる	受取利息、雑収入のよ うに、それ ぞれ適宜な	少額な雑収 入等につい ては、その 科目ごと	第一欄に同 じ。	(1) 第一欄に同 じ。 (2) 現	—	—

<p>もの以外の収入に関する事項</p>	<p>科目に区分して、それぞれその取引の年月日、事由、相手方及び金額</p>	<p>に、日日の合計金額のみを一括記載することができる。</p>		<p>実に入金した時に記載することができる。この場合には、年末における雑収入等の未収額及び前受額を記載するものとする。</p>		
<p>(十三) 仕入に関する事項</p>	<p>取引の年月日、仕入先その他の相手方、品名その他給付の内容、数量、単価及び金額並びに日日の仕入の合計金額</p>	<p>(1) 保存している納品書、請求書等によりその内容を確認できる取引については、その相手方別に、日日の合計金額のみを一括記載することができる。 (2) 少額な現金仕入については、日日の合計金額のみを一括</p>	<p>第一欄に同じ。</p>	<p>(1) 第一欄に同じ。 (2) いわゆる時借については、日日の記載を省略し、現実に代金を支払った時に現金仕入として記載することができる。この場合には、年末における時借の残高を記載するものとする。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

		記載することが できる。				
(十四) (十三)に掲げる もの以外の費用に 関する事項	雇人費、青色専従者給与額、福利厚生費、外注工賃、動力費、消耗品費、修繕費、減価償却費、繰延資産の償却費、貸倒金、地代家賃、保険料、旅費通信費、水道光熱費、手数料、荷造運賃、広告宣伝費、公租公課、接待交際費、利子割引料、雑費のように、それぞれ適宜な科目に区分して、それぞれその取引の年月日、事由、支払先及び金額	少額な費用については、その科目ごとに、日日の合計金額のみを一括記載することができる。	第一欄に準じそれぞれ適宜な科目に区分して、それぞれその取引の年月日、事由、支払先及び金額	(1) 第一欄に同じ。 (2) 現実に 出金した時に記載することができる。この場合には、年末における費用の未払額及び前払額を記載するものとする。	—	—

(ロ) 農業の部

区分	第一欄		第二欄		第三欄	
	記載事項	備考	記載事項	備考	記載事項	備考
(一) 現金 出納等に 関する事 項	現金取引の 年月日、事 由、出納先 及び金額並 びに日日の 残高	少額な取引 について は、その科 目ごとに、 日日の合計 金額のみを 一括記載す ることができる。	第一欄に同 じ。	少額な取引 又は保存し ている伝 票、領収書 等によりそ の内容を確 認できる取 引について は、現金売 上、雑収入 及びその他 の入金並び に費用及び その他の出 金に区分し て、それぞ れ日日の合 計金額のみ を一括記載 することが できる。	(1) 第 一欄に同 じ。 (2) 現 金以外の 収入、支 出及び家 事消費等 について も現金の 出納に準 じて記載 するもの とする。	(1) 第 一欄に同 じ。 (2) 農 産物（法 第四十一 条第一項 の農産物 をいう。 以下この 表及び別 表第二第 一号 (ロ)の 表におい て同 じ。）、 繭、畜産 物等の家 事消費等 について は、年末 におい て、消費 等をした ものの種 類別に、 その合計 金額を見 積もり、 当該合計 金額のみ を一括記 載するこ とができ る。

<p>(二) 債権債務に関する事項</p>	<p>預金、貸付金、借入金、未収入金及び未払金、現金の家計支出及び農産物等の家計仕向（事業主貸）並びに家計持出（事業主借）のように、それぞれ適宜な科目に区分して、それぞれその取引の年月日、事由、相手方及び金額</p>	<p>(1) 米穀、野菜等の家計仕向については、月末ごとに、その月の合計金額のみを一括記載することができる。</p> <p>(2) 事業主貸（(1)に関する部分を除く。）については、月決め事業主貸とその他の事業主貸とに区分して記載することができる。</p> <p>(3) 未収入金及び未払金に関する取引で、保存している納品書控、請求書等によりその内容を確</p>	<p>未収入金及び未払金について、その取引の相手方別に、それぞれその取引の年月日、品名その他給付の内容、数量、単価及び金額</p>	<p>第一欄の(3)に同じ。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
-----------------------	--	---	---	--------------------	----------	----------



		認できるものについては、その相手方別に、日日の合計金額のみを一括記載することができる。				
(三) 減価償却資産（繰延資産を含む。）に関する事項	その資産の種類ごとに、それぞれその取得又は支出の年月日、取得又は支出の相手方、数量、取得価額又は支出金額及びその年の年初の償却後の価額並びにその年中におけるその他の取引の年月日、事由、相手方及び金額	未成育の牛馬等又は未成熟の果樹等を成育又は成熟させるために要した費用については、年末において一括記載することができる。	第一欄に同じ。	(1) 第一欄に同じ。 (2) 年末において、その年中の取引を一括記載することができる。	第二欄に同じ。	第二欄に同じ。
(四) (一) から (三) までに掲げるもの以外の資産（たな卸資産を	取引の年月日、事由、相手方、数量及び金額	—	—	—	—	—

除く。)に関する事項						
(五) 資本に関する事項	元入金、貸倒引当金のように区分して、それぞれその取引の年月日、事由及び金額	—	引当金、準備金について、その取引の年月日、事由及び金額	—	—	—
(六) 収入に関する事項	収穫の年月日、農産物の種類、数量、単価及び金額		収穫の年月日、農産物の種類及び数量	次に掲げる農産物については、収穫に関する事項の記載を省略することができる。		
(1) 農産物の収穫に関する事項		—		イ 家事消費等に充てる程度しか栽培していない者の収穫する野菜、果物その他これらに類する農産物 ロ イの者以外の者の収穫する野菜、果物その他これらに類する農産	—	—

				<p>物で収穫後直ちに家事消費等に充てるもの</p> <p>ハ 桑葉、わら、くわがらその他これらに類する農産物で事業用消費又は家事消費等に充てることを常例としているもの</p>		
<p>(2) 農産物、繭、畜産物等の売上、家事消費等に関する事項</p>	<p>取引の年月日、売上先その他取引の相手方、品名その他給付の内容、数量、単価及び金額</p>	<p>(1) 保存している納品書控、請求書控等によりその内容を確認できる取引については、その相手方別に、日日の合計金額のみを一括記載することができる。</p> <p>(2) 少額な現金</p>	<p>第一欄に同じ。</p>	<p>(1) 第一欄の(1)及び(2)に同じ。</p> <p>(2) 掛売上の取引で保存している納品書控、請求書控等によりその内容を確認できるものについては、日日の記載を省略し、現実</p>	—	—

		<p>売上については、日日の合計金額のみを一括記載することができる。</p> <p>(3) 米穀、野菜等の家事消費等については、月末ごとに、家事消費等をしたものの種類別にその合計を見積もり、それぞれその合計数量及び合計金額のみを一括記載することができる。</p>		<p>に代金を受け取った時に現金売上として記載することができる。この場合には、年末における売掛金の残高を記載するものとする。</p> <p>(3) 農産物の事業用消費若しくは家事消費等又は繭、畜産物等の家事消費等については、年末において、消費等をしたものの種類別にその合計を見積もり、それぞれその合計数量及び合計金額のみを一括記</p>	
--	--	---	--	--	--

				載することができる。		
(七) 費用に関する事項						
(1) 農産物の収穫価額に関する事項	収穫の年月日、農産物の種類、数量、単価及び金額	—	収穫の年月日、農産物の種類及び数量	次に掲げる農産物については、収穫に関する事項の記載を省略することができる。 イ 家事消費等に充てる程度しか栽培していない者の収穫する野菜、果物その他これらに類する農産物 ロ イの者以外の者の収穫する野菜、果物その他これらに類する農産物で収穫後直ちに家事消費等に充てるもの	—	—

				ハ 桑葉、 わら、く わがらそ の他これ らに類す る農産物 で事業用 消費又は 家事消費 等に充て ることを 常例とし ているも の		
(2) 種 苗 代、肥 料代等 の費用 に 関 す る 事 項	種 苗 代、肥 料代、飼 料代、小 作 料、雇人 費、青色 専 従者給与 額、農具 費、減価 償 却費、繰 延 資 産の償却 費、貸倒 金、公租 公 課、雑費 の よ うに、そ れ ぞ れ 適 宜 な 科 目 に 区 分 し て、そ れ ぞ れ そ の 取 引 の 年 月 日、事 由、支 払 先 及 び 金 額	(1) 少 額 な 費 用 に つ い て は、そ の 科 目 ご と に、日 日 の 合 計 金 額 の み を 一 括 記 載 す る こ と が で き る。 (2) ま だ 収 穫 し な い 農 産 物、未 成 育 の 牛 馬 等 又 は 未 成 熟 の 果 樹 等 に つ い て 要 し た 費 用 は、年 末 に お い て そ の 整 理	第 一 欄 に 準 じ そ れ ぞ れ 適 宜 な 科 目 に 区 分 し て、そ れ ぞ れ そ の 取 引 の 年 月 日、 事 由、支 払 先 及 び 金 額	(1) 第 一 欄 に 同 じ。 (2) 自 ら 収 穫 し た 農 産 物 で 肥 料、 飼 料 等 と し て 自 己 の 農 業 に 消 費 す る も の の 事 業 用 消 費 に つ い て は、そ の 科 目 ご と に、年 末 に お い て、消 費 し た も の の 種 類 別 に そ の 合 計 を 見 積 も り、そ れ ぞ れ そ	—	—

		を行なう。		の合計数量及び合計金額のみを一括記載することができる。 (3) 現実に代金を支払った時に記載することができる。この場合には、年末における費用の未払額及び前払額を記載するものとする。		
--	--	-------	--	---	--	--

二 不動産所得の部

区分	第一欄		第二欄		第三欄	
	記載事項	備考	記載事項	備考	記載事項	備考
(一) 現金 出納等に関する事項	現金取引の年月日、事由、出納先及び金額並びに日目の残高	少額な取引については、その科目ごとに、日目の合計金額のみを一括記載することができる。	第一欄に同じ。	少額な取引又は保存している伝票、領収書等によりその内容を確認できる取引については、賃貸料、雑収入及びその他の入金並び	(1) 第一欄に同じ。 (2) 現金以外の収入、支出についても現金の出納に準じて記載するものとする	第一欄に同じ。

				に費用及びその他の出金に区分して、それぞれ日日の合計金額のみを一括記載することができる。	る。	
(二) 当座預金の預入及び引出しに関する事項	預金の口座別に、取引の年月日、事由、支払先及び金額	—	—	—	—	—
(三) 手形（融通手形を除く。）上の債権債務に関する事項	受取手形及び支払手形別に、取引の年月日、事由、相手方及び金額	—	—	—	—	—
(四) (二)及び(三)に掲げるもの以外の債権債務に関する事項	未収賃貸料、預金、貸付金、借入金、未収入金、未払金、事業主貸、事業主借のように、それぞれ適宜な科目に区分して、それぞれその取引の年月日、事由、相手方及び金額	事業主貸については、月決め事業主貸とその他の事業主貸とに区分して記載することができる。	未収賃貸料その他これに準ずる未収入金について、その取引の相手方別に、それぞれその取引の年月日、事由及び金額	—	—	—
(五) 減価償却資産	その資産の種類ごと	—	第一欄に同じ。	年末において、その年	第二欄に同じ。	第二欄に同じ。



<p>(繰延資産を含む。)に関する事項</p>	<p>に、それぞれその取得又は支出の年月日、取得又は支出の相手方、数量、取得価額又は支出金額及びその年の年初の償却後の価額並びにその年中におけるその他の取引の年月日、事由、相手方及び金額</p>			<p>中の取引を一括記載することができる。</p>		
<p>(六) (一) から (五) までに掲げるもの以外の資産に関する事項</p>	<p>取引の年月日、事由、相手方、数量及び金額</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>(七) 資本に関する事項</p>	<p>元入金、貸倒引当金のように区分して、それぞれその取引の年月日、事由及び金額</p>	<p>—</p>	<p>貸倒引当金について、その取引の年月日、事由及び金額</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>(八) 収入に関する事項</p>	<p>賃貸料、雑収入のように、それぞれ適宜な科目に区分し</p>	<p>—</p>	<p>第一欄に同じ。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

	て、それぞれその取引の年月日、事由、相手方及び金額					
(九) 費用に関する事項	雇人費、青色専従者給与額、修繕費、減価償却費、繰延資産の償却費、地代、保険料、消耗品費、貸倒金、広告宣伝費、公租公課、雑費のように、それぞれ適宜な科目に区分して、それぞれその取引の年月日、事由、支払先及び金額	少額な費用については、その科目ごとに、日日の合計金額のみを一括記載することができる。	第一欄に準じそれぞれ適宜な科目に区分して、それぞれその取引の年月日、事由、支払先及び金額	(1) 第一欄に同じ。 (2) 現実に出金した時に記載することができる。この場合には、年末における費用の未払額及び前払額を記載するものとする。	—	—

### 三 山林所得の部

区分	第一欄		第二欄	
	記載事項	備考	記載事項	備考
(一) 現金の出納に関する事項	取引の年月日、事由、出納先及び金額並びに日日の残高	少額な取引については、その科目ごとに、日日の合計金額のみを一括記載することができる。	第一欄に同じ。	少額な取引又は保存している伝票、領収証等によりその内容を確認できる取引については、現金売上、雑収入及びその他の入金並びに費用及びその他の出金に

				区分して、それぞれ日日の合計金額のみを一括記載することができる。
(二) 債権債務に関する事項	預金、貸付金、借入金、未収入金、未払金、事業主貸、事業主借のように、それぞれ適宜な科目に区分して、それぞれその取引の年月日、事由、相手方及び金額	(1) 事業主貸については、月決め事業主貸とその他事業主貸とに区分して記載することができる。 (2) 未収入金及び未払金に関する取引で、保存している納品書控、請求書控等によりその内容を確認できるものについては、その相手方別に、日日の合計金額のみを一括記載することができる。	未収入金及び未払金について、その取引の相手方別に、それぞれその取引の年月日、品名その他給付の内容、数量、単価及び金額	第一欄に同じ。
(三) 減価償却資産（繰延資産を含む。）に関する事項	その資産の種類ごとに、それぞれその取得又は支出の年月日、取得又は支出の相手方、数量、取得価額又は支出金額及びその年の年初の償却後の価額並びにその年中におけるその他の取引の年月日、事由、相手方及び金額	—	第一欄に同じ。	年末において、その年中の取引を一括記載することができる。
(四) (一) か	取引の年月日、事由、相手方、数量	—	—	—

ら (三) までに掲げるもの以外の資産に関する事項	及び金額			
(五) 元入金に関する事項	取引の年月日、事由及び金額	—	—	—
(六) 山林の伐採、譲渡、家事消費等の収入に関する事項	取引の年月日、売上先その他の相手方、品名、数量、単価及び金額	保存している納品書控、請求書控等によりその内容を確認できる取引については、その相手方別に、日日の合計金額のみを一括記載することができる。	第一欄に同じ。	(1) 第一欄に同じ。 (2) 山林の家事消費等については、年末において、消費等をしたものの種類別に、その合計金額を見積もり、当該合計金額のみを一括記載することができる。
(七) 費用に関する事項	植林費、取得費、管理費、伐採費、運搬費、雇人費、青色専従者給与額、利子割引料、減価償却費、繰延資産の償却費、貸倒金、公租公課、雑費のように、それぞれ適宜な科目に区分して、それぞれその取引の年月日、事由、支払先及び金額	(1) 少額な費用については、その科目ごとに、日日の合計金額のみを一括記載することができる。 (2) まだ伐採又は譲渡をしない山林について要した費用は、年末においてその整理を行なう。	第一欄に準じそれぞれ適宜な科目に区分して、それぞれその取引の年月日、事由、支払先及び金額	(1) 第一欄に同じ。 (2) 現実に出金した時に記載することができる。この場合には、年末における費用の未払額及び前払額を記載するものとする。

別表第二 青色申告者の貸借対照表及び損益計算書に記載する科目

一 事業所得の部

(イ) 一般の部

区分		第一欄	第二欄
貸借対照表に記載する科目	資産の部	現金、当座預金、預金、受取手形、売掛金、未収入金、仮払金、貸付金、有価証券、商品、製品、半製品、仕掛品、原材料、貯蔵品、建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、土地、建設仮勘定、借地権、鉱業権、漁業権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、営業権、開業費、開発費、公共施設負担金、事業主貸、当年欠損金等	—
	負債及び資本の部	支払手形、買掛金、未払金、未払税金、仮受金、借入金、貸倒引当金、退職給与引当金、事業主借、元入金、当年利益金等	—
損益計算書に記載する科目	収入の部	商品製品等売上高、雑収入、年末商品製品原材料等たな卸高、当年欠損金等	第一欄に準じた適宜な科目
	必要経費の部	年初商品製品原材料等たな卸高、商品原材料等仕入高、雇入費、青色専従者給与額、福利厚生費、外注工賃、動力費、消耗品費、修繕費、減価償却費、繰延資産の償却費、貸倒金、地代家賃、保険料、旅費通信費、水道光熱費、手数料、荷造運賃、広告宣伝費、公租公課、接待交際費、利子割引料、雑費、貸倒引当金繰入額、退職給与引当金繰入額、当年利益金等	第一欄に準じた適宜な科目

(ロ) 農業の部

区分		第一欄	第二欄
貸借対照表に記載する科目	資産の部	現金、預金、売掛金、未収入金、貸付金、農産物、繭、畜産物、立毛、仕立中の果樹、育成中の牛馬、肥料その他の貯蔵品、建物、車両及び運搬具、農具、農業用の牛馬、果樹、土地、土地改良事業受益者負担金、事業主貸、当年欠損金等	—
	負債及び資本の部	買掛金、未払金、未払税金、借入金、貸倒引当金、事業主借、元入金、当年利益金等	—
損益計算書に記載する科目	収入の部	農産物収穫高、農産物等の売上及び家事消費等の高、雑収入、年末農産物肥料等たな卸高、当年欠損金等	第一欄に準じた適宜な科目
	必要経費の部	年初農産物肥料等たな卸高、種苗代、肥料代、飼	第一欄に準じた適宜

	部	料代、小作料、雇人費、青色専従者給与額、農具費、減価償却費、繰延資産の償却費、貸倒金、公租公課、雑費、農産物収穫高、貸倒引当金繰入額、当年利益金等	な科目
--	---	---	-----

## 二 不動産所得の部

区分		第一欄	第二欄
貸借対照表に記載する科目	資産の部	現金、預金、受取手形、未収賃貸料、未収入金、貸付金、貯蔵品、建物、構築物、船舶、工具、器具及び備品、土地、借地権、公共施設負担金、事業主貸、当年欠損金等	—
	負債及び資本の部	支払手形、未払金、未払税金、借入金、事業主借、元入金、当年利益金等	—
損益計算書に記載する科目	収入の部	賃貸料、雑収入、当年欠損金等	第一欄に準じた適宜な科目
	必要経費の部	雇人費、青色専従者給与額、修繕費、減価償却費、繰延資産の償却費、地代、保険料、消耗品費、貸倒金、広告宣伝費、公租公課、雑費、当年利益金等	第一欄に準じた適宜な科目

## 三 山林所得の部

区分		第一欄	第二欄
貸借対照表に記載する科目	資産の部	現金、預金、未収入金、貸付金、山林、建物、構築物、機械及び装置、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、土地、事業主貸、当年欠損金等	—
	負債及び資本の部	未払金、未払税金、借入金、事業主借、元入金、当年利益金等	—
損益計算書に記載する科目	収入の部	山林の伐採譲渡及び家事消費等の高、雑収入、当年欠損金等	第一欄に準じた適宜な科目
	必要経費の部	植林費、取得費、管理費、伐採費、運搬費、雇人費、青色専従者給与額、利子割引料、減価償却費、繰延資産の償却費、貸倒金、公租公課、雑費、当年利益金等	第一欄に準じた適宜な科目

資料 12 所得税法施行規則第百二条第一項に規定する総収入金額及び必要経費に関する事項の簡易な記録の方法（昭和 59 年大蔵省告示第 37 号）

所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第百二条第二項の規定に基づき、同条第一項（同条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する総収入金額及び必要経費に関する事項の簡易な記録の方法を次のように定め、昭和六十年分の所得税から適用する。

- 1 所得税法施行規則第百二条第一項（事業所得等に係る取引に関する帳簿の記録の方法）（同条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する取引のうち総収入金額及び必要経費に関する事項の記録の方法は、当該取引に係る業務の区分及び当該事項の区分に応じそれぞれ別表に定める記録の方法とする。
- 2 前項の取引のうち不動産所得、事業所得及び山林所得に係る総収入金額又は必要経費に算入されない収入又は支出を含むものについては、その都度その総収入金額又は必要経費に算入されない金額を除いて記録しなければならない。ただし、その都度区分整理し難いものは、年末において一括して区分整理することができる。

別表

一 事業所得の部

(イ) 一般の部

区分	記録方法
(一) 売上（加工その他の役務の給付等売上と同様の性質を有する収入金額及び家事消費等を含む。）に関する事項	取引の年月日、売上先その他の相手方及び金額並びに日々の売上の合計金額を記載する。ただし、次に掲げるところによることができる。
	(1) 少額な現金売上については、日々の合計金額のみを一括記載する。
	(2) 小売その他これに類するものを行う者の現金売上については、日々の合計金額のみを一括記載する。
	(3) 保存している納品書控、請求書控等によりその内容を確認できる取引については、日々の合計金額のみを一括記載する。
	(4) 掛売上の取引で保存している納品書控、請求書控等によりその内容を確認できるものについては、日々の記載を省略し、現実に代金を受け取つた時に現金売上として記載する。この場合には、年末における売掛金の残高を記載するものとする。
	(5) いわゆる時貸については、日々の記載を省略し、現実に代金を受け取つた時に現金売上として記載する。この場合には、年末における時貸の残高を記載するものとする。

	(6) 棚卸資産の家事消費等については、年末において、消費等をしたものの種類別に、その合計金額を見積もり、当該合計金額のみを一括記載する。
(二) (一)に掲げるもの以外の収入に関する事項	取引の年月日、事由、相手方及び金額を記載する。ただし、次に掲げるところによることができる。
	(1) 少額な雑収入等については、その事由ごとに、日々の合計金額のみを一括記載する。
	(2) 現実に入金した時に記載する。この場合には、年末における雑収入等の未収額及び前受額を記載するものとする。
(三) 仕入に関する事項	取引の年月日、仕入先その他の相手方及び金額並びに日々の仕入の合計金額を記載する。ただし、次に掲げるところによることができる。
	(1) 少額な現金仕入については、日々の合計金額のみを一括記載する。
	(2) 保存している納品書、請求書等によりその内容を確認できる取引については、日々の合計金額のみを一括記載する。
	(3) 掛仕入の取引で保存している納品書、請求書等によりその内容を確認できるものについては、日々の記載を省略し、現実に代金を支払った時に現金仕入として記載する。この場合には、年末における買掛金の残高を記載するものとする。
	(4) いわゆる時借については、日々の記載を省略し、現実に代金を支払った時に現金仕入として記載する。この場合には、年末における時借の残高を記載するものとする。
(四) (三)に掲げるもの以外の費用に関する事項	雇人費、外注工賃、減価償却費、貸倒金、地代家賃、利子割引料及びその他の経費の項目に区分して、それぞれその取引の年月日、事由、支払先及び金額を記載する。ただし、次に掲げるところによることができる。
	(1) 少額な費用については、その項目ごとに、日々の合計金額のみを一括記載する。
	(2) 現実に出金した時に記載する。この場合には、年末における費用の未払額及び前払額を記載するものとする。



(ロ) 農業の部

区分	記録方法
(一) 収入に関する事項	
(1) 農産物（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第四十一条第一項の農産物をいう。以下この表において同じ。）の収穫に関する事項	収穫の年月日、農産物の種類及び数量を記載する。ただし、米、麦その他の穀物以外の農産物については、収穫に関する事項の記載を省略することができる。
(2) 農産物、繭、畜産物等の売上、家事消費等に関する事項	取引の年月日、売上先その他取引の相手方及び金額を記載する。ただし、次に掲げるところによることができる。
	(1) 少額な現金売上については、日々の合計金額のみを一括記載する。
	(2) 保存している納品書控、請求書控等によりその内容を確認できる取引については、日々の合計金額のみを一括記載する。
	(3) 掛売上の取引で保存している納品書控、請求書控等によりその内容を確認できるものについては、日々の記載を省略し、現実に代金を受け取った時に現金売上として記載する。この場合には、年末における売掛金の残高を記載するものとする。
	(4) 農産物の事業用消費若しくは家事消費等又は繭、畜産物等の家事消費等については、年末において、消費等をしたものの種類別にその合計を見積もり、それぞれその合計数量及び合計金額のみを一括記載する。
(二) 費用に関する事項	
(1) 農産物の収穫価額に関する事項	収穫の年月日、農産物の種類及び数量を記載する。ただし、米、麦その他の穀物以外の農産物については、収穫に関する事項の記載を省略することができる。
(2) (1)に掲げるもの以外の費用に関する事項	雇人費、小作料、減価償却費、貸倒金、利子割引料及びその他の経費の項目に区分して、それぞれその取引の年月日、事由、支払先及び金額を記載する。ただし、次に掲げるところによることができる。
	(1) 少額な費用については、その項目ごとに、日々の合計金額のみを一括記載する。
	(2) まだ収穫しない農産物、未成育の牛馬等又は未成熟の果樹等について要した費用は、年末においてそ

	の整理を行う。
	(3) 自ら収穫した農産物で肥料、飼料等として自己の農業に消費するものの事業用消費については、年末において、消費したものの種類別にその合計を見積もり、それぞれその合計数量及び合計金額のみを一括記載する。
	(4) 現実に出金した時に記載する。この場合には、年末における費用の未払額及び前払額を記載するものとする。

## 二 不動産所得の部

区分	記録方法
(一) 収入に関する事項	賃貸料、雑収入のようにそれぞれ適宜な項目に区分して、それぞれその取引の年月日、事由、相手方及び金額を記載する。ただし、保存している契約書、領収書控等によりその内容を確認できる取引については、その項目ごとに、日々の合計金額のみを一括記載することができる。
(二) 費用に関する事項	雇人費、減価償却費、貸倒金、地代、借入金利子及びその他の経費の項目に区分して、それぞれその取引の年月日、事由、支払先及び金額を記載する。ただし、次に掲げるところによることができる。
	(1) 少額な費用については、その項目ごとに、日々の合計金額のみを一括記載する。
	(2) 現実に出金した時に記載する。この場合には、年末における費用の未払額及び前払額を記載するものとする。

## 三 山林所得の部

区分	記録方法
(一) 山林の伐採、譲渡、家事消費等の収入に関する事項	取引の年月日、売上先その他の相手方及び金額を記載する。ただし、次に掲げるところによることができる。
	(1) 保存している納品書控、請求書控等によりその内容を確認できる取引については、日々の合計金額のみを一括記載する。
	(2) 掛売上の取引で保存している納品書控、請求書控等によりその内容を確認できるものについては、日々の記載を省略し、現実に代金を受け取つた時に現金売上として記載する。この場合には、年末における売掛金の残高を記載するものとする。

	(3) 山林の家事消費等については、年末において、消費等をしたものの種類別に、その合計金額を見積もり、当該合計金額のみを一括記載する。
(二) 費用に関する事項	雇人費、減価償却費、貸倒金、利子割引料及びその他の経費の項目に区分して、それぞれその取引の年月日、事由、支払先及び金額を記載する。ただし、次に掲げるところによることができる。
	(1) 少額な費用については、その項目ごとに、日々の合計金額のみを一括記載する。
	(2) まだ伐採又は譲渡をしない山林について要した費用は、年末においてその整理を行う。
	(3) 現実に出金した時に記載する。この場合には、年末における費用の未払額及び前払額を記載するものとする。

資料13 昭和45年7月1日付直審(所)30「所得税基本通達の制定について」(抄)

(棚卸資産に含まれるもの)

2—13 令第3条第7号((棚卸資産の範囲))に掲げる「前各号に掲げる資産に準ずるもの」には、例えば、事業所得を生ずべき事業に係る次に掲げるような資産で一般に販売(家事消費を含む。)の目的で保有されるものが含まれる。

- (1) 飼育又は養殖中の牛、馬、豚、家きん、魚介類等の動物
- (2) 定植前の苗木
- (3) 育成中の観賞用の植物
- (4) まだ収穫しない水陸稲、麦、野菜等の立毛及び果実
- (5) 養殖中ののり、わかめ等の水産植物でまだ採取されないもの
- (6) 仕入等に伴って取得した空き缶、空き箱、空き瓶等

(現にか動していない資産)

2—16 不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の用に供される令第6条((減価償却資産の範囲))に規定する資産は、現にか動していない場合であっても、これらの業務の用に供するために維持補修が行われており、いつでもか動し得る状態にあるときは、減価償却資産に該当する。

(注) 他の場所においてこれらの業務の用に供するために移設中の資産については、その移設期間がその移設のために通常要する期間であると認められる限り、減価償却を継続することができる。

(建設又は製作中の資産)

2—17 建設又は製作中の建物、機械及び装置等の資産は、減価償却資産に該当しないのであるが、その完成した部分が不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の用に供されている場合には、その部分は減価償却資産に該当する。

(生計を一にするの意義)

2—47 法に規定する「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではないから、次のような場合には、それぞれ次による。

- (1) 勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がある場合であっても、次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとする。
  - イ 当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合
  - ロ これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合
- (2) 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。

(青色事業専従者等の範囲)

2—48 法第2条第1項第33号に規定する「青色事業専従者等」とは、その配偶者が居住者の同一

生計配偶者に該当するかどうかを判定する場合における当該居住者又は当該居住者と生計を一にする居住者の青色事業専従者等をいうのであるから、例えば年の中途までこれらの者以外の者の青色事業専従者等であった場合であっても、これらの者の青色事業専従者等に該当しないときは、同号の青色事業専従者等に含まれないことに留意する。

(青色事業専従者に該当する者で給与の支払を受けるもの及び事業専従者に該当するものの範囲)  
2—48の2 法第2条第1項第34号かっこ内に規定する「第57条第1項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第3項に規定する事業専従者に該当するもの」については、2—48の取扱いに準ずる。

(夫婦間における農業の事業主の判定)

12—3 生計を一にしている夫婦間における農業の事業主がだれであるかの判定をする場合には、両者の農業の経営についての協力度合、耕地の所有権の所在、農業の経営についての知識経験の程度、家庭生活の状況等を総合勘案して、その農業の経営方針の決定につき支配的影響力を有すると認められる者が当該農業の事業主に該当するものと推定する。この場合において、当該支配的影響力を有すると認められる者がだれであるかが明らかでないときには、生計を主宰している者が事業主に該当するものと推定する。ただし、生計を主宰している者が会社、官公庁等に勤務するなど他に主たる職業を有し、他方が家庭にあって農耕に従事している場合において、次に掲げる場合に該当するときは、その農業（次の（4）に掲げる場合に該当するときは、特有財産に係る部分に限る。）の事業主は、当該家庭にあって農耕に従事している者と推定する。

(1) 家庭にあって農耕に従事している者がその耕地の大部分につき所有権又は耕作権を有している場合（婚姻後に生計を一にする親族から耕作権の名義の変更を受けたことにより、その耕地の大部分につき所有権又は耕作権を有するに至ったような場合を除く。）

(2) 農業が極めて小規模であって、家庭にあって農耕に従事している者の内職の域を出ないと認められる場合

(3) (1) 又は (2) に該当する場合のほか、生計を主宰している者が、主たる職業に専念していること、農業に関する知識経験がないこと又は勤務地が遠隔であることのいずれかの事情により、ほとんど又は全く農耕に従事していない場合（その農業が相当の規模であって、生計を主宰している者を事業主とみることを相当とする場合を除く。）

(4) (1) から (3) までに掲げる場合以外の場合において、家庭にあって農耕に従事している者が特有財産である耕地を有している場合

(注) 「家庭にあって農耕に従事している場合」には、従来家庭にあって農耕に従事していた夫婦の一方が、病氣療養に専念するため、たまたまその年の農耕に従事しなかったような場合も含まれる。

(貸衣装等の譲渡による所得)

27—1 貸衣装業における衣装類の譲渡、パチンコ店におけるパチンコ器の譲渡、養豚業における繁殖用又は種付用の豚の譲渡、養鶏業における採卵用の鶏の譲渡のように、事業の用に供された固定資産を反復継続して譲渡することが当該事業の性質上通常である場合における当該固定資産の譲渡による所得は、事業所得に該当する。

(注) 当該固定資産が令第81条第2号又は第3号((譲渡所得の基因とされないたな卸資産に準ずる資産))に規定する「その者の業務の性質上基本的に重要なもの」であっても、上記の場合に該当するときは、当該固定資産の譲渡による所得は、事業所得に該当する。

なお、「その者の業務の性質上基本的に重要なもの」の意義については、33—1の2参照

(事業の遂行に付随して生じた収入)

27—5 事業所得を生ずべき事業の遂行に付随して生じた次に掲げるような収入は、事業所得の金額の計算上総収入金額に算入する。

- (1) 事業の遂行上取引先又は使用人に対して貸し付けた貸付金の利子
- (2) 事業用資産の購入に伴って景品として受ける金品
- (3) 新聞販売店における折込広告収入
- (4) 浴場業、飲食業等における広告の掲示による収入
- (5) 医師又は歯科医師が、休日、祭日又は夜間に診療等を行うことにより地方公共団体等から支払を受ける委嘱料等

(注) 地方公共団体等から支給を受ける委嘱料等で給与等に該当するものについては、28—9の2参照

- (6) 事業用固定資産に係る固定資産税を納期前に納付することにより交付を受ける地方税法第365条第2項((固定資産税に係る納期前の納付))に規定する報奨金

(金銭の貸付けから生ずる所得が事業所得であるかどうかの判定)

27—6 金銭の貸付け(手形の割引、譲渡担保その他これらに類する方法による金銭の交付を含む。以下この項において同じ。)による所得が事業所得に該当するかどうかは、その貸付口数、貸付金額、利率、貸付けの相手方、担保権の設定の有無、貸付資金の調達方法、貸付けのための広告宣伝の状況その他諸般の状況を総合勘案して判定する。

(委員手当等)

28—7 国又は地方公共団体の各種委員会(審議会、調査会、協議会等の名称のものを含む。)の委員に対する謝金、手当等の報酬は、原則として、給与等とする。ただし、当該委員会を設置した機関から他に支払われる給与等がなく、かつ、その委員会の委員として旅費その他の費用の弁償を受けない者に対して支給される当該謝金、手当等の報酬で、その年中の支給額が1万円以下であるものについては、課税しなくて差し支えない。この場合において、その支給額が1万円以下であるかどうかは、その所属する各種委員会ごとに判定するものとする。

(譲渡所得の基因となる資産の範囲)

33—1 譲渡所得の基因となる資産とは、法第33条第2項各号に規定する資産及び金銭債権以外の一切の資産をいい、当該資産には、借家権又は行政官庁の許可、認可、割当て等により発生した事実上の権利も含まれる。

(極めて長期間保有していた不動産の譲渡による所得)

33—3 固定資産である不動産の譲渡による所得であっても、当該不動産を相当の期間にわたり継

続して譲渡している者の当該不動産の譲渡による所得は、法第33条第2項第1号に掲げる所得に該当し、譲渡所得には含まれないが、極めて長期間（おおむね10年以上をいう。以下33—5において同じ。）引き続き所有していた不動産（販売の目的で取得したものを除く。）の譲渡による所得は、譲渡所得に該当するものとする。

（事業から生じたと認められない所得で雑所得に該当するもの）

- 35—2 次に掲げるような所得は、事業から生じたと認められるものを除き、雑所得に該当する。
- （1） 動産（法第26条第1項（（不動産所得））に規定する船舶及び航空機を除く。）の貸付けによる所得
  - （2） 工業所有権の使用料（専用実施権の設定等により一時に受ける対価を含む。）に係る所得
  - （3） 温泉を利用する権利の設定による所得
  - （4） 原稿、さし絵、作曲、レコードの吹き込み若しくはデザインの報酬、放送謝金、著作権の使用料又は講演料等に係る所得
  - （5） 採石権、鉱業権の貸付けによる所得
  - （6） 金銭の貸付けによる所得
  - （7） 不動産の継続的売買による所得
  - （8） 保有期間が5年以内の山林の伐採又は譲渡による所得

（組合の事業に従事する組合員に対し給与を支給しない農事組合法人等から受ける従事分量配当の所得区分）

- 23～35共—4 令第62条第2項に規定する法人の組合員が当該法人から受ける同項に規定する分配金（以下この項において「従事分量配当」という。）については、おおむね次によるものとする。
- （1） 農事組合法人から受ける従事分量配当のうち、農業の経営から生じた所得を分配したと認められるものは、事業所得に係る総収入金額に算入し、当該法人が農業の経営と併せて林業の経営を行っている場合において当該林業の経営から生じた所得を分配したと認められるものは、（3）による。
  - （2） 漁業生産組合から受ける従事分量配当のうち漁業から生じた所得を分配したと認められるものは、事業所得に係る総収入金額に算入する。この場合において、当該分配金のうち漁獲若しくはほりの採取から生じた所得又ははまち、まだい、ひらめ、かき、うなぎ、ほたて貝若しくは真珠（真珠貝を含む。）の養殖から生じた所得を分配したと認められる部分は、変動所得に係る総収入金額に算入する。
  - （3） 生産森林組合から受ける従事分量配当のうちその組合のその事業年度中における山林の伐採又は譲渡から生じた所得の大部分を分配したと認められるものは、山林所得に係る総収入金額に算入する。ただし、当該山林の伐採又は譲渡がその取得の日から5年以内にされたものは雑所得（山林の売買を業とする者が受けるものは事業所得）に係る総収入金額に算入する。

（事業所得の総収入金額の収入すべき時期）

- 36—8 事業所得の総収入金額の収入すべき時期は、別段の定めがある場合を除き、次の収入金額

については、それぞれ次に掲げる日によるものとする。

- (1) 棚卸資産の販売（試用販売及び委託販売を除く。）による収入金額については、その引渡しがあった日
- (2)～(7) 省略

(一時所得の総収入金額の収入すべき時期)

36—13 一時所得の総収入金額の収入すべき時期は、その支払を受けた日によるものとする。ただし、その支払を受けるべき金額がその日前に支払者から通知されているものについては、当該通知を受けた日より、令第183条第2項((生命保険契約等に基づく一時金に係る一時所得の金額の計算))に規定する生命保険契約等に基づく一時金又は令第184条第4項((損害保険契約等に基づく満期返戻金等))に規定する損害保険契約等に基づく満期返戻金等のようなものについては、その支払を受けるべき事実が生じた日による。

(課税しない経済的利益……使用人等に対し技術の習得等をさせるために支給する金品)

36—29の2 使用者が自己の業務遂行上の必要に基づき、役員又は使用人に当該役員又は使用人としての職務に直接必要な技術若しくは知識を習得させ、又は免許若しくは資格を取得させるための研修会、講習会等の出席費用又は大学等における聴講費用に充てるものとして支給する金品については、これらの費用として適正なものに限り、課税しなくて差し支えない。

(必要経費に算入すべき費用の債務確定の判定)

37—2 法第37条の規定によりその年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき償却費以外の費用で、その年において債務が確定しているものとは、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) その年12月31日（年の中途において死亡し又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時。以下この項において同じ。）までに当該費用に係る債務が成立していること。
- (2) その年12月31日までに当該債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること。
- (3) その年12月31日までにその金額を合理的に算定することができるものであること。

(固定資産税等の必要経費算入)

37—5 業務の用に供される資産に係る固定資産税、登録免許税（登録に要する費用を含み、その資産の取得価額に算入されるものを除く。）、不動産取得税、地価税、特別土地保有税、事業所得税、自動車取得税等は、当該業務に係る各種所得の金額の計算上必要経費に算入する。

(注) 1 上記の業務の用に供される資産には、相続、遺贈又は贈与により取得した資産を含むものとする。

2 その資産の取得価額に算入される登録免許税については、49—3参照

(農業協同組合等の賦課金)

37—9 農業協同組合、水産加工業協同組合、中小企業協同組合、商工会議所、医師会等の組合員又は会員が法令又は定款その他これに類するものの規定に基づき業務に関連して賦課される費



用は、繰延資産に該当する部分の金額を除き、その支出の日の属する年分の当該業務に係る所得の金額の計算上必要経費に算入する。

(少額又は周期の短い費用の必要経費算入)

37—12 一の計画に基づき同一の固定資産について行う修理、改良等(以下37—14までにおいて「一の修理、改良等」という。)が次のいずれかに該当する場合において、その修理、改良等のために要した金額を修繕費の額としてその業務に係る所得の金額を計算し、それに基づいて確定申告を行っているときは、37—10にかかわらず、これを認めるものとする。

(1) その一の修理、改良等のために要した金額(その一の修理、改良等が2以上の年にわたって行われるときは、各年ごとに要した金額。以下37—14までにおいて同じ。)が20万円に満たない場合

(2) その修理、改良等がおおむね3年以内の期間を周期として行われることが既往の実績その他の事情からみて明らかである場合

(注) 上記の「同一の固定資産」は、一の設備が2以上の資産によって構成されている場合には当該一の設備を構成する個々の資産とし、送配管、送配電線、伝導装置等のように一定規模でなければその機能を発揮できないものについては、その最小規模として合理的に区分した区分ごととする。以下37—14までにおいて同じ。)

(形式基準による修繕費の判定)

37—13 一の修理、改良等のために要した金額のうち資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでない金額があり、その金額が次のいずれかに該当する場合において、その修理、改良等のために要した金額を修繕費の額としてその業務に係る所得の金額を計算し、それに基づいて確定申告を行っているときは、これを認めるものとする。

(1) その金額が60万円に満たない場合

(2) その金額がその修理、改良等に係る固定資産の前年12月31日における取得価額のおおむね10%相当額以下である場合

(注) 1 前年以前の各年において、令第127条第4項の規定の適用を受けた場合における当該固定資産の取得価額とは、同項に規定する一の減価償却資産の取得価額をいうのではなく、同項に規定する旧減価償却資産の取得価額と追加償却資産(同項に規定する追加償却資産をいう。以下この項において同じ。)の取得価額との合計額をいうことに留意する。

2 固定資産には、当該固定資産についてした資本的支出が含まれるのであるから、当該資本的支出が同条第5項の規定の適用を受けた場合であっても、当該固定資産に係る追加償却資産の取得価額は当該固定資産の取得価額に含まれることに留意する。

(同伴者の旅費)

37—20 事業を営む者が当該事業の遂行上直接必要と認められる海外渡航に際し、その親族又はその事業に常時従事していない者を同伴した場合において支出したその同伴者に係る費用は、必要経費に算入しないものとする。ただし、その同伴が、例えば、次に掲げる場合のように、明らかにその海外渡航の目的を達するために必要な同伴と認められるときのその旅行について通常必

要と認められる費用は、この限りでない。

- (1) 自己が常時補佐を必要とする身体障害者であるため、補佐人を同伴する場合
- (2) 国際会議への出席等のために配偶者を同伴する必要がある場合
- (3) その旅行の目的を遂行するため外国語にたんのうな者又は高度の専門的知識を有する者を必要とするような場合に、使用人のうちに適任者がいないため、自己の親族又は臨時に委嘱した者を同伴する場合

(事業の遂行上直接必要と認められる旅行と認められない旅行とを併せて行った場合)

37—21 事業を営む者又はその使用人が海外渡航をした場合において、その海外渡航の旅行期間にわたり当該事業の遂行上直接必要と認められる旅行と認められない旅行とを併せて行ったものであるときは、その海外渡航に際して支出した費用又は支給した旅費を当該事業の遂行上直接必要と認められる旅行の期間と認められない旅行の期間との比等によってあん分し、当該事業の遂行上直接必要と認められる旅行に係る部分の金額は、旅費として必要経費に算入する。ただし、海外渡航の直接の動機が特定の取引先との商談、契約の締結等当該事業の遂行のためであり、その海外渡航を機会に観光を併せて行ったものである場合には、その往復の旅費（当該取引先の所在地等その事業を遂行する場所までのものに限る。）は当該事業の遂行上直接必要と認められる旅費として必要経費に算入し、その海外渡航に際して支出した費用又は支給した旅費の額から当該往復の旅費を控除した残額につき本文の取扱いを適用する。

(注) 使用人に支給した旅費のうち、旅費として必要経費に算入されない金額については、37—17の(注)参照

(技能の習得又は研修等のために支出した費用)

37—24 業務を営む者又はその使用人（業務を営む者の親族でその業務に従事しているものを含む。）が当該業務の遂行に直接必要な技能又は知識の習得又は研修等を受けるために要する費用の額は、当該習得又は研修等のために通常必要とされるものに限り、必要経費に算入する。

(民事事件に関する費用)

37—25 業務を営む者が当該業務の遂行上生じた紛争又は当該業務の用に供されている資産につき生じた紛争を解決するために支出した弁護士報酬その他の費用は、次に掲げるようなものを除き、その支出をした日の属する年分（山林に関するもので、当該山林の管理費その他その育成に要した費用とされるものは、当該山林の伐採又は譲渡の日の属する年分）の当該業務に係る所得の金額の計算上必要経費に算入する。

- (1) その取得の時ににおいて既に紛争の生じている資産に係る当該紛争又はその取得後紛争を生ずることが予想される資産につき生じた当該紛争に係るもので、これらの資産の取得費とされるもの

(注) これらの資産の取得費とされるものには、例えば、その所有権の帰属につき紛争の生じている資産を購入し、その紛争を解決してその所有権を完全に自己に帰属させた場合の費用や現に第三者が賃借している資産で、それを業務の用に供するため当該第三者を立ち退かせる必要があるものを購入して当該第三者を立ち退かせた場合の費用がある。

- (2) 山林又は譲渡所得の基因となる資産の譲渡に関する紛争に係るもの

(注) 譲渡契約の効力に関する紛争において当該契約が成立することとされた場合の費用は、その資産の譲渡に係る所得の金額の計算上譲渡に要した費用とされる。

(3) 法第45条第1項((家事関連費等の必要経費不算入等))の規定により必要経費に算入されない同項第2号から第5号までに掲げる租税公課に関する紛争に係るもの

(4) 他人の権利を侵害したことによる損害賠償金(これに類するものを含む。)で、法第45条第1項の規定により必要経費に算入されない同項第8号に掲げるものに関する紛争に係るもの

(短期の前払費用)

37—30の2 前払費用(一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうちその年12月31日においてまだ提供を受けていない役務に対応するものをいう。以下この項において同じ。)の額はその年分の必要経費に算入されないのであるが、その者が、前払費用の額でその支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合において、その支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する年分の必要経費に算入しているときは、これを認める。

(長期の損害保険契約に係る支払保険料)

36・37共—18の2 保険期間が3年以上で、かつ、当該保険期間満了後に満期返戻金を支払う旨の定めのある損害保険契約(これに類する共済に係る契約を含む。以下36・37共—18の7までにおいて「長期の損害保険契約」という。)で業務の用に供されている建物等に係るものについて保険料(共済掛金を含む。以下36・37共—18の6までにおいて同じ。)を支払った場合には、当該建物等のうちの業務の用に供されている部分に対応する保険料の金額のうち、積立保険料に相当する部分の金額は保険期間の満了又は保険契約の解除若しくは失効の時までは、当該業務に係る所得の金額の計算上資産として取り扱うものとし、当該対応する保険料の金額のうち、その他の部分の金額は期間の経過に応じて当該業務に係る所得の金額の計算上必要経費に算入する。

(注) 支払った保険料の金額のうち、積立保険料に相当する部分の金額とその他の部分の金額との区分は、保険料払込案内書、保険証券添付書類等により区分されているところによる。

(家事消費又は贈与等をした棚卸資産の価額)

39—1 法第39条又は第40条((たな卸資産の贈与等の場合の総収入金額算入))に規定する消費又は贈与、遺贈若しくは譲渡の時における資産の価額に相当する金額は、その消費等をした資産がその消費等をした者の販売用の資産であるときは、当該消費等の時におけるその者の通常他に販売する価額により、その他の資産であるときは、当該消費等の時における通常売買される価額による。

(著しく低い価額の対価による譲渡の意義)

40—2 法第40条第1項第2号に規定する「著しく低い価額の対価による譲渡」とは、同条に規定する棚卸資産の39—1に定める価額のおおむね70%に相当する金額に満たない対価により譲渡する場合の当該譲渡をいうものとする。

(注) 法第40条第1項第2号の規定の趣旨は、たとえ譲渡の形式をとっている場合でも、実質的

に部分的な贈与をしたと認められる行為は、その実質に着目して課税処理をすることにあるから、棚卸資産を著しく低い対価で譲渡した場合であっても、商品の型崩れ、流行遅れなどによって値引販売が行われることが通常である場合はもちろん、実質的に広告宣伝の一環として、又は金融上の換金処分として行うようなときには、この規定の適用はないことに留意する。

(実質的に贈与をしたと認められる金額)

40—3 法第40条第1項第2号に規定する「実質的に贈与をしたと認められる金額」とは、同項に規定する棚卸資産の39—1に定める価額とその譲渡の対価の額との差額に相当する金額をいうのであるが、当該棚卸資産の39—1に定める価額のおおむね70%に相当する金額からその対価の額を控除した金額として差し支えない。

(農産物の収穫価額)

41—1 法第41条に規定する農産物の収穫価額は、当該農産物の収穫時における生産者販売価額により計算する。

(棚卸資産について取得価額の特例を適用できない場合)

47—24 棚卸資産の価額が単に物価変動、過剰生産、建値の変更等の事情によって低下しただけでは、令第104条各号に掲げる事実に該当しないことに留意する

(未成熟の植物から収穫物があった場合等の取得価額の計算)

49—12 令第6条第9号ロ及びハ((減価償却資産の範囲))に掲げる植物につき、その植物が成熟するまでの間に次に掲げる事実が生じた場合には、その植物の取得価額の計算については、それぞれ次によるものとする。

- (1) 収穫物が収穫されたこと。 令第126条第1項第4号イに掲げる金額から当該収穫物の価額に相当する金額を控除して取得価額を計算する。
- (2) 災害等による損害が生じ、又はその損害を防止するための支出をしたこと。 当該損害を回復するために支出した費用(資本的支出に属する費用を除く。)及び当該損害を防止するために支出した費用を除いて取得価額を計算する。

(定額法を定率法に変更した場合等の償却費の計算)

49—19 減価償却資産の償却方法について、旧定額法を旧定率法に変更した場合又は定額法を定率法に変更した場合には、その後の償却費(令第134条第2項の規定による償却費を除く。)は、その変更をした年の1月1日における未償却残額、当該減価償却資産に係る改定取得価額又は当該減価償却資産に係る取得価額を基礎とし、当該減価償却資産について定められている耐用年数に応ずる償却率、改定償却率又は保証率により計算するものとする。

(定率法を定額法に変更した場合等の償却費の計算)

49—20 減価償却資産の償却方法について、旧定率法を旧定額法に変更した場合又は定率法を定額法に変更した場合には、その後の償却費(令第134条第2項の規定による償却費を除く。)は、次

の（１）に定める取得価額又は残存価額を基礎とし、次の（２）に定める年数に応ずるそれぞれの償却方法に係る償却率により計算するものとする。

（１） 取得価額又は残存価額は、その減価償却資産の取得の時期に応じて次のイ又はロに定める価額による。

イ 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産 その変更した年の1月1日における未償却残額を取得価額とみなし、実際の取得価額の10%相当額を残存価額とする。

ロ 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産 その変更した年の1月1日における未償却残額を取得価額とみなす。

（２） 耐用年数は、その者の選択により、次のイ又はロに定める年数による。

イ 当該減価償却資産について定められている耐用年数

ロ 当該減価償却資産について定められている耐用年数から選定していた償却方法に応じた経過年数を控除した年数（その年数が2年に満たない場合には、2年）。この場合において、経過年数は、その変更をした年の1月1日における未償却残額を実際の取得価額（同日前の資本的支出の額を含む。）をもって除して得た割合に応ずる当該耐用年数に係る未償却残額割合に対応する経過年数とする。

（注）1 経過年数の計算は、規則第33条の規定により一の償却計算単位として償却費を計算する減価償却資産ごとに行う。

2 経過年数に1年未満の端数がある場合には切り上げる。

（成熟の年齢又は樹齢）

49—27 令第6条第9号に掲げる生物の減価償却は、当該生物がその成熟の年齢又は樹齢に達した月（成熟の年齢又は樹齢に達した後に取得したものについては、取得の月）から行うことができる。この場合におけるその成熟の年齢又は樹齢は、次による。

（１） 牛馬等については、通常業務の用に供する年齢とする。ただし、現に業務の用に供するに至った年齢がその年齢後であるときは、現に業務の用に供するに至った年齢とする。

（２） 果樹等については、当該果樹等の償却額を含めて通常の場合におおむね収支相償うに至ると認められる樹齢とする。

（成熟の年齢又は樹齢の判定が困難な場合）

49—28 49—27の（１）本文の年齢又は（２）の樹齢を判定する場合においてその判定が困難なときは、表2に掲げる生物又は果樹については、それぞれ同表に掲げる年齢又は樹齢を成熟の年齢又は樹齢とすることができるものとする。

〔表2〕

種類	細目	成熟の年齢又は樹齢
牛		満2歳
馬	農業使役用	満2歳
	小運搬使役用	満4歳
	繁殖用	満3歳

	種付用	満4歳
	競走用	満2歳
	その他用	満2歳
豚	種付用	満2歳
	繁殖用	満1歳
綿羊		満2歳
かんきつ樹		満15年
りんご樹		満10年
ぶどう樹		満6年
梨樹		満8年
桃樹		満5年
桜桃樹		満8年
びわ樹		満8年
くり樹		満8年
梅樹		満7年
柿樹		満10年
あんず樹		満7年
すもも樹		満7年
いちぢく樹		満5年
茶樹		満8年
オリーブ樹		満8年
桑樹	根刈り、中刈り及び高刈り	満3年
	立て通し	満7年
こりやなぎ		満3年
みつまた		満4年
こうぞ		満3年
ラミー		満3年
ホツブ		満3年

(年の中途で譲渡した減価償却資産の償却費の計算)

49—54 年の中途において、一の減価償却資産について譲渡があった場合におけるその年の当該減価償却資産の償却費の額については、当該譲渡の時における償却費の額を譲渡所得の金額の計算上控除する取得費に含めないで、その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入しても差し支えないものとする。

(注) 当該減価償却資産が令第6条第1号、第2号及び第8号に掲げる建物及びその附属設備、構築物及び無形固定資産である場合には、当該償却費の額について譲渡所得の金額の計算上控除する取得費に含める場合とその年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する場合には、事業税における所得の計算上

の取扱いが異なる場合があることに留意する。

(繰延資産の償却期間)

50—3 令第7条第1項第3号((公共的施設の負担金等の繰延資産))に掲げる繰延資産のうち表3に掲げるものの償却期間は、それぞれ同表に掲げる年数による。

[表3]

該当条項	種類	細目	償却期間
令第7条第1項第3号イ((公共的施設等の負担金))に掲げる費用	公共的施設の設置又は改良のために支出する費用(2—24参照)	(1) その施設又は工作物がその負担をした者に専ら使用されるものである場合	その施設又は工作物の耐用年数の70%に相当する年数
		(2) (1)以外の施設又は工作物の設置又は改良の場合	その施設又は工作物の耐用年数の40%に相当する年数
	共同的施設の設置又は改良のために支出する費用(2—25参照)	(1) その施設がその負担をした者又は構成員の共同の用に供されるものである場合又は協会等の本来の用に供されるものである場合	イ 施設の建設又は改良に充てられる部分の負担金については、その施設の耐用年数の70%に相当する年数 ロ 土地の取得に充てられる部分の負担金については、45年
		(2) 商店街における共同のアーケード、日よけ、アーチ、すずらん灯等その負担をした者の共同の用に供されるとともに、併せて一般公衆の用にも供されるものである場合	5年(その施設について定められている耐用年数が5年より短い場合には、その耐用年数)
令第7条第1項第3号ロ((資産を賃借するための権利金等))に掲げる費用	建物を賃借するために支出する権利金等(2—27の(1)参照)	(1) 建物の新築に際しその所有者に対して支払った権利金等で、当該権利金等の額が当該建物の賃借部分の建設費の大部分に相当し、かつ、實際上その建物の存続期間中賃借できる状況にあると認められるものである場合	その建物の耐用年数の70%に相当する年数
		(2) 建物の賃借に際して支払った(1)以外の権利金等で、契約、慣習等によってその明渡しに際して借家権として転売できることになっているものである場合	その建物の賃借後の見積残存耐用年数の70%に相当する年数
		(3) (1)及び(2)以外の権利	5年(契約の賃借期間が5年

		金等である場合	未満であり、かつ、契約の更新をする場合に再び権利金等の支払を要することが明らかであるものについては、当該賃借期間の年数)
	電子計算機その他の機器の賃借に伴って支出する費用(2-27の(2)参照)		その機器の耐用年数の70%に相当する年数(その年数が契約による賃借期間を超えるときは、当該賃借期間の年数)
令第7条第1項第3号ハ((役務の提供を受けるための権利金等))に掲げる費用	ノーハウの頭金等(2-28参照)		5年(設定契約の有効期間が5年未満である場合において、契約の更新に際して再び一時金又は頭金の支払を要することが明らかであるときは、当該有効期間の年数)
令第7条第1項第3号ニ(広告宣伝用に供する資産を贈与した費用))に掲げる費用	広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用(2-29参照)		その資産の耐用年数の70%に相当する年数(その年数が5年を超えるときは、5年)
令第7条第1項第3号ホ((その他自己が便益を受けるための費用))に掲げる費用	スキー場のゲレンデ整備費用(2-29の2参照)		12年
	著作権の設定の対価(2-29の3参照)		設定契約に定める存続期間(設定契約に存続期間の定めがない場合には、3年)
	同業者団体等の加入金(2-29の4参照)		5年
	職業運動選手等の契約金等(2-29の5参照)		契約期間(契約期間の定めがない場合には、3年)

(注) 1 道路用地をそのまま又は道路として舗装の上、国又は地方公共団体に提供した場合において、その提供した土地の帳簿価額に相当する金額(舗装費を含む。)が繰延資産となる公共施設の設置又は改良のために支出する費用に該当するときは、その償却期間の計算の基礎となる「その施設又は工作物の耐用年数」は15年として、この表を適用する。



2 償却期間に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(港湾しゅんせつ負担金等の償却期間の特例)

50—4 公共的施設の設置又は改良のために支出する費用のうち企業合理化促進法第8条((産業関連施設の整備))の規定に基づき負担する港湾しゅんせつに伴う受益者負担金及び共同的施設の設置又は改良のために支出する費用のうち負担者又は構成員の属する協会等の本来の用に供される会館等の建設又は改良のために負担するものについては、50—3に定める償却期間が10年を超える場合には、当分の間、50—3にかかわらず、その償却期間を10年とするものとする。

(公共下水道に係る受益者負担金の償却期間の特例)

50—4の2 地方公共団体が都市計画事業その他これに準ずる事業として公共下水道を設置する場合において、その設置により著しく利益を受ける土地所有者が都市計画法その他の法令の規定に基づき負担する受益者負担金については、50—3にかかわらずその償却期間を6年とする。

(注) 下水道法第19条((工事負担金))の規定により負担する負担金の取扱いは、2—21((公共下水道施設の使用のための負担金))によることに留意する。

(分割払の繰延資産)

50—5 令第7条第1項第3号に掲げる繰延資産となるべき費用の額を分割して支払うこととしている場合には、たとえその総額が確定しているときであっても、その総額を未払金に計上して償却することはできないものとする。ただし、その分割して支払う期間が短期間((おおむね3年以内))である場合には、この限りでない。

(損失の金額)

51—2 法第51条第1項、第3項又は第4項に規定する損失の金額とは、資産そのものについて生じた損失の金額をいい、当該損失の金額は、当該資産について令第142条((必要経費に算入される資産損失の金額))又は第143条((昭和27年12月31日以前に取得した資産の損失の金額の特例))の規定を適用して計算した金額からその損失の基因となった事実の発生直後における当該資産の価額及び発生資材の価額の合計額を控除した残額に相当する金額とする。

(原状回復のための費用)

51—3 法第51条第1項又は第4項に規定する資産が損壊した場合において、当該資産の修繕その他の原状回復のために支出した費用の額があるときは、その費用の額のうち、当該資産について令第142条又は第143条の規定を適用して計算した金額から当該損壊直後における当該資産の価額を控除した残額に相当する金額までの金額は資本的支出とし、残余の金額を当該支出をした日の属する年分の必要経費に算入するものとする。

(盗難品等の返還を受けた場合のそ及訂正)

51—8 法第51条第1項、第3項又は第4項に規定する資産について盗難又は横領による損失が生じた場合において、当該盗難又は横領に係る資産の返還を受けたときは、そ及して各種所得の金額を訂正する。

資料14 昭和47年1月21日付直所「農業協同組合受託農業経営事業等から生ずる収益に対する所得税の取扱いについて」

昭和47年1月21日

直所3—1

国税局長あて

国税庁長官

農業協同組合法の一部を改正する法律（昭和45年法律第55号）の施行に伴い、農業協同組合が行なう受託農業経営事業（以下「受託経営事業」という。）等から生ずる収益の所得の種類等については、下記により取り扱うこととしたから、通達する。

（理由）

受託経営事業は、「農業協同組合農業経営受託規程例」（別添参照）に基づき、昭和46年分から実施されており、その損益は委託者に帰属することになるので、この取扱いについて統一するためである。

記

#### 1 受託経営事業の場合

##### （1） 所得の種類

イ 受託経営事業から生ずる収益は、委託者の事業所得（農業所得）に該当する。

（注） 受託経営事業を行なう場合には、当該農地について農地法第3条第1項の規定による使用収益権が設定されるが、受託者は、その使用収益の対価を支払うことはなく、受託経営事業から生ずる損益は、委託者に帰属するものである。

ロ 委託者（後記（2）により所得者を判定した場合は、その者。以下この項において同じ。）

およびその者と生計を一にする配偶者その他の親族（以下「家族」という。）が、受託経営事業にかかる農耕に従事したことにより、受託者から受ける報酬は、委託者が負担する受託経費のうちの作業費（農業協同組合農業経営受託規程例第14条第2号参照）に相当する部分は、委託者の事業所得に該当するものとし、当該部分をこえる金額は、委託者または家族の給与所得として取り扱うものとする。

（注） この場合において、委託者が受ける報酬からさきに事業所得に該当するものとして計算する。

##### （2） 所得者の判定

受託経営事業から生ずる収益にかかる所得者は、原則として委託者であるが、所得税基本通達12—3（夫婦間における農業の事業主の判定）および12—4（親子間における農業の事業主の判定）により推定した農業の事業主が委託者と異なる場合には、その推定した事業主を、受託経営事業から生ずる収益にかかる所得者とする。

（注） 受託経営事業の委託者は、原則として、農業協同組合の組合員であり、かつ、当該委託にかかる農地の所有権を有する者である。

##### （3） 収入金額および必要経費の計算

受託経営事業にかかるその年分の農業所得の計算については、収入金額および必要経費の計算を省略して、受託者がその年の12月31日現在で損益の計算（仮決算）をした結果により、委託者に通知された受託経営事業からの配分見込額を、農業所得の収入金額とし、当該委託農地

にかかる固定資産税および受託経営事業の用に供された減価償却資産の償却費等を必要経費として計算してもさしつかえない。

(注) 1 受託者から通知された配分見込額は、受託者において当該受託経営事業の損益について、税務計算に従って計算されるものである。

2 配分見込額と、受託経営事業にかかる精算額との差額はその精算時の年分の収入金額または必要経費として調整されるものである。

## 2 1以外のいわゆる委託耕作の場合

農地法第3条第1項（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）の規定による農業委員会の許可を受けずに、他人に農地の耕作をさせている場合の、当該農地にかかる所得の種類は、次による。

(1) 他人に農地を耕作させ、その対価を受ける者（いわゆる委託者）の当該農地から生ずる収益は、原則として事業所得（農業所得）に該当する。

(2) 他人の農地を耕作している者（いわゆる受託者）の当該農地から生ずる収益（当該農地の受託耕作により委託者から受ける報酬を含む。）は、事業所得（農業所得）に該当する。

別添

### 〇〇農業協同組合農業経営受託規程例 （水稻作の場合）

（目的）

第1条 この規程は、〇〇農業協同組合定款第〇〇条の規定に基づき、この組合が組合員の委託を受けて行なう農業の経営（以下「受託農業経営」という。）の事業について必要な事項を定め、受託農業経営の事業の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

（受託農業経営の種類）

第2条 この組合の受託農業経営の事業は、水稻作について行なうものとする。

（委託者）

第3条 この組合の組合員のほか、次の各号の一に該当する者は、この組合に対し、農業の経営を委託することができる。

一 この組合の組合員と同一の世帯に属する者

二 この組合の地区内に住所を有する者

2 この組合は、組合員、前項各号に掲げる者、この組合に農業の経営を委託した後にこの組合の地区外に住所を移転した者又は農業の経営を委託する際に組合員と同一の世帯に属していた者以外の者については、契約の更新をしないものとする。

3 この組合に農業の経営を委託しようとする者は、当該委託に係る農地の所有権を有する者でなければならない。

（委託の申込み）

第4条 この組合に農業の経営を委託しようとする者は、別に定める様式による農業経営委託申込書を毎年〇月〇日までにこの組合に提出しなければならない。

（契約の締結）

第5条 この組合は、前条の申込みがあつた場合において、農業経営委託申込書の内容を審査し委託の申込みを相当と認めたときは、別に定める様式による農業経営委託契約書により契約を締結するものとする。

(契約の期間)

第6条 契約の期間は、〇年以上であつて契約において定める間とする。

(受託の制限)

第7条 この組合は、委託申込みに係る農地の圃場条件等が機械作業等に適しないと認められる場合においては、農業の経営を受託しないことができる。

(解約の制限)

第8条 この組合及び委託者は、契約の期間中は、解約の申入れをしないものとする。ただし、正当な理由がある場合であつて、この組合及び委託者が合意したときはこの限りではない。

(契約の更新)

第9条 委託者が契約の期間の満了の一年前から三月前までの間にこの組合に対して契約を更新しない旨の通知をしないときは、契約の期間満了時において、従前の契約と同一の条件(期間を含む。)でさらに契約したものとみなす。

(善管注意義務)

第10条 この組合は、受託農業経営を行なうに当たっては、委託契約の本旨に基づき、善良なる管理者の注意をもつて委託者の利益に最も適合するように配慮しなければならない。

(主宰権)

第11条 受託農業経営の運営に関する事項については、農業経営委託契約書に定めるもののほか、この組合が決定する。

(収穫物の所有権)

第12条 受託農業経営の事業により生ずる収穫物の所有権は、組合に帰属するものとする。

(受託農業経営に係る損益の帰属及び損益の委託者ごとの算出方法)

第13条 受託農業経営に係る損益は委託者に帰属するものとし、この組合は受託農業経営に係る損益を次に掲げる算式により計算するものとする。

総販売額(共済金等を含む) × {当該委託者の委託農業経営に係る農地の基準収量により算定した当該委託者の収量の合計 / 基準収量により算定した受託農業経営に係る収量の合計} - 一次条の規定による受託経費

2 前項に規定する基準収量は、受託農業経営に係る農地の自然条件その他の諸条件を勘案して、毎年受託農業経営事業運営協議会の議を経てこの組合が決定する。

(受託経費の計算)

第14条 受託農業経営に係る委託者ごとの受託経費は、次の各号に掲げるところにより算出して得た額の合計額とする。

一 資材費及び共済掛金

この組合の受託農業経営に係る資材費及び共済掛金の総額 ÷ {当該委託者の委託面積 / この組合の総受託面積}

二 作業費

単位面積当たりの別に定める作業費 × 当該委託者の委託面積 × 作業の難易度

三 事務管理費

単位面積当たりの別に定める事務管理費 × 当該委託者の委託面積

四 水利費その他の負担金

委託農地の負担額

五 カントリーエレベーターその他の乾燥調製施設の利用料及び販売経費

総利用料及び販売経費×{当該委託者の委託農業経営に係る農地の基準収量により算定した当該委託者の収量の合計／基準収量により算定した受託農業経営に係る収量の合計}

2 受託農業経営の運営に伴い臨時の必要費が生じたときは、委託者とこの組合が協議して決定する。

(損害賠償)

第15条 この組合は、異常気象、水害その他の災害による受託農業経営の収量の減少、受託農業経営の事業の用に供した農地等の損壊、滅失等この組合の故意又は過失によらない損害についての責を負わないものとする。

(運営協議会)

第16条 この組合は、受託農業経営の事業の適正かつ円滑な運営を確保するため、委託者、農業改良普及所、市町村、農業委員会、土地改良区等からなる受託農業経営事業運営協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとする。

2 協議会においては、受託農業経営の事業の運営に関する基本方針、受託の条件、受託の経費その他受託農業経営の事業の運営に関する重要事項について、毎年協議するものとする。

(作業委託)

第17条 この組合は、受託農業経営の事業を効率的に行なうために必要があると認めるときは、受託農業経営に係る一部の作業を農業者等に委託することができる。

(経理の区分)

第18条 この組合は、受託農業経営の事業と他の事業を区分して経理するものとする。

2 この組合は、委託者又はその一般承継人から請求があつたときは、経理の内容を明らかにした書類を閲覧させ、又はこれらの書類につき説明を行なうものとする。

(受託農業経営の事業の運営に必要な事項の委任)

第19条 この規程に定めるもののほか、受託農業経営の事業の運営上必要な事項については、この組合が別に定めるところによる。

附 則

この規程は、 年 月 日から施行する。

資料15 昭和48年12月7日付直所4-10「果樹共済に係る共済金及び共済掛金の取扱いについて」  
果樹共済に係る共済金及び共済掛金の取扱いについて

昭和48年12月7日

直所4-10

沿革

平成18年1月12日課個5-2改正

標題のことについては、下記により取り扱われたい。

(理由)

「農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律」(昭和47年6月16日法律第71号)によって、これまで暫定的に行なわれていた果樹保険が果樹共済(収穫共済および樹体共済)として本格的に制度化され、昭和48年4月1日から施行されたことに伴い、その取扱いを定めたものである。

記

## 1 果樹共済の共済掛金の取扱い

### (1) 収穫共済の共済掛金の取扱い

収穫共済の共済掛金は、当該共済掛金に係る果実を収穫する日の属する年分の必要経費に算入する。

ただし、青色申告者等継続記録を有する者が、当該共済掛金を支払った日の属する年分の必要経費に算入している場合には、これを認めるものとする。

### (2) 樹体共済の共済掛金の取扱い

樹体共済の共済掛金は、その支払うべき日の属する年分の必要経費に算入する。

## 2 果樹共済の共済金の取扱い

### (1) 収穫共済の共済金の取扱い

災害によって受ける収穫共済金(仮渡金を含む。以下同じ。)は、当該災害を受けた果実の収穫期の属する年分の事業(農業)所得の総収入金額に算入する。

なお、確定申告期限までに農業共済組合において収穫共済金の額が算定されていないため、その見積額により確定申告がなされ、当該見積額と収穫共済金の額との差額が生じた場合において、その差額が少額であると認められるときは、当該確定申告をした者のその年分の農業所得の金額を是正することに代えて翌年分の農業所得の金額の計算上、当該差額を減算又は加算して調整することができるものとする。

この場合の見積額は、原則として、農業共済組合において計算された当該収穫共済金の概算額によるものとする。

### (2) 樹体共済の共済金の取扱い

樹体共済金については、災害を受けた樹体にかかる損失額から控除することとなるが、樹体共済金について確定申告時までに具体的な額が確定しない場合の取扱いについては、所得税基本通達51-7((保険金等の見込控除))の定めがあることに留意する。

資料16 昭和56年8月6日付直所5-6「租税特別措置法第25条及び第67条の3に規定する肉用牛の売却に係る所得の課税の特例に関する所得税及び法人税の取扱いについて」

昭和56年8月6日

直所5-6

直法2-10

国税局長

沖縄国税事務所長あて

国税庁長官

標題のことについて、農林水産省畜産局長から別紙2のとおり照会があり、これに対して当庁直税部長名をもって別紙1のとおり回答したから了知されたい。

別紙1

直所5-6

直法2-10

昭和56年8月6日

農林水産省畜産局長 殿

国税庁直税部長

肉用牛売却所得の課税の特例の取扱いについて

(昭和56.7.1付56蓄A第3380号照会に対する回答)

標題のことについては、貴見のとおり取扱うこととします。

別紙2

56蓄A第3380号

昭和56年7月1日

国税庁長官 殿

農林水産省 畜産局長

肉用牛売却所得の課税の特例の取り扱いについて

肉用牛の売却に係る所得税又は法人税については、昭和42年から免税とされているところであるが、この度、租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和56年法律第13号）、同法施行令の一部を改正する政令（昭和56年政令第73号）及び同法施行規則の一部を改正する省令（昭和56年大蔵省令第15号）が公布施行されたことに伴い、課税の特例が行われる肉用牛の範囲及び特例の手続き上必要とされる確定申告書に添付すべき売却証明書等本措置の適用上の具体的運用に当たっては、下記により取り扱うことが適当であると考えてるので、よろしく取り計らい願いたい。

なお、肉用牛売却所得の免税措置の取り扱いについて（昭和42年12月9日付け42畜A第6895号）及び乳用雄子牛売却所得の免税措置の取り扱いについて（昭和50年2月26日付け50蓄A第752号）は廃止する。

記

#### 1 農業を営む者の範囲について

最近における牛肉の需給事情にかんがみ、当局においては、特に肉用牛の生産振興を図ってきている。このようなことから、近年小規模飼養の多い肉用牛についても、漸次多頭飼養は進展しつつあることから、本措置を適用する農業を営む者の範囲については、農家所得に占める肉用牛

所得の割合の多寡により制限することなく、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第12条第1号及び第2号に掲げる事業を営む者が肉用牛を飼養し売却した場合はすべてを対象とすることとする。

この場合、同条第1号のその他のほ場作物には栽培する牧草を含むこととする。

## 2 免税対象飼育牛の範囲について

免税措置の対象となる肉用牛は、種雄牛及び子牛の生産の用に供された乳牛の雌以外の牛であつて、売却価額が100万円未満のもの又は政令で定める登録がなされているものとされている。

(1) 種雄牛については、乳牛、肉用牛とも家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条の規定に基づく検査により種畜証明書の交付を受けた雄牛でなければ種雄牛たり得ないこととしている。これら種雄牛は国、県、団体有のものが多くその取引においても市場を通じないものであることから、市場において取引された肉用牛の成牛（雄牛、去勢牛及び雌牛）及び子牛（雄牛、去勢牛及び雌牛）並びに乳牛の成牛（雄牛及び去勢牛）及び子牛（雄牛及び去勢牛）は、本措置の対象とする。

(2) 子牛の生産の用に供された乳牛の雌とは、乳牛の雌であつて妊娠牛及び経産牛をいい、体系、家畜市場における上場区分等から判定する。

(3) なお、肉用牛の飼養期間が極端に短かく、単なる肉用牛の移動を主体とした売却により生じた所得までを本措置の対象とする必要はないので、対象を一定期間以上飼養した肉用牛に限定して差支えないが、その期間は2ヶ月以上とすることとする。

(4) また、売却に係る牛が子取り用雌牛で繁殖用に用いられていること等のため固定資産として経理されている場合は当該売却による対価は譲渡所得となるため本措置の対象肉用牛とはしないこととする。

## 3 売却証明書について

租税特別措置法（以下、「法」という。）第25条第5項及び第67条の3第3項の書類は、次により作成するものとする。

(1) 売却証明書の様式は、法第25条第1項第1号及び第67条の3第1項第1号に規定する売却に係る場合は、別紙1により、法第25条第1項第2号及び第67条の3第1項第2号に規定する売却に係る場合は、別紙2によることとする。

(2) 昭和56年4月1日以降に売却したものについては、遡及して証明することとする。

(3) 肉用牛の中央卸売市場、指定市場における売却は、通常市場の荷受機関（卸売人）に売却を依頼し、荷受機関は併設と場においてと殺解体のうえ市場において売却することとしている。

このため、肉用牛は市場において枝肉の売却価格とその原皮、内臓等のそれぞれの価格が合算されて肉用牛売却農家又は農業生産法人に支払われることとなる場合と、枝肉価格には原皮、内臓等の価格が含まれたものとして枝肉を売却する場合との両者があることとなるので、肉用牛売却証明書の売却価額欄には、前者の場合は合算価格を記入することとする。

## 4 農業共同組合連合会に委託して売却した場合について

農林水産大臣の指定を受けた農業共同組合連合会については、その会員たる農業共同組合が農家を代理して委託した場合も本措置の対象とすることとする。

なお、この場合の証明は、農林水産大臣の指定した農業協同組合連合会が行うこととなるが、この場合にあつては、農家を代理した農業協同組合を明らかにすることとする。



資料18 昭和57年8月2日付直所5-7「採卵用鶏の取得費の取扱いについて」

昭和57年8月2日

直所5-7

直法2-5

国税局長

沖縄国税事務所長あて

国税庁長官

標題のことについて、金沢国税局長から別紙2のとおり照会があり、これに対して別紙1のとおり回答したから了知されたい。

別紙1

採卵用鶏の取得費の取扱いについて（昭57・7・5付金局直所第38号照会に対する回答）

昭和57年8月2日

直所5-6

直法2-4

金沢国税局長あて

国税庁長官

標題のことについては、貴見のとおり取り扱うこととします。

別紙2

採卵用鶏の取得費の取扱いについて

昭和57年7月5日

金局直所第38号

国税庁長官あて

金沢国税局長

採卵用鶏の所得計算における取得費の取扱いについては、昭和29年3月20日付直所4-12（例規）「畜産所得事務要領について」通達及び昭和43年2月8日付所得税課情報第127号「採卵用鶏の評価方法等について」により、①ひなから成鶏までの育成費用はたな卸資産、②成鶏については、納税者の選択により（イ）たな卸資産又は（ロ）減価償却資産とする方法のいずれかの方法により取り扱っているところであるが、現在の実態は、①採卵用鶏は、成鶏になつてから廃鶏になるまでの業務の用に供する期間が13ヶ月程度と短いこと、②事業形態は、ひなの購入から育成、採卵、廃鶏、譲渡までを継続して行っていることが通例であること等から、下記により取り扱うことが適当であると考えるので、今後これにより取り扱ってよいか上申する。

記

採卵業を営む個人又は法人の所得金額の計算上、種卵・ひな・成鶏等を購入するために要した費用、種卵をふ化するために要した費用及びひなを成鶏とするために要した育成費用等については、継続適用を条件としてその購入、育成等をした年分又は事業年度における必要経費又は損金の額に算入することができるものとする。

資料19 平成元年3月29日付直所3-8「消費税法等の施行に伴う所得税の取扱いについて」

平成元年3月29日

直所3-8

直資3-6

国税局長

沖縄国税事務所長あて

国税庁長官

沿革

平成9年2月26日課所4-3・課資3-2

平成11年1月21日課所4-1

平成26年3月13日課個2-3

平成27年7月7日課個2-17

令和元年6月28日課個2-28

標題のことについては、下記のとおり定めたから、これによらねたい。

(趣旨)

消費税法(昭和63年法律第108号)、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律(平成6年法律第109号)、地方税法等の一部を改正する法律(平成6年法律第111号)、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成9年政令第17号)、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)、所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)、地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)及び地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)の施行に伴い、所得税の課税所得金額の計算における消費税及び地方消費税の取扱いを明らかにするものである。

記

(用語の意義)

- 1 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
    - (1) 令 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)をいう。
    - (2) 措置法 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)をいう。
    - (3) 消費税等 消費税及び地方消費税をいう。
    - (4) 控除対象外消費税額等 消費税法第30条第1項((仕入れに係る消費税額の控除))の規定の適用を受ける場合における同条第2項に規定する課税仕入れ等の税額及び当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額のうち同条第1項の規定による控除をすることができない金額及び当該控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額をいう。
- (注) 課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額又は控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額とは、それぞれ令第182条の2第6項((資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入))に規定する課税仕入れ等の税額に係る

地方消費税の額に相当する金額又は控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額をいう。

(5) 税抜経理方式 消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式をいう。

(6) 税込経理方式 消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分しないで経理する方式をいう。

(税抜経理方式と税込経理方式の選択適用)

2 所得税の課税所得金額の計算に当たり、消費税法第2条第1項第3号((定義))に規定する個人事業者(以下「個人事業者」という。)が行う取引に係る消費税等の経理処理(以下「経理処理」という。)については、税抜経理方式又は税込経理方式のいずれの方式によることとしても差し支えないが、個人事業者の選択した方式は当該個人事業者の行う全ての取引について適用するものとする。

(注) 1 不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得(以下「事業所得等」という。)を生ずべき業務のうち2以上の所得を生ずべき業務を行う場合には、当該所得の種類を異にする業務ごとに上記の取扱いによることができるものとする。

2 譲渡所得の基因となる資産の譲渡で消費税が課されるものに係る経理処理については、当該資産をその用に供していた事業所得等を生ずべき業務と同一の方式によるものとする。

3 消費税と地方消費税は同一の方式によるものとする。

(固定資産等及び経費等の経理方式の選択適用)

3 個人事業者が売上げ等の収入に係る取引につき税抜経理方式を適用している場合には、2((税抜経理方式と税込経理方式の選択適用))にかかわらず、固定資産、繰延資産、棚卸資産及び山林(以下「固定資産等」という。)の取得に係る取引又は販売費、一般管理費等(山林の伐採費及び譲渡に要した費用を含む。以下「経費等」という。)の支出に係る取引のいずれか一方の取引については、継続適用を条件として固定資産及び繰延資産と異なる方式を選択適用できるものとする。

(注) 1 個々の固定資産等の取得に係る取引又は個々の経費等の支出に係る取引ごとに異なる方式を適用することはできない。

2 売上げ等の収入に係る取引につき税込経理方式を適用している場合には、固定資産等の取得に係る取引及び経費等の支出に係る取引については税抜経理方式を適用することはできない。

(年末一括税抜経理方式)

4 税抜経理方式による経理処理は、原則として取引の都度行うのであるが、その経理処理をその年12月31日において一括して行うことができるものとする。

(免税事業者等の消費税等の処理)

5 所得税の課税所得金額の計算に当たり、消費税の納税義務が免除されている個人事業者については、その行う取引に係る消費税等の処理につき、2((税抜経理方式と税込経理方式の選択適用))にかかわらず、税込経理方式によるのであるから留意する。

(注) この取扱いは、消費税が課されないこととされている資産の譲渡等のみを行う個人事業者

についても適用がある。

(特定課税仕入れに係る消費税等の額)

- 5の2 消費税法第5条第1項((納税義務者))に規定する特定課税仕入れ(以下「特定課税仕入れ」という。)の取引については、取引時において消費税等の額に相当する金銭の受払いがないのであるから、その取引の都度行う経理処理において当該特定課税仕入れの取引の対価の額と区分すべき消費税等の額はないことに留意する。

ただし、個人事業者が当該特定課税仕入れの取引の対価の額に対して消費税等が課せられるものとした場合の消費税等の額に相当する額を、例えば、仮受金及び仮払金等としてそれぞれ計上するなど仮勘定を用いて経理処理することとしても差し支えない。

(仮受消費税等及び仮払消費税等の清算)

- 6 個人事業者が税抜経理方式を適用している場合において、消費税法第37条第1項((中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例))の規定の適用を受けたこと等により、同法第19条第1項((課税期間))に規定する課税期間(以下「課税期間」という。)の終了の時ににおける仮受消費税等の金額(特定課税仕入れの消費税等の経理金額を含む。)と仮払消費税等の金額(特定課税仕入れの消費税等の経理金額を含み、控除対象外消費税額等に相当する金額を除く。)との差額と当該課税期間に係る納付すべき消費税等の額又は還付されるべき消費税等の額(当該個人事業者が行う業務のうち税込経理方式を適用しているものがある場合には、当該業務に係る取引がないものとして計算した納付すべき消費税等の額又は還付されるべき消費税等の額とする。)との差額が生じたときは、当該差額については、当該課税期間を含む年の事業所得等の金額の計算上、総収入金額又は必要経費に算入するものとする。

(注)1 事業所得等を生ずべき業務のうち2以上の所得を生ずべき業務について税抜経理方式を適用している場合には、税抜経理方式を適用している業務のそれぞれについて、他の税抜経理方式を適用している業務に係る取引がないものとして上記の取扱いを適用するものとする。

2 特定課税仕入れの消費税等の経理金額とは、5の2((特定課税仕入れに係る消費税等の額))のただし書により、特定課税仕入れの取引に係る消費税等の額に相当する額として経理した金額をいう。

(消費税等の必要経費算入の時期)

- 7 所得税の課税所得金額の計算に当たり、税込経理方式を適用している個人事業者が納付すべき消費税等は、納税申告書に記載された税額については当該納税申告書が提出された日の属する年の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入し、更正又は決定に係る税額については当該更正又は決定があつた日の属する年の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入する。ただし、当該個人事業者が申告期限未到来の当該納税申告書に記載すべき消費税等の額を未払金に計上したときの当該金額については、当該未払金に計上した年の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入することとして差し支えない。

(消費税等の総収入金額算入の時期)

- 8 所得税の課税所得金額の計算に当たり、税込経理方式を適用している個人事業者が還付を受ける消費税等は、納税申告書に記載された税額については当該納税申告書が提出された日の属する年の事業所得等の金額の計算上、総収入金額に算入し、更正に係る税額については当該更正のあつた日の属する年の事業所得等の金額の計算上、総収入金額に算入する。ただし、当該個人事業

者が申告期限未到来の当該納税申告書に記載すべき消費税等の額を未収入金に計上したときの当該金額については、当該未収入金に計上した年の事業所得等の金額の計算上、総収入金額に算入することとして差し支えない。

(少額の減価償却資産の取得価額等の判定)

- 9 令第138条((少額の減価償却資産の取得価額の必要経費算入))、第139条((一括償却資産の必要経費算入))又は第139条の2((繰延資産となる費用のうち少額のもの必要経費算入))の規定を適用する場合において、これらの規定における金額基準を満たしているかどうかは、個人事業者が適用している税抜経理方式又は税込経理方式に応じ、その適用している方式により算定した取得価額又は支出する金額により判定する。

措置法に規定する特別償却等において定められている金額基準についても、同様とする。

(資産に係る控除対象外消費税額等の処理)

- 10 令第182条の2第5項((資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入))に規定する資産に係る控除対象外消費税額等(以下「資産に係る控除対象外消費税額等」という。)については、令第182条の2の規定の適用を受け、又は受けないことを選択することができるが、同条の規定の適用を受ける場合には、資産に係る控除対象外消費税額等が生じた年において、その全額について同条の規定を適用しなければならないことに留意する。

(注) 事業所得等を生ずべき業務のうち2以上の所得を生ずべき業務について税抜経理方式を適用している場合には、それぞれの業務に係る取引ごとに上記の取扱いを適用するものとする。

(資産の範囲)

- 11 令第182条の2第1項に規定する資産には、固定資産、棚卸資産、山林のほか繰延資産が含まれるが、前払費用(一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうちその年12月31日においてまだ提供を受けていない役務に対応するものをいう。)は含まれないことに留意する。

(登録国外事業者以外の者との取引に係る仮払消費税等の金額)

- 11の2 税抜経理方式を適用している個人事業者が行う取引のうち、登録国外事業者以外の国外事業者から受けた事業者向け以外の電気通信利用役務の提供の取引に係る仮払消費税等の額に相当する金額(以下「未登録国外事業者に対する仮払消費税等の金額」という。)は、全額が控除対象外消費税額等となり、令第182条の2の規定の適用を受けることができることに留意する。

(注) 1 登録国外事業者とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)附則第39条第1項((国外事業者の登録等))の規定により登録を受けた事業者をいい、国外事業者とは、消費税法第2条第1項第4号の2に規定する国外事業者をいう。

2 事業者向け以外の電気通信利用役務の提供とは、同項第8号の3に規定する電気通信利用役務の提供のうち、同項第8号の4に規定する事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するもの以外のものをいう。

(譲渡所得の基因となる資産の譲渡がある場合の処理)

- 12 譲渡所得の基因となる資産の譲渡で消費税が課されるものがある場合には、当該資産の譲渡を当該資産をその用に供していた事業所得等を生ずべき業務に係る取引に含めて、6((仮受消費税等及び仮払消費税等の清算))の取扱いを適用するものとする。

(山林所得の概算経費控除等の取扱い)

13 措置法第30条((山林所得の概算経費控除))及び第30条の2((山林所得に係る森林計画特別控除))の規定を適用する場合におけるこれらの規定に規定する「収入金額」及び「伐採費、運搬費その他の大蔵省令で定める費用」は、個人事業者が適用している税抜経理方式又は税込経理方式に応じ、その適用している方式により算定する。

措置法第31条の4((長期譲渡所得の概算取得費控除))の規定を適用する場合における同条に規定する「収入金額」についても同様とする。

資料 20 平成 18 年 1 月 12 日付課個 5－3 「農業を営む者の取引に関する記載事項等の特例について」（法令解釈通達）

平成 18 年 1 月 12 日

課個 5－3

国税局長

沖縄国税事務所長あて

国税庁長官

標題のことについては、下記のとおり定めたから、これにより取り扱われたい。

なお、昭和43年10月3日付直所4－10「農業を営む青色申告者の取引に関する記載事項等の特例について」（法令解釈通達）及び昭和59年7月13日付直所5－4「農業を営む白色申告者の取引に関する記載方法等について」（法令解釈通達）は、廃止する。

（趣旨）

農業所得の計算上、これまで申告手続きの便宜を図るため、「目安」として農業所得標準を作成し、開示してきたところであるが、農業所得の計算は、他の事業所得の計算と同様に収支実額計算をすることが原則であり、また、個々の農家の実態に応じた適正な課税を図る必要があるため、所要の整備を図るものである。

## 記

### 1 青色申告者の場合

#### （1）農産物を収穫した場合の収入金額等の計上時期、計算及び記帳の方法等について

農産物（所得税法施行令第88条（農産物の範囲）に規定するものをいう。）を収穫した場合の収入金額の計上時期及び当該計算については、同法第41条（農産物の収穫の場合の総収入金額算入）第1項に規定するいわゆる収穫基準による（同法第67条（小規模事業者の収入及び費用の帰属時期）に規定するいわゆる現金主義を選択した場合を除く。）。また、この場合の記帳の方法等については、正規の簿記の方法によるときには同法施行規則第58条（取引に関する帳簿及び記載事項）による大蔵省告示（昭和42年8月大蔵省告示第112号）別表第一（青色申告者の帳簿の記載事項）の「一 事業所得の部」の「（ロ） 農業の部」（以下、「農業の告示」という。）の第一欄により、簡易簿記の方法によるときには農業の告示の第二欄により、それぞれ記帳するとともに、棚卸資産については、同法施行規則第60条（決算）の規定により棚卸表に記載することとされており、さらに、現金主義を選択したときについては、農業の告示の第三欄により記載することとされているが、農産物の収入に関する事項及び棚卸資産の記帳に当たって、農産物の数量、単価、金額の記載については、次に掲げる農産物の別によりそれぞれ次の方法によっても差し支えない。

なお、家事消費等の金額は、収穫年次の異なるごとにその収穫した時における当該農産物の価額の平均額又は販売価額（市場等に対する出荷価格をいう。）の平均額によって計算しても差し支えない。

	米麦等の穀類	野菜等の生鮮な農産物	その他の農産物
収穫時の記載	数量のみ記載し、単価、金	記載を省略する。	

	額は記載を省略する。		
販売時の記載	数量、単価、金額を記載する。	数量、単価、金額を記載する。 ただし、数量、単価について明らかでない場合は記載を省略する。	
家事消費等の記載	年末に一括して、数量、単価、金額を記載する。	年末に一括して金額のみを記載する。	年末に一括して、数量、単価、金額を記載する。
棚卸表の記載	数量、単価、金額を記載する。	記載を省略する。	数量、単価、金額を記載する。ただし、その数量が僅少なものは省略する。
摘要	<p>イ 野菜等の生鮮な農産物及びその他の農産物の区分はおおむね次による。</p> <p>(イ) 「野菜等の生鮮な農産物」とは、①すべての野菜類及び②果実等のうち収穫時から販売又は消費等が終了するまでの期間が比較的短いものをいい、例えば、ぶどう、もも、なし、びわなどがこれに含まれる。</p> <p>(ロ) 「その他の農作物」とは、果物のうち収穫時から販売又は消費等が終了するまでの期間が比較的長いもの及びいも類(甘しょ、馬れいしょ)等の農産物をいい、この種の果物には例えば、みかん、りんご、くりなどが含まれる。</p> <p>ロ 棚卸表に記載する価額は、収穫時の価額によるものとする。</p>		

(2) 未成育の牛馬等又は未成熟の果樹等に要した費用の年末整理の方法等について

イ 未成育の牛馬等又は未成熟の果樹等に要した費用は、農業の告示では年末において整理することとされているが、当該費用の額については、種付費、種苗費等の取得費及び明らかに区分できる苗木の定植に要した労務費のほか、おおむね次に掲げるものに限定して差し支えない。

(イ) 牛馬等……飼料費

(ロ) 果樹等……肥料費、薬剤費

ロ 未成熟の果樹等から生じた果実の収入金額がある場合には、原則として、これを当該未成熟の果樹等の取得価額から控除するのであるが、毎年継続して同一の方法によることを前提として、当該収入金額を総収入金額に算入しても差し支えない。

また、未成熟の果樹等から生じた収入金額を、当該未成熟の果樹等の取得価額から控除する方法をとる場合には、その年分の果実等の収入金額がその年分の未成熟の果樹等の取得費の額及び当該果樹等に係る前年分以前の取得費の額を基として計算した減価償却費の額の合計額を超えることとなるときでも当該果樹等の樹令がその地域における当該果樹等の一般的な成熟樹令に達するまでの期間については、その年分の取得費の額を超過する金額を前年分以前の取得費の額から減額して整理することができるものとする。

(注) 未成熟の果樹等から生じた果実等の収入金額を毎年継続して総収入金額に算入する方法をとっている場合又は納税者がその果樹等が収支相償う樹令に達したとしてその果実等の収入金額を総収入金額に算入した場合には、その地域における当該果樹等の一般的な成熟樹令に達する以前においても収支相償うこととなったと認められる果樹等については、その減価償却を行うことができるのであるから留意する。



(3) 未収穫農産物に要した費用の年末整理の方法及びその省略について

未収穫農産物である幼麦、野菜等に要した費用については、農業の告示の第一欄及び第二欄とも年末において整理することとされているが、当該費用については次の方法によるものとする。

イ 毎年同程度の規模で作付等をする未収穫農産物については、その整理を省略し、当該費用の額をその年分の必要経費に算入しても差し支えない。

ロ イ以外の未収穫農産物については、当該費用の額はおおむね種苗費、肥料費及び薬剤費に限定して差し支えない。

(4) 収穫物及び未収穫農産物以外の資産の棚卸しの省略について

棚卸資産の棚卸しについては、正規の簿記の方法による場合及び簡易簿記の方法による場合にあつては、所得税法施行規則第60条（決算）の規定により、棚卸資産の種類、品質、型などの異なるものの別に、数量、単価、金額を記載した棚卸表を作成することとされているのであるが、収穫物及び(3)の未収穫農産物以外の棚卸資産については、毎年同程度の数量を翌年へ繰り越す場合には、その棚卸しを省略しても差し支えない。

2 青色申告者以外の場合

(1) 農産物の家事消費等の金額の計算及び記載の方法等について

イ 農産物の家事消費等について年末に一括して記載する方法を採る場合は、所得税法施行規則第102条（事業所得等に係る取引に関する帳簿の記録の方法及び帳簿書類の保存）による大蔵省告示（昭和59年3月大蔵省告示第37号）別表の「一 事業所得の部」の「(ロ) 農業の部」により、その消費等をしたものの種類別に、その合計数量及び合計金額を記載することとされているが、「野菜等の生鮮な農産物」（上記1（1）の表の摘要イ（イ）に定める農産物をいう。以下同じ。）については、その合計金額のみを記載することとして差し支えない。

ロ 農産物の家事消費等の金額については、収穫年次の異なるごとにその収穫した時における当該農産物の価額の平均額又は販売価額（市場等に対する出荷価格をいう。）の平均額によって計算することとして差し支えない。

(2) 農産物の棚卸しについて

イ 農産物の棚卸価額は、当該農産物の収穫時の価額によるものとする。

ロ 「野菜等の生鮮な農産物」については、棚卸しを省略して差し支えない。

ハ 「その他の農産物」（上記1（1）の表の摘要イ（ロ）に定める農産物をいう。）については、数量が僅少なものは棚卸しを省略して差し支えない。

(3) 未成育の牛馬等又は未成熟の果樹等に要した費用の年末整理の方法等について

上記1（2）の取扱いを準用する。

(4) 未収穫農産物に要した費用の年末整理の方法及びその省略について

上記1（3）の取扱いを準用する。

(5) 収穫物及び未収穫農産物以外の資産の棚卸しの省略について

上記1（4）の取扱いを準用する。